平成19年度11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算特別委員会文教警察企業分科会会議録

平成19年11月28日~30日・12月3日~4日

場 所 第3委員会室(11月28日~30日、12月4日) 西臼杵教育事務所(12月3日)

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成18年度決算の認定について

出席委員(9人)

委	員		長	太	田	清	海
副	委	員	長	河	野	安	幸
委			員	米	良	政	美
委			員	福	田	作	弥
委			員	野	辺	修	光
委			員	宮	原	義	久
委			員	西	村		賢
委			員	長	友	安	弘
委			昌	#	F	紀代子	

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 相 浦 勇 二 警 務 部 長 橋 本 昌 典 警務部参事官兼首 席 監 察 官 松尾清 治 生活安全部長 柄 本 重 敏 刑 事 部 長 鬼東昭 己 交 涌 長 柄 本 憲 生 部 口数雄 警 備 部 長 谷 警務部参事官 椎 葉 今朝邦 警務部参事官兼会 計 課 長 中原雅男 生活安全部参事官 白 方 寛 松井宏益 総 務 課 長 生活安全企画課長 黒 木 憲 生 少年課長柏田和彦交通規制課長今井和久運転免許課長徳留勝次郎

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中浩輔議事課主査 湯地正仁

○太田主査 ただいまから、普通会計決算特別 委員会・文教警察企業分科会を開会いたします。 まず、分科会の日程についてであります。今 回、日程案の中に現地調査を入れておりますが、 その実施についてもあわせてお諮りしたいと存

じます。分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、現地調査箇所についてであります。事前に委員の皆様から聞き取りをした結果に従い、 五ヶ瀬中等教育学校とすることでよろしいで しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇太田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、11月27日の本会議終了後に開催されま した主査会における協議内容について御報告い たします。

まず、執行部の説明は、お手元に配付の説明 要領により行われますが、決算事項別の説明は 「目」の執行残が100万円以上のもの、及び執行 率が90%未満のものについて、また、主要施策 の成果は、主なものについて説明があると思い ますので、審査に当たりましては、よろしくお 願いいたします。 次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審議の進め方についてでありますが、 その場合には、主査において他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いた します。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

〇太田主査 分科会を再開いたします。

平成18年度決算についての執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○相浦警察本部長 太田主査を初め委員の皆様 方には、日ごろから警察業務全般にわたりまし て多大なる御支援をいただいておりまして、厚 く御礼申し上げます。本日は、公安委員会関係 の決算に関する審議ということでございます。 よろしくお願いいたします。

平成18年度に実施をいたしました「宮崎県総合長期計画(元気みやざき創造計画)」に基づく公安委員会関係の主な施策について御説明いたします。お手元に差し上げております資料1「決算特別委員会資料 公安委員会」の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

資料の1ページ目は、「宮崎県総合長期計画(元気みやざき創造計画)」に基づく施策の体系表に沿いまして、「平成18年度主要施策の成果に関する報告書」と整合性を持たせた体系表をお示ししております。

まず、将来像の「未来を拓く人が育つ社会」に寄与するため、主な施策である社会環境の改

善と少年の非行防止及び保護活動の推進、同じ く将来像の「安全で安心して暮らせる社会」に 寄与するための主な施策といたしまして、地域 で支える安全で安心なまちづくりの推進、犯罪 等の抑止対策や捜査力の強化、防災対策の充実 等々を積極的に推進してきたところでございま す。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。具体的には、「平成18年宮崎県警察運営方針」のとおり、運営方針を「県民の期待と信頼にこたえる警察」と定めますとともに、これを実現するための運営重点といたしまして、街頭犯罪等の抑止と検挙、交通事故の総量抑制と交通死亡事故の抑止、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進、被害者支援の推進、以上の5項目を掲げまして、全警察職員一丸となって、各種警察活動を推進し、治安維持に努めてまいったところでございます。

以上で私からの冒頭説明は終わらせていただきますけれども、平成18年度における普通会計決算の内容及び主要施策の成果等につきましては、警務部長から説明させたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、西都警察署ほか2警察署におきまして、 不適正な事務処理について指摘があり、監査結 果報告書指摘事項等に記載をいたしております けれども、これつきましては説明を省略させて いただきたいと思います。以上でございます。

○橋本警務部長 それでは、警察本部の平成18 年度決算の概要について御説明いたします。

先ほどの資料1、平成18年度決算特別委員会 資料の2ページ目をごらんください。平成18年 度決算事項別明細総括表でございます。まず、 これについて説明いたします。警察本部の一般 会計につきましては、予算額288億7,851万7,822 円、支出済額287億5,537万8,690円、不用額1 億2,313万9,132円、執行率は99.57%となっております。

3ページをごらんください。3ページ目からは18年度決算事項別明細説明資料でございます。まず(項)1の警察管理費でありますが、(目)1公安委員会費につきましては、予算額が1,532万4,000円、支出済額1,421万220円、不用額111万3,780円、執行率92.73%でありました。公安委員会費は、公安委員の報酬及び公安委員会の運営に要する経費でありますが、その不用額の主なものは、警察署協議会委員報酬等の減でございます。警察署協議会委員解酬及び旅費の減は、警察署協議会委員報酬及び旅費の減は、警察署協議会委員報酬及び旅費の減は、警察署協議会委員報酬及び旅費の減は、警察署協議会委員報酬及び旅費の減は、警察署協議会が事件等で開催できなかったり、あるいは委員がやむを得ず欠席になった分の報酬と旅費が不用額となったものございます。

次に、(目) 2警察本部費につきまして説明いたします。予算額は236億2,896万4,822円、支出済額は235億8,828万965円、不用額4,068万3,857円、執行率は99.83%でありました。警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費でありますが、その不用額の主なものは、職員給与費の減、休日給・特殊勤務手当等の減、職員共済費等の減、そして、4ページに移りますけども、家族報償費等の減、赴任旅費等の減、整察署等の冷暖房用燃料費等の減、LAN端末回線使用料等の減、宮崎県警察職員互助会補助金の減でございました。

このうち不用額の大きい休日給・特殊勤務手 当等の減でございますけども、休日給は、国民 の祝日等に勤務した職員に支給されるものであ り、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健 康または困難な勤務などに従事する職員に支給 される手当でございます。これらの予算につきましては、勤務実績に対して支給不足が生じないように措置しておりまして、いずれもその勤務実績が予定よりも少なかったため、不用額となったものでございます。

次に、4ページの中ほどをごらんください。

(目) 3装備費でございます。これにつきましては、予算額は3億6,962万3,000円、支出済額は3億6,702万9,454円、不用額259万3,546円、執行率は99.30%でございました。装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費でありますが、その不用額の主なものは、装備資機材維持修繕料等の減でございます。これは、各種装備資機材維持修繕料の入札残や車両維持に要する修繕料に不用額が出たものでございます。。

次に、5ページに入ります。(目) 4警察施設費でございます。予算額は12億9,335万2,000円、支出済額12億8,302万1,096円、不用額は1,033万904円、執行率は99.20%でありました。警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費でありますが、その不用額の主なものとしましては、庁舎維持管理消耗品費等の減、庁舎維持管理委託料等の減、交番、駐在所新築工事費等の減でございます。

このうち不用額の大きかったのは、交番、駐 在所新築工事費等の減でございます。これは交 番、駐在所を建てかえる際の建設費の入札残で ありまして、完成までの間に設計変更が生じた 場合に対応することとしておりました工事費が 不用額となったものでございます。

次に、(目) 5運転免許費でございます。予算額は6億7,037万9,000円、支出済額は6億4,600万4,588円、不用額2,437万4,412円、執行率は96.36%でございました。運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習、その他運転免許

事務処理に要する経費でございます。

その不用額の主なものは、運転免許関係郵送 料等の減と、それから6ページにちょっと書い ておりますけれども、高齢者講習、違反者・処 分者講習委託料等の減でございました。

このうち、不用額の大きかった高齢者講習、 違反者・処分者講習委託料等の減でございます けれども、高齢者講習につきましては、指定自 動車学校に委託しており、受講した人数に応じ て委託料を支払う単価契約としており、実際に 受講した人数が予想した人数を下回ったために 不用額となったものでございます。また、これ 以外の違反者・処分者講習委託料等につきまし ては、宮崎県交通安全協会等に委託して年間の 講習等の業務を行っており、講師の人件費や講 習に使用する機材の借り上げ料の確定に伴い、 精算により返納された分が不用額となったもの ございます。

次に、(項) 2警察活動費のうちの(目) 1警 察活動費について御説明いたします。この部分 の予算額は29億87万5,000円、支出済額28億5,683 万2,367円、不用額4,404万2,633円、執行率 は98.48%でございました。警察活動費は、警察 活動全般に要する経費や信号機及び道路標識等 の交通安全施設の維持・整備に要する経費でご ざいます。

その不用額の主なものとしましては、捜査報 償費等の減、留置人給食費等の減、交通安全指 導員委託料等の減、災害用ゴムボートリース料 等の減、前年度繰越事業、これは信号機等のデ ザインポールの共架整備費でございます。そう いう繰越事業の減というものがございました。 このうち、不用額の大きかったのが交通安全指 導員委託料等の減でございまして、これは、宮 崎県交通安全協会に委託しております交通安全 教育及び街頭指導についての委託料でございま したが、その活動を行っている交通安全指導員 が中途退職したことなどによる人件費の減など が不用額として計上されたものでございます。 また、被留置者給食費等の減でございます。こ れは被留置者の数が予測していたよりも少な かったことで不用額となったものでございます。 以上で平成18年度決算事項別説明を終わります。 続きまして、18年度主要施策の成果について

御説明をいたします。

451ページをごらんください。まず、一番上の 将来像であります「未来を拓く人が育つ社会」 から3行目の施策の基本的方向であります1) 心豊かでたくましく行動力に富んだ健全な青少 年の育成までは、先ほど本部長が説明いたしま した施策体系でありますので、次の主な施策で あります(1)社会環境の改善と少年非行防止 及び保護活動の推進から説明をいたします。

その下の「施策の目標」は、この施策の具体 的目標でありまして、「施策の推進状況」は、同 じく施策に対する推進状況でございます。まず、 社会環境の改善と少年非行の防止及び保護活動 の推進という施策の評価につきましては、県地 域生活部男女共同参画課が推進主体並びに取り まとめ部局、警察本部は施策推進の関係部局と なり、推進した施策を総括的・概括的に評価い たしたものでございます。

まず、施策の推進状況でございます。これに つきましては、中ほどに示されております施策 の成果指標・数値目標等が実績値を達成しな かったことや、男女共同参画課において推進い たしました幾つかの施策の成果などを総合的に 評価いたしまして、推進状況としては「C:-部に努力を要す」となっているものでございま す。なお、施策の成果指標でございます、少年 人口1,000人当たりの刑法犯少年数が18年の目標値は13.74人に対して実績値は14.22人となっておりますが、本施策指標は、少年警察活動のいわば総量が毎年、一定・絶対の量であるということを前提として平成16年の時点、計画をつくった時点で指標設定しておりましたが、平成18年において、本県警察では街頭犯罪抑止対策を強力に推進するなど、成人・少年を問わず積極的な検挙及び非行防止活動を行ってきた結果、高い実績値を上げたものでありまして、数字の上においては、目標値に達しなかったというものでございます。

この分野において警察が取り組んだ主な事業を御説明いたします。中ほどにございますが、少年サポートセンター運営事業でございます。この事業で、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする県内6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心としまして、不良行為少年1万779人を補導したほか、小中高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を延べ171回実施しております。さらに、犯罪被害少年14人の立ち直り支援及び少年相談722件を受理するなど、少年の非行防止と保護活動を推進いたしました。

これらのことを踏まえて本施策の評価としましては補導活動の強化や民間ボランティアの活動の活性化により、不良行為少年の補導数が減少したほか、非行防止教室の開催等により、非行防止の機運が醸成されつつあるなど、大目標であります青少年を取り巻く社会環境が健全化されるとともに、地域社会が一体となった少年の非行防止と保護活動が推進され、本県の未来を担う青少年が健全に育っている社会を目指すという施策の目標、これに向かっては着実に推進をしておるというような状況認識をいたして

おります。今後も、引き続き効果的な補導活動 及び非行の未然防止活動を推進するとともに、 学校との連携をさらに強化し、薬物乱用防止教 室等の充実と各種広報媒体を活用した広報活動 により、少年の規範意識を高めることが重要で あると考えております。

次に、453ページをお開きください。1犯罪や 交通事故がない社会のうちの1)安全で安心な まちづくり(1)地域で支える安全で安心なま ちづくりの推進について御説明いたします。本 施策につきましては、県地域生活部生活・文化 課が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部 が施策推進の関係部局となり、推進した施策を 総括的・概括的に評価したものでございます。

まず、施策の推進状況でございますけれども、 成果指標であります自主防犯活動に取り組んで いる団体の数が増加し、目標値を大きく上回っ たことや、指標ではあらわすことができない安 全で安心なまちづくりに関する情報発信、広報 活動等の成果を総合的に評価いたしまして、こ の施策については「A:順調」としております。 具体的に警察として取り組んだ事業として挙げ ておりますのは、宮崎県防犯協会連合会補助金 でございます。この事業は、宮崎県防犯協会連 合会に対する213万7,000円の補助を行い、県民 一人一人に犯罪の未然防止の必要性や重要性を 促し、個々の安全意識や地域の連帯感を向上さ せることを目的としているもので、広報誌「防 犯みやざき」を年5回、21万1,000部発行いたし ました。

下のほう、本施策の評価でございますが、安全で安心なまちづくりにつきましては、県民の機運の醸成が図られておりますが、今後は、振り込め詐欺やサイバー犯罪の被害防止を図るため、タイムリーかつ実効性のある広報活動を促

進していくことが課題でございます。また、自主防犯活動につきましては、成果指標にありますとおり、18年度101の団体を、取り組んでいる団体の数として目標設定しておりましたが、実績では202団体が取り組んでいるいるということでございます。このように、安全パトロール隊などの自主防犯団体による防犯活動が促進されておるところでございますけれども、今後は、自主防犯団体に対するリーダー育成等の支援を行い、地域コミュニティの再生を図ることが課題であると考えております。

次の454ページをごらんください。(2)犯罪 に強い社会システムの構築という施策について でございます。この施策は、警察本部単独で取 り組んでおります。施策の推進状況は「B:概 ね順調」としております。警察が18年に取り組 んだ主な事業として挙げておりますのは、街頭 犯罪抑止のための交番機能強化事業、それから、 県民からの相談に対応する警察安全相談強化事 業でございます。街頭犯罪抑止のための交番機 能強化事業でございますが、交番相談員を9名 増員して、県下11警察署38交番に42名を配置し、 一部の業務を交番勤務員に変わって行わせるこ とにより、「いつでも交番にいてほしい」「パト ロール活動を強化してほしい」という県民の要 望にこたえるなど、交番機能の強化を図りまし た。平成18年度からは、事件・事故、諸届等の 取り扱いが多い隣接している交番には、2交番 に3名を配置し、毎日、交番相談員が来訪者に 対応できるようにしております。

次のページをごらんください。施策の評価指標でございます。先ほど述べた施策の成果指標にありますとおり、インターネットを利用したセーフティネットワークへの加入件数が目標値の1,350件に対しまして、9,627件の加入となり、

目標値の100%を大きく超えて達成するなど、地域住民の防犯意識は高まりつつありますけれども、このセーフティネットワークへの加入件数9,627でございますが、県全体の人口からすると、まだまだ不十分でありますので、今後、加入者を拡大していくことが課題であるというふうに考えております。また、空き交番対策やパトロール強化など県民の不安感を取り除くシステムは整備されつつありますが、今後さらに、警察安全相談業務の充実と交番機能の強化を図ることによって、警察官のパトロールを強化を図ることによって、警察官のパトロールを強化するとともに、警備業の育成推進については、今後さらに円滑な検定業務を推進して警備業の活用による犯罪防止対策を図ることが課題であると考えております。

455ページの下でございますが、2)犯罪やテロ対策の推進でございます。(1)犯罪等の抑止対策や捜査力の強化という施策でございまして、この施策につきましては警察本部単独で取り組んでまいりました。施策の推進状況は「B:概ね順調」としております。

456ページをごらんください。警察が取り組んだ主な事業が挙げてあります。事業所暴力団等排除責任者講習事業、DNA型鑑定資器材の強化事業、プロファイリング推進事業、立てこもり事件等対応突入用装備資機材整備事業、指紋情報高度利用システム整備事業、サイバー犯罪対策推進事業でございます。

このうち、DNA型鑑定資器材の強化事業と、新規事業でありますプロファイリング推進事業について若干御説明いたします。まず、DNA型鑑定資器材の強化事業でございますけれども、DNA型鑑定資器材は精密機器でございまして、公判維持のためには極めて高い精度が要求されますので、定期的な保守点検を行いながら、18

年中には387件の鑑定を行いました。また、プロ ファイリング推進事業でございますけれども、 連続して発生する窃盗事件や性的犯罪などの発 生日時や手口、現場の状況、遺留品などの情報 を統計的に処理するめの犯罪情報分析システム 一式を整備し、平成18年には、連続窃盗事件な ど10件を分析するなどの捜査支援に活用いたし ました。これらの施策の評価でございますが、 成果指標にありますとおり、刑法犯認知件数が 1万1,900件の目標に対して1万1,352件に抑え られ、重要犯罪検挙率は、昨年を上回るなど、 街頭犯罪の抑止対策は順調に推移しております。 今後は、県民と行政が一体となり、防犯意識の 醸成を図り、各種犯罪の抑止対策を推進するな ど、街頭犯罪を初めとする県民が身近に不安を 感じている犯罪の検挙を向上させる必要がある と考えております。

次の458ページをごらんください。治安基盤の整備・充実についてでございます。これも警察本部単独で取り組んでまいりました。施策の推進状況は「B:概ね順調」というふうにしております。警察が取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、警察業務電算化推進事業、交番、駐在所庁舎整備事業、宮崎県総合自動車運転免許センター整備調査事業でございます。

このうち、新規事業であります、宮崎県総合 自動車運転免許センター整備調査事業について 御説明いたします。この事業は、老朽化・狭隘 化した運転免許試験場及び運転免許センターの 整備に関する基本構想策定及び民間活用による 建設手法等の調査をコンサルティング事業者に 業務委託したものでございます。

次のページをごらんください。治安基盤の整備充実についての評価でございますけれども、 生活安全センターとしての役割を果たすことを

可能とするため警察署や交番、駐在所などの警 察施設を計画的に整備してきております。今後 も必要な施設整備を進めていきますが、新たに 建てかえる施設についてはコスト縮減への配慮 や、また市町村合併・人口移動に対応した交番、 駐在所の統廃合についても検討しながら、計画 的かつ適時適切な整備を進めていくことが必要 であると考えております。また、人的基盤につ いては、計画的に増員されており、458ページ下 の成果指標にありますとおり、交番相談員の配 置状況を示す指標であります空き交番解消率は 目標値68.7%に対して61.3%となるなど、おお むね順調に整備されてきておりますけれども、 今後、警察官の大量退職、また採用期に備えて、 組織の執行力の確保や優秀な人材の育成が喫緊 の課題でございまして、警察電算基盤について は、日々変化していく犯罪形態に対応できる体 制の整備が今後、重要な課題であると考えてお ります。

なお、警察電算基盤につきましては、平成18 年度でおおむね職員一人一台の公用パソコンの 整備が終了しました。今後は、警察情報システ ムのネットワークの整備拡充や日々変化してい く事象に対応できる各種システムの開発・整備 を進める必要があると考えております。

次に、459ページの下の3)犯罪被害者を支える社会づくりのうちの(1)犯罪被害者支援の推進という施策についてでございます。これも警察本部単独の取り組みでございます。施策の推進状況は「B:概ね順調」としております。

460ページをごらんください。警察が取り組んだ主な事業を挙げております。一つは、犯罪被害者援助団体への業務委託事業、もう一つは、犯罪被害対策推進事業でございます。このうち、犯罪被害者援助団体への業務委託事業につきま

しては、犯罪被害者支援業務を社団法人宮崎犯 罪被害者支援センターに委託し、電話・面接相 談受理や付き添い等の直接支援、専門家による 法律相談・カウンセリング等を合計970回、これ は前年比232回のプラスになっております。この ような回数を実施いたしました。この分野の施 策の評価でございます。犯罪被害者支援のため の各種施策が積極的かつ効果的に推進され、460 ページ中ほどにあります成果指標にありますと おり、犯罪被害者支援活動に関心のある県民の 割合は目標値66%に対して、66.3%の実績となっ ておりますが、対前年比では1.6ポイントを上回 る成果を得られており、また、民間支援団体と の連携など、被害者等早期支援体制についても 強化されるなど、一定の成果が得られていると ころでございます。

今後、犯罪被害者支援に対する県民意識のさらなる向上を図るためには、警察の取り組みのみならず、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体が取り組んでいくこととされている各種施策を総合的に進めていくことも必要であると考えているところであり、関係部局における積極的な取り組みを促すとともに、警察の取り組みとの連携も深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、461ページ中ほどからにあります4)交通安全対策の推進のうち、(1)県民の交通安全意識の高揚という施策について御説明いたします。この施策は、地域生活部生活・文化課が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部が施策推進の関連部局となりまして、推進した施策を総括的に評価したものでございます。施策の推進状況は「B:概ね順調」としております。警察が取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、交通安全指導員委託事業、それから運転

免許試験場コースの一般開放事業と、それから462ページに入りますけれども、高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業でございます。

このうち高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業につきましては、県下に56人配置された交通安全指導員が高齢者の道路横断中の事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを活用して参加・体験型の交通安全教育を行うものでございまして、県内各地の公民館などで合計44回開催し、高齢者の安全意識の高揚を図ってきているところでございます。

施策の評価につきましては、交通事故発生件数と負傷者数が平成13年以来5年ぶりに減少するなど、県民の交通安全意識の高揚は図られているものの、交通事故死者は、前年より18人多い96人という結果となり、中でも、高齢死者が44人で、全体の約半数を占めております。462ページの中ほどでございますが、成果指標にありますとおり、交通安全指導員による交通安全教育実施数は目標値19万人に対して、実績は20万548人と大きく上回っておりますが、今後とも、高齢化のさらなる進展等に伴い、高齢者関与の事故の増加が懸念されます。このため、高齢者を対象とした交通安全教育の一層の推進が今後の課題であるというふうに考えております。

次のページ、463ページをごらんください。
(2)の交通秩序の維持について御説明いたします。この施策は、警察本部単独の取り組みでございまして、施策の推進状況は、「B:概ね順調」としております。取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、レーダースピードメーター更新整備事業、暴走族壊滅作戦推進事業、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業でございます。このうち、放置駐車違反処理・管

理システム等整備事業につきましては、昨年6 月に新駐車対策法制が施行され、民間による放置車両の確認及び標章の取りつけに関する事務が行われるようになりました。平成18年中は2,624件の確認標章の取りつけを行った結果、幹線道路の交通流が円滑となり、市街地中心部の交通混雑等の減少に寄与したものと認識しております。

次の464ページをごらんください。施策の評価でございます。成果指標、463ページの下にございますけれども、成果指標にありますとおり、指定5種違反に起因する人身事故件数の割合は、目標値12.0%に対して10.8%に減少させるなど、重点を指向した交通指導取り締まりにより、交通事故発生数、負傷者数が減少するなど一定の成果が得られております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、 死亡事故の増加と人身事故件数は依然として1 万件を超えておりますので、今後も悪質・危険 性、迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指 導取り締まりが課題であると考えております。 また、暴走族対策につきましては、暴走族グルー プをすべて解体したところではございますけれ ども、引き続き取り締まりの強化と追放機運の 醸成を図ってまいりたいというふうに考えてお ります。

次に、464ページの下にあります(3)安全・安心な交通環境の整備について御説明いたします。この施策につきましては、警察本部が推進主体並びに取りまとめ部局、土木部道路保全課が施策推進の関連部局となり、推進した施策を総括的に評価したものでございます。推進状況は、「B:概ね順調」としております。警察が取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、道路交通情報提供業務委託事業、交通安全施設

整備事業、それから高齢者のための信号機新設 整備事業でございます。

このうち交通安全施設整備事業と高齢者のた めの信号機新設整備事業について御説明いたし ます。まず、交通安全施設整備事業は情報収集 提供装置6基の整備を初め、信号機新設17基、 道路標識・標示などの整備により歩行者、自転 車利用者、運転者の安全性、快適性を確保する ものでございます。また、新規に事業として始 めた高齢者のための信号機新設整備事業につき ましては、高齢化社会の進展に伴い、高齢者に よる交通事故が増加していることから、押しボ タン式信号機など9基の新設を図ったところで ございます。本施策の評価でございますが、成 果指標にありますとおり、信号機・歩道など交 通安全施設の整備箇所数の累計は、目標値2,189 カ所に対して、目標値以上の2,203カ所を整備す るなど、信号機や道路標識などの交通安全施設 の整備によって、安全・快適で環境に優しい交 通社会が実現されつつあり、おおむね一定の成 果が得られております。しかしながら、今後も 自動車台数、運転免許人口の増加等に伴い、交 通事故件数が依然として増加傾向にあり、運転 者だけでなく、県民各層から信号機の新設整備 の要望が多くなっております。このため、これ らの要望と交通事故発生状況や交通量調査等の 結果を勘案して、必要性、緊急性の高い箇所か ら整備していくことが今後の課題であると考え ております。

次のページをごらんください。466ページでございます。災害や事故に強い社会1)危機管理体制の強化のうち、(1)防災対策の充実という施策についてでございます。本施策につきましては、県総務部危機管理局が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部が施策推進の関係部局

となりまして、推進した施策を総括的・概括的 に評価いたしております。この分野の推進状況 でございますが、災害の発生に対する具体的な 数値目標をあらわすことはなかなか困難でござ いますことから、警察本部に係る事業取り組み に対応した成果指標は特に掲げておりませんが、 危機管理局における取り組みの成果指標であり ます自主防災組織率、それから市町村の防災訓 練実施回数、この成果指標の目標値に実績値が 及ばなかったということ等々から総合評価とい たしましては、「C:一部に努力を要す」となっ たものでございます。防災対策の充実を図るた め、警察が取り組んだ主な事業としましては、466 ページの下にありますとおり、災害・テロ対策 強化事業、災害警備対策の充実強化事業、交通 安全施設の災害対策強化事業でございます。

このうち、交通安全施設の災害対策強化事業 について若干御説明いたします。この事業は、 国道10号線など幹線道路の主要交差点の信号機 に、停電時に対応できる自動起動型信号機電源 付加装置を設置する事業で、平成18年度は同装 置5基を設置したほか、信号機の柱をコンクリー ト製のものから金属製の鋼管柱に取りかえ、大 規模災害に備えました。本施策の評価は467ペー ジでございますけれども、防災関係機関との連 携強化につきましては、各自治体や消防、自衛 隊等防災関係機関と連携した各種防災訓練を実 施し、災害対処能力の向上を図っております。 また、災害用装備資機材につきましては、各部 隊において、計画的に取り扱い習熟訓練を実施 しているところでございまして、市町村や防災 関係機関との連携が強まり、県民に自主的な防 災活動が行われるとともに、県民の防災意識の 高揚が図られた災害に強い県を目指すという施 策の大目標は、着実に推進しているところでご ざいます。今後も、救助活動に必要な装備資機 材の整備と部隊の救出救助技術及び自活能力の 向上を図りたいと考えてます。交通安全施設に つきましては、耐震・耐久性の向上を図り、災 害時の県民の生活と交通流を確保するための計 画的な整備を推進していくことが課題であると 考えます。

以上、長くなりましたが、平成18年度主要施 策の成果に関する報告についての説明を終わり ます。

なお、最後になりますけれども、「平成18年度 警察本部に係る監査結果報告書指摘事項」及び 「監査委員の決算審査意見書」に関しましては、 不適正な事務処理以外の指摘事項は特にござい ませんでした。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。 **〇太田主査** 執行部の説明が終了しましたが、 委員の皆様から質疑はございませんか。

〇米良委員 警務部長、この薄っぺらの予算の 執行状況について1~2お尋ねをしたいと思う んですが、中には不用額がえらいこれは多いな というところもありますもんですから、5ペー ジにあります建設費の残につきましては、これ は仕方がないと思いますが、例えば、3ページ の街頭犯罪抑止の観点から職員の手当等が1,917 万1,515円と、これは休日給とか特殊勤務手当等 の減というふうにありますが、きょうも私は自 宅から車で来ましてね、10号線で交通事故が3 件ありました。ところどころ警察官が立って指 導されておる風景もあるんですけれども、やっ ぱり警察官が休日とはいえども、街角に立って いろいろ勤務されておる姿を見ますと安心する んですよ。安心・安全なそういうまちづくりと いう観点から、非常に御貢献をされておるとい うことについては敬意を表するわけですが、こ

の休日勤務手当の1,900万というのは、これは案外多いなという気がしてならんのですけれども、目いっぱいこういうものは使っていただくという、そういう点からひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、6ページにあります一番上の委託料ですよね。高齢者講習、違反者・処分者講習委託等の減、これはどこに委託をされておるんですか。それをまずお聞きしたいと思います。

それから、6ページのこれも委託でございますが、5億円委託をされて3,000万不用額があると、これもやっぱり性格上こういうものはちょっと多過ぎるんじゃないかなと、こう思うんですけれども、これは執行残がないような、そういう対策というか、体制というか、そういうのが私は欲しいような気がしてならんのですが、どうでしょう。

○橋本警務部長 まず、第1点目の3ページ、 職員手当等に関する不用額でございます。ここ に書いてありますとおり、職員手当等の不用額、 まず中に含まれるのは職員給与費、それから休 日給・特殊勤務手当等の減でございまして、内 訳を申しますと、休日給としての不用額としま しては1,900万円のうちの596万円ぐらいが休日 給の不用額となっており、残りは特殊勤務手当 の不用額が616万円と、その他もろもろでござい ますが、確かに、不用額があるという意味を見 れば、使い切らなかったのは勤務してないんじゃ ないかという見方もあるのかもしれませんが、 一方で、予算を組む段階におきましては、予算 の制約があるから、何となく休日給とか休日に 出るのが制約されるというようなことがあって はならないと逆に思っておりまして、そういっ た意味から、予算の段階ではかなり多目に実は 積んでいるというような状況でございます。

予算の制約なく休日も全く気にせずに、どん どん街頭に出ていって、取り締まり等々含めて やるという観点から予算を組んでいる結果、決 算段階においては、どうしてもこういう形での 不用額が出ざるを得ないという点を御理解いた だきたいというふうに思っております。

○中原会計課長 委員から御質問のありました 6ページの委託料のことですが、運転免許費の 委託料の内訳でございますけれども、これには 高齢者講習、違反者・処分者講習等がありまし て、これが減になっております。この中で多い のが高齢者講習委託料、これが639万9,490円、 それから違反者・処分者講習委託料が536 万4,256円となっておりますけれども、これも予 算を組む場合に、高齢者の方がどのくらい講習 に見えるのかという算定がなかなか困難な面が ございます。それから違反者・処分者講習につ いても、この算定が前年度等の実績を見て予算 組むんでありますけれども、なかなか難しいと いう点がございまして、所要額として組んでお る関係で、先ほど警務部長が申したとおり、所 要額をまず予算として組みますので、違反者・ 処分者等が少ない場合には、どうしても不用額 として残るというようなことでございます。

この委託先でございますけれども、これは県 の交通安全協会に委託しております。

- ○太田主査 同じ6ページの交通安全指導員の 委託料の減についても同じように……。
- **〇中原会計課長** 交通安全指導員の減でございますけれども、これも中途退職者等の要因で減が発生しているということでございます。
- ○橋本警務部長 高齢者講習、違反者・処分者 講習委託に関する委託先でございますけれども、 これについては、指定自動車学校に委託をいた しております。

それで、考え方としましては、受講した人数に応じて後払いで委託料は支払うという単価契約となっておりまして、結果としまして、実際に受講した人数が予想した人数を下回ったということでございまして、その結果、不用額がここに出たと、こういうことであります。これも先ほど申し上げましたとおり、委託料がないから高齢者講習や、違反者・処分者講習はもうできませんというようなことがあっては非常に問題ですから、そういった点も含めて予算を多目に、それで、結果的にこういう形で不用額が出ざる得ないという点をまた御理解いただきたいというふうに思います。

○米良委員 警務部長、私が言いたいのは、非常に職員の対応にいたしましても、これは皆さんたちが限られた職員で限られた仕事をしていくわけですから限界があるということはわかっているんですけれども、せっかくこういうふうに予算計上した以上はですよね、街頭犯罪等の抑止の観点からしても、非常に大事な部分だと思うもんですからね、こういうのは目いっぱい使っていただいて、そういう安心・安全なまちづくりのために御貢献いただきたいという、そういう気持ちから申し上げたところでありました。

それから、もう一つの高齢者の皆さんたちが 非常に交通事故等々に遭われることがあるんで すけれども、非常に不謹慎な行動をしますよね。 横断歩道でないところを渡ってみたり、ひやっ とするところはたくさんありますよ。ですから、 こういう講習ということをする、自治会あたり の区長さんあたりと連携しながら、各自治公民 館でやってみたり、そういう適材のところでやっ てみるということも、身近なところでやってみ るということも確かな効果があるんじゃないか なということも考えるもんですからね、やっぱりこういうことにも目配りしていただいて不用額が出ないような、そういうことをすることも大事じゃないかなという気がするもんですから。

それから、交通安全の指導員の委託料3,000万ということでありますが、非常に指導員の皆さん方もそれぞれの地域で一生懸命頑張っていただいておりますから、さらに輪をかけて、そういう人たちの出番というか、御苦労でありますけれども、委託料の残が出ないような一つの方向性というもので活用するべきじゃないかなと、このように思ったもんですからね、申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○橋本警務部長 重要な御指摘、米良委員から いただき、ありがとうございます。

確かに、予算の段階では非常に大きく積んで、 不足がないようにという配慮でやっております けれども、せっかく確保している予算でござい ますので、本年度、それから来年度引き続き今 の休日給の話、それから高齢者委託の話、交通 安全等の話含めて、予算の中で精いっぱい頑張っ ていきたいというふうに思います。以上です。

○福田委員 久しぶりに警察の委員会に出ますから、過去のことはちょっと忘れているんですが、まず、3ページですね。決算事項別明細書の中で、今も出ましたが、給与、職員手当、ほぼ同額で決算、4億は違うんです、96億と92億。民間の企業でいきますと、給与の何割かぐらいがそういう手当になるんですが、警察は特殊な職場でありますから、ほぼ同額ぐらいの計上がなされて決算がされているんですが、過去の流れもずっと同じような傾向であるのかどうか。

それともう一つは、やっぱり警察の組織は同 じですから、ほかの同規模県の警察本部と比較 をして、大体同じような給与と職員手当の比率 なのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。 **〇中原会計課長** 今の御質問でございますけれ ども、例年といいますか、そういう流れ、給与 と手当、これがこういう比率で来ておるという のはそのとおりでございます。

それから、他県については、詳しく調べておりませんけれども、警察の業務の特殊性から申し上げまして、ほぼ同様ではないかというふうに推察をしております。

他県の状況につきましては、現在ちょっと手 元に資料がございません。

○福田委員 それからもう一つ、先ほど米良委員からもあった項目でありますが、委託料の関係でございます。6ページ、5億1,900万円の委託料が支出をされておりますが、これの委託先と主な金額をちょっと知りたいんですが……。主なものでいいですよ。

○中原会計課長 委託先の主なものは先ほども 話が出ました交通安全指導員の委託料、これは 先ほども申し上げましたように、県交通安全協 会に委託しております。

それから、自動車保管場所証明に要する委託 料、これは県の自家用自動車協会に委託をして おります。

○太田主査 金額も一緒に教えてもらいましょうか。

○中原会計課長 わかりました。交通安全指導 員の委託料は決算額といたしまして1億5,279 万1,908円でございます。

それから、自動車保管場所証明に要する経費 でございますけれども、これは1億973万8,025 円でございます。

そのほか、道路使用許可調査業務委託料とか 風俗営業管理者等講習委託料、事業所暴力団等 排除責任者講習委託料等々がございます。 ○太田主査 今、言われた委託料の委託先はど こになるんですか。自家用車協会というのも出 ましたけど、そのあとの部分が幾らかちょっと 参考に教えてください。

〇中原会計課長 ちょっとお待ちください、調べます。

○橋本警務部長 済みません。ちょっと数字は 持ってきておったんですけれども、委託先につ いてはちょっとお時間いただきまして、後ほど 回答させていただきます。

○福田委員 交通安全協会ですね、ここは1 億5,000万程度の委託料だけで限られておるわけ ですか、数字は。そこはどうなんですか。ほか のやつはないわけですね、項目としては。交通 安全指導員だけですね。

○柄本交通部長 交通安全協会に委託しておる 事業でございますけども、今の交通安全指導員 の事業でございますね、それから運転免許事務、 それから違反者・処分者講習、運転免許証更新 時講習、安全運転管理者講習、それから原動機 付自転車講習、あと警察署における運転免許事 務委託、こういったものがまだ別にございます。

〇福田委員 これを合わせまして 1 億5,000万と いうことですね。

○橋本警務部長 まず、正確に御説明いたしますが、先ほど決算額として1億5,200万と言いましたのは、交通安全指導員委託料ということでございまして、これは交通安全協会に委託している事務の一部でございます。その一部の事務に要した委託料が1億5,000万ちょっとであるということでございまして、それ以外に、先ほど交通部長が説明いたしました幾つかの委託事務がございます。これを合わせた額というものは今……。

〇太田主査 交通部長、例えば、今、言われた

部分が何ページのどこに当たるかだけでも言ってもらうと大体わかると思います。参考に挙げたのが例えばどこにあるのかというのが……。

- ○柄本交通部長 今の私が申し上げた委託料は(目)の運転免許費、6ページの一番上ですね。この委託料、この中に入っております。
- ○福田委員 そうしますと、総体で交通安全協会に出している委託料は大体年間トータル幾らでしょうか。
- ○相浦警察本部長 済みません、ちょっと整理させます。幾つかの(目)について、委託料を予算決算で計上しておりますので、交通安全協会関連もそれぞれの委託の業務内容によりまして恐らく(目)が違うと思いますので、ちょっと整理をしないと、例えば1億5,000万と説明しましたのは、あくまで運転免許費の(目)の中での話でございますので、そういう観点からということであれば今すぐちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。それでよろしゅうございましょうか。

○福田委員 はい。それじゃ後で結構でございます。

実は、交通安全協会、運転免許者の会費を徴収して運営なされると、その比率ですね、私ども運転者が拠出をしている会費と業務委託費、この安全協会の中で占める比率がどれくらいになっているのかなと思って、そのウエートですね。これからの運営等もあるでしょうから、ちょっとそれ知りたいなと思って過去の事例から流れをですね。

○太田主査 会費を取られておるわけですよね、 運転免許更新のときとかに。それの関係ですよ。

○柄本交通部長 交通安全協会の委託事業の トータルでございますけども、10の事業につい て交通安全協会に委託をしております。18年度 のトータルが約4億3,400万になっております。

それと、今、御質問のいわゆる協会の会費が この事業に当てられておるかどうかということ でございますけども、この事業費は全額県費で 委託しております。

会費につきましては、この事業費の特別会計とは別に、一般会計ということでいろんな広報 啓発ですとか安全協会がやりますけれども、それから資機材の購入ですとか、そういったこと に、この委託事業とは別の科目で支出をしておるということでございます。

○福田委員 大事なことなんですが、交通安全協会の役割というのは非常に大きいもんですからね、これからもその組織が十分安全に安定した経営ですわな、組織ですから。機能していくためにはどういう比率になっているのかなと思ってちょっと知りたかったんですよ。これはやっぱり組織としての維持は安全協会に対する委託費プラス会費、トータルで維持していきますからですね。事業は区分けしましてもですね。その辺をちょっとお聞きしたかったんですが、まあ特別……。

○太田主査 もう一回聞いてみましょうか。いわゆる県が委託しているのは4億3,000万ですよね、トータルすれば。福田委員が尋ねられたのは、会費として取っている金額が幾らなのか、県は4億出しているが、協会自体がいただいているのはまた幾らなのかという額がわかっておれば教えてくださいということだと思います。

○柄本交通部長 ちょっと私の手元に今、会費収入の資料がございませんので、後で調べて……。

○長友委員 同じく6ページの警察活動費の需 用費なんですけれども、残額が600万円余ですか ら、全体額からしたらそんなに多くないわけで す。その主な理由が被留置者給食費等の減と、こういうことですけれども、最近、我々が耳にするのは、非常に犯罪が多くなっているということで、結構やっぱり留置者等もふえてきているんじゃないかと、しかるに残が出たということでありますけれども、先ほどからちょっと説明があっているように、多めに予算化されていた結果なのかどうか、その辺。

それから、需用費全体4億というお金ですけ ど、使われている金額がわかれば大まかなもの で結構でございますので、お願いしたいと思い ます。

○中原会計課長 委員の御質問ですけれども、 留置人の給食費でございますが、これは御指摘 のとおり、留置人を多目にといいますか、不足 額が出ないように予算は組むわけでございまし て、その計画よりも留置人が少なかったという ことでございますが、当初予算時では4万5,000 食分を予算化しておりまして、2月の補正時点 で4万5,600食ぐらいに補正し、決算時は4 万3,461食だったということでございます。

それと、この需用費のほかのものでございますけれども、災害・テロ対策装備資機材の消耗品費であるとか、車庫証明申請書とか、保管場所標章印刷費とか、飲酒検知機など交通取締り用の消耗品費等々ございます。

○橋本警務部長 留置人の話でございますけれども、確かに、予算時点と比べると4万5,000食に対して、実際の支給は4万3,461食であったということでございますが、例えば、17年度と比べてみますと、17年度の決算時点では3万8,187食を支給していると、18年度は決算ベースで4万3,461食支給していると、この結果を見ていただきますとおり、17年度から18年度にかけてこれだけ支給しているということは留置の数も積

極的な検挙活動等々の結果として適切にそういうことは行っているということを御理解いただいて、ここにちょっと説明不足でございますので、留置人給食費等の減でございますけれども、これは冒頭から申し上げているとおり、予算というものは、この手の予算は不足があっては困る話になりますので、計画時点よりも実際少なかったが、17年度と18年度を比較すると18年度は多く留置人に対する給食は支給していると、こういう状況でございますので、この点御理解いただければと思います。

○長友委員 この4万5,000食で見積もられた予 算額というのは、大体どれくらいなんですか。

○橋本警務部長 4万5,000食の予算額、最終的には4万5,559食でございますけども、これに対応する給食費は5,371万5,000円でございます。5,371万5,000円を予算額とし、決算額としましては5,124万1,509円でございます。

〇中原会計課長 今の部長説明にちょっと補足 させていただきます。

計算の仕方としては、1食分というのは1日分でございますので、4万5,000人食ということですね。一日1,179円となっております。余談でございますけれども、朝食が329円、昼と夜が425円という計算で、4万5,000人食でございます。以上でございます。

○宮原委員 今、話を聞いていると、多目に予算をとっているというのが全体的な感じがしたんですが、当然、予算編成をする段階で財政課と予算のいろんなことをやるときに、今、厳しい状況で、必ず切られてくるような予算編成になっているような感じがするんですが、当然、先ほど言われたように、給食の問題も不足したら困るというのはわかるんですが、財政課は警察関係に対しては多目の予算という、そのとり

方というのが割と緩く見てもらっているのかな というところが、今の説明を聞くと何かそんな 感じがするんですけど、実際のところはどうな んでしょうかね。よろしくお願いします。

○橋本警務部長 緩く見てもらっているという ことじゃなくて、我々として、最悪のケースと いいますか、これだけあれば何とか大丈夫です というぎりぎりのラインを提示して、財政課と は真摯な協議をしながら、お互いの了解のもと でこういう予算を組んでいるというふうにして やっておると、財政課もその……でやっておる とは思えませんので、そういう形でお互いの過 去の実績等々も踏まえながら、お互い折り合い のつくところで予算を組んでいるというふうに 御理解いただければと思います。

○宮原委員 確かに、予算が不足したということになると大変なんでしょうから、その辺はわかっていますけど、そのほかに、6ページの災害用ゴムボートリース等の減ということがあるんですが、実際のところ、警察本部が逆に災害が起きる前に、こういったものは当然警察者なりそういったところに持っておくべきなのかなというふうに思うんです。いざ、災害が起きたときに、リースで借りてきてというのはどうなのかなというふうに思うんですが、もしリースで借りるとすれば、この県内にそういったゴムボートをたくさん確保しているところがあるのかというのを聞かしてもらえませんか。

○谷口警備部長 現在各所属でゴムボートを所有しているのは合計数で*29そうございます。今、指摘のリースをする必要があるかどうかというのは、河口に、例えば今、高岡警察署には2そうほどございますけれども、まだ足らなかったというような事案がありましたので、そういう事態が起きたときにいつでも持っていけるとい

うことのために、3そう分を予算措置して、どこでも配置できるという体制をとっておるためであります。以上であります。

○宮原委員 その3そう分というのは、当然県内にリースをしてくれるところがあるんでしょうか。

○谷口警備部長 はい。これは宮崎市内の業者 にお願いをしておりまして、年間で3そうほど 確保しておりますので、そこに依頼すればいつ でも運べるという状況にございます。

○宮原委員 ちなみに、その3そう分を購入しておいたほうが安いんじゃないかというふうな考え方もあると思うんですが、実際、この3そう分のリース代としては、日にちにもよるんでしょうけど、どんなものなんでしょうか。

○谷口警備部長 1そうあたりが年間24万円でございまして、3そうで72万ということになります。ゴムボートの価格については、ちょっと持っておりませんが、所属に置きますと、その保管をする設備が必要ですし、運ぶ車が必要になります。各署の場合は、倉庫をつくりまして、その倉庫の上に上げておくわけですね。下にトラックを入れて、おろして持っていくというふうにしております。ですから、そういう保管施設がないということからみれば、リースのほうが安上がりではないかというふうに判断して、3そうほどはリース契約をしているところでございます。

〇宮原委員 はい、わかりました。

それから、次に5ページの警察施設費ですかね、交番、駐在所新築工事等の減ということになるんですが、何カ所交番、駐在所新築になったのかと、入札残ですから、平均の落札価格というのが大体わかりますかね。

※18ページに訂正発言あり

○中原会計課長 交番、駐在所につきましては、18年度4カ所を建てかえております。平均落札額については、数字を調べますので、ちょっとお待ちください。

〇宮原委員 はい、わかりました。

○野辺委員 交通安全のことでちょっとまたお 尋ねしたいんですが、先ほどからの高齢者の交 通安全教室の実施数が目標値よりかなりふえて いるにもかかわらず、高齢者の交通事故が多い ということですが、大体高齢者の死亡事故とか いうのは、どういう形態が多いんでしょうかね。

○柄本交通部長 高齢者の死亡事故でございますけれども、ことしは今現在73人死者が出ております。そのうち44人が高齢者でございまして、半分以上が高齢者でございますけれども、一番多いのはやはり歩行中でございます。道路横断中が一番多いんですけれども、歩行中の方が22人、あと自転車に乗っておられる方が5人とか、あと四輪運転中も6人ございます。あと二輪運転中も原付なんかを運転中に亡くなられた方が6人、こういった状況でございます。

○野辺委員 高齢者の交通安全教室の受講者数というのは、これはどこか主催してやっておるということになるんですかね。20万548人、これは全部の数になるんですかね。462ページの交通安全指導員による高齢者等教育実施状況というところなんですが、下から……、この20万548人、上と一緒なんですけど。これは違反講習とかそれとは別に行われているということじゃないんでしょうかね。

○柄本交通部長 ここの462ページの交通安全指導員による高齢者等教育実施状況ということでございまして、これは高齢者も高齢者以外の方も含めた交通安全教室でございます。その下の高齢歩行者教育システム、これは疑似横断をス

クリーンに映像を出しながらやる教育でございますけれども、実際に体験された方が18年度は44回の940人という内容でございます。

○野辺委員 歩行中の死亡事故とか多いという ことですので、例えば、そういう教室で受講さ れておれば、死亡事故を免れたということもあ ると思うんですが、そういう追跡調査は死亡さ れた人の中ではやっていらっしゃらないわけで しょうかね。

○柄本交通部長 高齢者の方が亡くなられた場合は、まず、老人クラブに加入されておるかどうか、それから過去にそういった安全教育を受けておられたかどうか、この辺を御遺族の方々から聞いております。高齢者の中で亡くなられた方は、免許を持っていらっしゃらないという方がほとんどで、それからそういった安全教育を受けておられない方が、割合はちょっと今ございませんけれども、ほとんどそういう方が多い状況でございます。

〇野辺委員 高齢者クラブ等に呼びかけて、そ ういう免許を持ってない人も受講していただく ような、そういう方向にもちょっと力を入れて いただいたらどうかなと思うんですがね。

それと、高齢者宅個別訪問指導者数が 1 万8,000何がしか出ているんですが、これはどう いう人を対象に戸別訪問されておるんでしょう かね。

○柄本交通部長 これは交通安全指導員がそれ ぞれお年寄りのところに訪問して、いろんな指 導したり、教育したり、あるいは反射材を配布 したり、そういった活動でございますけれども、 特に、今申し上げたように、高齢者クラブに入っ ていらっしゃらないとか、あるいは独居老人の 方とか、そういった方々も含めまして、個別訪 問をして指導をしておるということでございま す。交通安全指導員はそれぞれ各地区の安全協会を拠点に活動しておりますので、一回もまだ訪問してない方々のリストアップをしながら、なるべくくまなく訪問するようにしております。 〇野辺委員 免許を持っていない方もやはり交通死亡事故を回避するためには、今後力を入れてほしいということをお願いしたいと思います。 〇谷口警備部長 訂正をいたします。

私、先ほど宮原委員の質問に対して、各所属 のゴムボートの所有数を29と申したと思います が、申しわけございません。23でございまして、 訂正をさせていただきます。

〇柄本交通部長 先ほど福田委員から御質問が ございました会費収入の関係でございますけれ ども、会費収入は、各警察署単位に13地区、各 地区の安全協会がございます。それで、あくま でも各地区の安全協会が会費をいただきまして、 基本的には各地区の安全協会の事業に使ってお ります。県の安協は会費収入はありません。た だ、各地区の協会から一応負担金ということで、 ちなみに、18年度は約1,450万を、各地区の協会 の会費収入の一部を、収入として県安協の事業 に使っておるということでございます。

○福田委員 ありがとうございました。

それでは、県の安全協会は主として警察本部 の委託費を中心に業務の運営がされると、こう いうふうに解釈すればいいんですね。

引き続きましてもう一点。この主要成果に関する報告書で459ページであります。実は、PFI、延岡の警察宿舎を見せていただきました。非常に時宜を得た事業の取り組みと考えまして、ちょうど議会も今から7年ぐらい前でしたかね、PFIの発祥の地のイギリスに視察に行って、当時は実際見たのは公立学校でしたけど、当時イギリスは刑務所あたりまでということで、当

時の日本の感覚では、とてもとてもということ でございましたが、非常にこのPFIがいろん な公共施設に導入され始めまして、例えば、山 口県の美祢にある刑務所とか、最近では島根県 の浜田、工業団地をPFIで刑務所にするとい うような話が出ていましたが、本県警察関連施 設が今からどんどん老朽化して整備が必要に なってきますね。それでぜひPFIの手法をと られまして、後年度負担がかかることは当然で ありますが、当面、財政が非常に厳しいうちの 対応ですから、市町村の合併に伴います、ここ に書いてあります――警察署は書いてございま せんが、警察署も必要になってくるでしょう。 交番ですね、その辺の施設の整備をされること が非常に私は有効だと考えております。どの辺 までPFIの手法を導入されて、現時点の警察 宿舎を検討されてお考えになっているのか、 ちょっとお聞きしておきたいんですが。

○橋本警務部長 本県では延岡の緑ヶ丘住宅という職員住宅についてはPFI方式で建設をし、大変うまくいった成功事例であると考えております。今後も先ほど委員御指摘のとおります。今後も先ほど委員御指摘のとおります。今後これを進めていく上では、こういう財政状況の中ですから、なかなが従来のように立派なものを無駄につくることはできないと、なるべくコストをうまく切り詰めながらやって、なるべくコストをうまく切り詰めながらやって、やずあるというふうに考えておりまして、PFIということもここに書いてあるとおり一つの手法として認識をしながら、今後の整備計画等々を考えていきたいというふうに思っております。

○福田委員 それはまだ構想の時期でございましょうから、やっぱり大型の警察署あたりまで包含した考えと見ていいわけですね。

○橋本警務部長 PFIそのものについて言えば、ある程度のまとまった規模の施設でないとどうもPFIとしてのメリットが業者側にも出てこないということがございますので、検討するとすれば、大規模施設を中心にこの手法を考えていくということになろうかと思います。

○西村委員 456ページですね。サイバー犯罪対 策推進ということで、随分と決算額が当初予算 額よりも低いんですが、これは非常に今、全国 的にサイバー犯罪というものが蔓延しまして、 これがいじめに波及したり、特に犯罪に波及し たりですね、あと、言い方は悪いんですが、恐 喝に非常に発展している部分なんですね。特に、 私ごとでも「お前がどう言おうとネットとかに 書き込んだら、それが真実になるんだ」という ような脅しを受けることもあるんですよ、どこ のだれかわからん人に、電話かかってきてです ね。そういうことであれが犯罪だという意識が 非常に希薄だと思うんですが、逆に、こういう 余る――余る予算という言い方は悪いですけど、 そこを、対策推進ならばPRであるとか、抑止 のいわゆる講習会もしくはポスターやテレビC Mみたいなものに使うことはできなかったのか、 そういう検討がなされなかったのかをちょっと お聞かせください。

〇柄本生活安全部長 今の御質問にお答えします。

サイバー犯罪対策推進事業としまして18年度 の予算額が180万6,000円のところを決算額が86 万8,000円ということで、93万8,000円という残 額が残っております。この事業費の内訳を簡単 にお話しいたしますと、1つ目がサイバー犯罪 解析委託料というのが85万あります。それから ネットワークセキュリティー研修委託料という のがございます。3つ目にサイバー犯罪捜査用 のパソコンの貸借料、その他図書の購入などを 含めまして180万6,000円という予算を組んでお りましたけれども、この中の一番の比率を占め ますサイバー犯罪解析委託料というのが執行し てないというような状況であります。これは何 かと申しますと、これは不正アクセス事件が発 生いたしまして、例えば、いろんな事業所等で 不正アクセス事件が発生しまして、公安委員会 に援助要請を求めることができるようになって おります。これは不正アクセス禁止法で都道府 県公安委員会に援助をその事業所が要求するこ とができるということになっておりますが、公 安委員会が、いわゆる警察のほうがその不正ア クセス違反事件の解析を行う上で、警察の能力 を超えてその解析は難しい場合に、特定の業者 なりほかの機関に、この解析を依頼するための 解析委託料でございまして、これを18年度中は 全く使ってないという状況であります。例えば、 一時期県議会のほうのホームページが改ざんさ れたという事案がありましたけど、ああいうよ うな大規模なやつがあった場合に、その事業所 なり機関・団体のほうが公安委員会のほうに、 その援助の要請をするわけでありますけど、そ の場合、警察の方で捜査を進めますが、その中 で解析が、コンピューターの解析だけじゃなく て、回線だとかいろんな細かい技術的な部分に なると、警察の能力を超える部分が出てくるわ けですね。そこの部分で委託をするという名目 の85万円でありまして、それをこの年使ってな いということで、ほかの名目にはこの部分は使 えないものですから、そのまま残ったという状 況であります。以上でございます。

○西村委員 今のお話を受けまして、どうして も対行政とか企業としても、ある程度大きな企 業に対してそういうサイバーテロみたいなのが あった場合の対策費が余ったという考えですね。 解析費が余ったということは。それとは別にまた、いわゆる被害者が個人に及ぶケースという のが非常に多くなっていると思うんですけど、 まだこれを来年度に反映させていくならば、ぜ ひ、先ほど私が申し上げたような対策費という ものを別枠といいますか、組んでいってもらっ て、非常に悪質になってきておりますので、そ のあたりはよろしくお願いします。

〇柄本生活安全部長 わかりました。

○井上委員 今のサイバー犯罪の関係については、本当は総括質疑の中で取り組もうかなと思うぐらいあった内容なんですが、これは今、西村委員は今後どう取り組んでいくか、また新年度予算にどう盛り込んでいくかということを大変重要だということで指摘があったわけですが、やっぱり専門員をきちんとつくり上げていくということが大事だと思うんですね、警察の内部的にもですね。それについてはどのようなお考えで実行してこられたのか、余り人数もふえてないし、それの研修というのも余りされてないような状況になっていますけど、それはどうなんですか。

〇柄本生活安全部長 サイバー犯罪対策推進事業、18年度につきましては金額的には180万というふうに少ないんですけれども、その中で66万2,000円をこのネットワークセキュリティ研修委託料ということで、これは捜査員の研修に当ております。このようにサイバー犯罪の手段手法が多岐にわたっていろいろ高度な専門知識を要求される中にありまして、捜査員の技術能力というのはなかなか追いつけない部分がありまして、この前、御報告いたしましたうように、今、技能指導官を生活安全企画課に置いて、体制も強化してやっているところなんですけれど

も、こういう警察学校等に集めて、専門家を招いての研修だとか、それから、いろんなサイバー犯罪に関する研修等を定期的に実施して、県下の担当の警察官の能力向上を図っているところであります。今後もこの捜査員の能力向上については、最大の努力をしていかなければならないと私自信も思っておりますので、今後とも、その方面の研修にはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井上委員 サイバー捜査官研修受講者数、累計で7人になっていますが、この7人というのは内訳はどうなっているんですか。7人現実にいるということですか。累計となっているので同じ何人かの人が重なっているということですか。

○柄本生活安全部長 これはですね。この人数 が3、5、7、7、7となっている人数の部分 ですけれども、これは数は少ないものの、警察 庁主催の講習とか、一般企業の講習に参加して レベルアップを図っておりますのでダブってお ります。例えば、一人の人間が何回もいろんな 講習に行っているという状況であります。

〇井上委員 実数は……。

○黒木生活安全企画課長 サイバー犯罪捜査に ついては、非常に技術的とかいろんな知識面で 警察の知識だけでは足りない部分がありますの で、そのための捜査官の養成をしているわけなんですが、このサイバー捜査官研修受講者数と いうのは累計でありまして、平成18年現在で7人おるということでございます。

サイバー捜査官研修受講者というのは、これは県の予算等ではありませんで、警察大学校に入校いたしまして、そして警察大学校が委託したそういうIT関連業者の専門業者のところに行って専門的な知識を得るということで、こう

いうサイバー犯罪捜査官、そういうのを育てまして、生活安全企画課にはサイバー犯罪対策室 というのがありますが、サイバー犯罪対策室に おいて、この専門官等の知識を利用して実践の サイバー犯罪捜査の支援をしているところでご ざいます。

ネットワークセキュリティー研修受講者累計 といいますのは、平成14年までに50名受講させ たんですが、平成15年に24名受講させまして、74 名と、こういうことで累計135名がこの講習を受 講しているという状況でございます。

〇井上委員 そのとおりだと思います。だから、 この捜査官は実質何人いらっしゃるかというこ とですよ。

〇黒木生活安全企画課長 7名でございます。

○井上委員 これは累計となっているけど、実質7名はきちっといるということですね。

〇黒木生活安全企画課長 はい。

〇井上委員 わかりました。

ぜひ、捜査官もふやしていただきたいという こともありますし、それと、これから、西村委 員からも出ましたように、予測ができないよう な犯罪になっていく可能性というのはすごく高 いんですね。ですから、その問題も含めてネッ トワークセキュリティの研修というのもやはり 受講者数というのはふやしていく必要というの もあるでしょうし、どういうところの研修を受 けたときが一番有効なのかというのがなかなか 難しいところもあると思いますけれども、その 辺の研修をずっと行っていただきたいというふ うには思っています。ぜひ、次のときには予算 使い切るぐらいの勢いでやっていただけるとい いんですけど、その解析にしか予算が使えない というのは非常に残念に思いますが、ぜひ、そ こは使っていただければと思います。

警察施設費のことなんですけど、こちらのほ うですね。5ページですけれども、今ずっと審 査しているといつも予算を縦で切っているもん ですから、それ以上に使うことができない。別 に残したからといって使うことができないとい う、ここに非常な皆さん方の悩みもあるという ふうに思うんですが、ちょっと細かく聞かせて いただきたいのは、各交番というのは、古くなっ ていて、建てかえを順次していこうというふう にされているけれども、なかなか思ったように は進んでいかない。予算額というのがとれない だろうというふうに私も思います。先ほど宮原 委員からもあったとおりで、今年度は4カ所し かできなかったということなんですが、既成の 交番が古くなっていることは事実であって、修 繕費とかというのは、大体、今回何カ所修繕さ れて、どのくらいの金額を使われたんでしょう か。

○中原会計課長 今の委員の御指摘でございますけれども、県内、交番、駐在所が173施設ございます。老朽化した施設で既に耐久年数を経過しえおる交番、駐在所が18年度末で23施設でございます。今後10年間で耐用年数を超過していく施設がさらに2~3生じることから、毎年4施設ぐらいをめどに建てかえをしていきたいと考えております。

修繕につきましては、今、調べておりますので、何箇所で幾らぐらいの金が入ったかということにつきましては、後でお答えしたいと思います。

○井上委員 多分古い交番が多いので、要望というのは非常に高いと思うんですよね。ただ、その要望どおりにしてあげることができないという悩みをお持ちだろうというふうに思うんですが、できるだけ交番にいらっしゃる方々が、

快適にという言い方はちょっとあれなんでしょうけれども、快適に暮らしていただけるような 状況をつくり上げるという点では修繕費という のをきちんと確保するというか、それはあって いいのではないか、せっかくのあれですけれど も、入札残とかがあった場合、そういう残をそっ ちに振り向けることはできないか、そのあたり も財政当局との議論というのはされるべきでは ないかというふうには思うんですが、そのあた りについてはどういうお考えでしょうか。

○橋本警務部長 確かに随分古い交番がある中 で、新しく建てかえるのもさはさりながら、今 の施設をうまく維持更新しながら有効に使って いくということも重要だと考えております。ち なみに、平成18年度におきましては、庁舎の維 持管理修繕料というものは予算ベースでは5,958 万2,000円を計上していましたのに対して、決算 額は6,055万8,225円ということで、予算よりも 多く修繕料をかけてやって、若干でございます けれども、97万ほどですけれども、そういう形 で多くやっておるということでございまして、 いろんな形で(目)と(目)の間の移動とかは それぞれ財政当局の承認等も、たしか手続があっ たと思いますけれども、そういったこともある ので、そういった理解を得ながら進めていきま すが、例えば、庁舎修繕料のほかにもいろいろ と使える予算はなるべくうまく使いながら、必 要な修繕については、このように対応している という状況でございます。

○井上委員 できるだけ交番の方々の住みよい 環境というのをぜひお願いしたいと思います。 これも6,055万使われたとしても、それでもまだ まだ100%ではないんでしょうけれども、ぜひ、 工夫をお願いをして、できるだけ100%満たして あげられるような努力をお願いしたいと思いま す。

それと、18年度の当初予算のころに審議されたと思うんですけれども、私どもは、委員会で日向の霊安室を見せていただいたんですけれども、この霊安室の整備事業というのは、予定どおりといますか、今まで警察署ごとにこれぐらいは欲しいと言われているのに、今、整備はこれぐらいだというふうな、現実どのような状況になっているのかを教えていただきたいと思います。

○中原会計課長 霊安室につきましては県下13署、18年度ですべて整備しております。以上でございます。

〇井上委員 ということは、もう安心、当初予 算で審議されたときのことについては終了して いるというふうに理解してよろしいんですね。

〇中原会計課長 そのとおりでございます。

先ほどの回答を待っていた分についてちょっ と回答させていただきます。

1つが宮原委員からの交番、駐在所の関係でございますけれども、4カ所昨年整備いたしまして、都城の西岳駐在所、それから小林警察署の三ヶ野山駐在所、日向警察署の日向市駅前交番、それと椎葉駐在所ということでございます。駐在所等の形式によっても若干額は違うんでございますけれども、大体駐在所で2,500万前後の予算を組んでおります。日向市駅前交番につきましては、10年間のリース交番としておりまして、民間企業が建ててくれたやつを10年間借りて、その後、所有権がこちらに来るというようなケースでございますけれども、大体、落札率といたしまして80%から88%ぐらいで落札をしております。

それともう一点、よろしいでしょうか。先ほ ど委託先のことがありましたので、もう一回整 理してお答えをさせていただきます。先ほども 申し上げましたけれども、交通安全指導員の委 託先、これは交通安全協会、それから道路使用 許可調査委託、これも県の交通安全協会、それ から自動車保管場所につきましては、先ほど申 し上げましたように、県の自家用自動車協会、 それから風俗営業管理者等講習委託、これは県 の防犯協会連合会、それから事業所暴力団等排 除責任者講習、これの委託先は県の暴力追放セ ンター、それから犯罪被害者支援団体への業務 委託でございますけれども、これは当然犯罪被 害者支援センターでございます。それとそのほ かに、科学捜査力確保のための鑑定機器の管理 等がありますけれども、これと交通安全施設の 維持管理、これにつきましては民間の企業でご ざいます。具体的に申しますと、交通安全施設 の維持管理は信号機の球かえだとか、交通信号 機の感知機の点検だとか、そういうものでござ いますので、専門の民間業者に委託をしており ます。以上でございます。

○太田主査 それでは、時間がまいりましたので暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時16分再開

〇太田主査 それでは、委員会を再開いたします。

委員の皆様、また質疑がありましたらどうぞ。 〇井上委員 それでは、主要施策の成果に関す る報告書のほうに移らせていただきたいと思い ます。

451ページに不良行為少年の補導となっていて、1万779人になっていますけど、これは同じ子がということも考えられるので、実数というのは何人ぐらいなんですか。

○柄本生活安全部長 1万779人という人数は、 これは延べ人数でございまして、個別的に何人 かというのはちょっと統計上は出てないんです けれども。

〇太田主査 実人員はこれよりか少ないという ことですね。

〇柄本生活安全部長 そうですね。

〇井上委員 これは、施策の成果の指標のところの数値目標というのがあるんですが、非行防止等教室の開催回数というのが、目標値から15回減っていて、昨年度より18回ぐらい減っているんですけど、この実績が減った理由というのは何か特別な理由でもあるんでしょうか。

〇柄本生活安全部長 この非行防止教室につき ましては、少年の非行防止を主たる目的として、 各学校と連携しながらこれまで実施をしてきて います。18年中の詳細につきましては、小学校 が41回、中学校が85回、そして高校が42回など171 回にわたりやっているんですけれども、このほ か小学校、中学校、高等学校などを訪問して、 講習会等を250回以上実施いたしております。そ の機会を通じて、児童生徒などに対する非行犯 罪防止に関する指導啓発活動を行ってきており まして、実績値としては、少年非行防止教室を 主目的とした非行防止教室の開催回数のみの計 上となっておりますので、目標値が未達成とい うことになったものでありますけれども、この 講習会といいますのは、子供の安全を守るため の不審者撃退実践塾とか、そういうものを259回 このほかに実施いたしております。したがって、 少年非行防止目的の教室の回数はこの年は若干 減っておりますけれども、ほかの部分で補てん しておりますので、数字上は減っておりますけ れども、中身としては、十分やったというふう にこちらのほうとしては考えております。以上

であります。

○井上委員 地域の皆さんも参加ができて、先ほど言われた259回は多分そのようなものなんでしょうけれども、できるだけ地域で子供を育てるという感覚というんですかね、そういう情勢、一方では、子供たちに啓発するということと、もう一つは、地域がそれを防止していくという力を持てるような講習というのをやっていただけたらというふうに思っています。これは期待をしていますので、いろんな形で警察が出前で何かをやっていただけるということは、非常に子供たちにとっても影響力のあることですので、ぜひ、これについては、もっと予算といいますか、そういうものもかけて健全な人間形成ができていくような状況というのを、できるだけ努力をいただきたいというふうに思っています。

それで、次ですけれども、先ほどサイバー犯罪のことについても、確かに皆さん方にちょっとお聞きしたところですけれども、一方で、もう一つちょっと私が懸念しますのにDVの関係なんですけれども、その相談件数というのは、今どのくらいに上っているのか、そこを教えていただきたいと思います。

○柄本生活安全部長 DV、ストーカーに関する相談での質問でございますけれども、これは相談件数は、法が施行されて以来、平成13年以降平成15年がピークで減少傾向にありましたけど、18年はまた過去最高の214件というふうに前年比プラス73件と増えております。内容的にはやはり配偶者からの暴力、言葉によるものとか、そういうものが警察のほうに相談として持ち込まれている状況でございます。以上であります。

〇井上委員 地域生活部のほうの所轄である女 性相談所とか男女共同参画センターとの関係と いうか、そういうものについてはどのように対 処されているんでしょうか。

○柄本生活安全部長 関係の男女共同参画課だとか、それと婦人相談所とは十分連携はとっておりますし、それと事件的に警察がどうしても出らないかん部分とかございますので、それについては、お互いに連絡が十分とれていると思っております。

ただ、相談の段階では、それぞれのところで 保秘というか、そういう部分もありまして、警 察に言ってほしくないという方もおられますし、 そういうところで必要な部分についてはしっか りと連携をとっているというふうにこちらのほ うは考えております。

○井上委員 警察ざたにしたくないという感じでいられる方と、直接交番に駆け込まれる方と、何というんですかね、危害を加えられた場合に、DVでもけがをした場合、交番に駆け込まれる例というのは非常に少なくないというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○柄本生活安全部長 統計的に出していませんけれども、交番に相談に来られるというか、飛び込んでこられる方というのは、急に危害が迫っているような状況の場合とか、それは当然110番というのもありますけれども、そのほか、交番に相談に訪れられる方もおられますし、それから安全相談室のほうに相談に来られる方もございます。

〇井上委員 実数としては把握はされてないということですよね、その種別については。

○柄本生活安全部長 交番、それから生活安全 相談室に来られた部分の数は把握しておりませ んが、主に警察の安全相談室のほうに相談に来 られる方のほうがやはり多いというふうに認識 しております。 〇井上委員 交番相談員の配置なんですけれど も、交番の数は全部で173で、交番相談員の配置 は42ですけれども、この42人も徐々にふえていっ て、本当にこれはいいことだなと思うんですけ ども、この42人はこれで十分なのかどうか、そ れについてちょっと……。

○柄本生活安全部長 交番相談員の数につきましては、平成18年度は42名になっておりまして、 平成19年度に5名増員していただいて、現在47名の配置となっております。ただ、私どもとしましては、19年度に5名が認められたものの、 現在11警察署の40交番に47名の配置をいたしております。交番数が県下で60カ所でございます。 この60カ所の交番にぜひとも全部配置したいんですけれども、今のところは47名をこの42交番に配置している状態でございます。

ただ、この交番相談員といいますのは、非常 勤職員でございまして、一月に20日間、そして 一日6時間の勤務しかできないという、そうい う勤務形態でございますので、私どもとしては、 2つの交番に3名を配置して、その間隙が生じ ないようにということ、それから取り扱い事案 とかそういうものから優先して、空き交番にな らないように、この交番相談員を現在は運用し ているところであります。

ただ、我々のほうとしては、今後ともこの交番相談員につきましては、ぜひとも、この60交番の中で2交番に3名ずつを配置して、合計81名ぐらいまでは欲しいというふうに考えておりまして、5カ年計画で毎年7名ぐらいづつの増員をぜひともお願いしたいというふうに考えているところであります。

〇井上委員 先ほどちょっと言いましたように、 警察というのが県民の安心を守ってもらえると いう、そういう何でも相談みたいになっている ところに問題もあるかもしれませんけれども、 最初に飛び込むには本当に必要な場所なんです よね。それで、できるだけその空きがないとい うか、行ったときに必ずだれかがいて、話をま ず聞いてもらえると、「警察24時」見ていると、 どんな人でも来ているわけで、あれを見ている 限り、交番というのは、本当に人間模様みたい なところだなみたいなところがあるんですけれ ども、やっぱりこれについては、本当に必要な ものについては必要であるということを財政当 局にもきちんと言うということがすごく大事で はないかなというふうに思うんですよね。

先ほどDVの問題も、これからまた隠れたと ころでということは多分多くなってくる可能性 もあるし、今、若い子供たちが何かDVについ ての感覚というのが非常に鈍ってきているとこ ろもあるわけですね。デートDVと言われるぐ らい、それについても非常に問題が出てきてい るというのもあるので、将来的にわたって警察 が本当に多くの人たちにおいでと、いらっしゃ いと、いつでも何でも相談してくださいと言え る体制が本来はあったほうがいいのではないか と。交番が非常に減っているような印象という のがすごくあるわけですよね。ですから、そう いう意味では、せっかくある交番は空きをつく らないというような思いで、財政当局にも要求 すべきことについては要求していただくという ことをやっていただければと思うんですけど、 そのあたりについてはいかがなんでしょうか。 ○柄本生活安全部長 おっしゃるとおりでござ いまして、先ほどのDVとか、DVに限らず、 盗難の被害を受けた人、それから傷害だとか、 暴行とかいろんなトラブルに巻き込まれた人が、 第一番目に駆け込むのは交番でございます。今、 携帯電話が普及したといいながらも、やはり携

帯電話で待っている間にまたやられるわけで、 やっぱり逃げて駆け込むのは交番、駐在所とい うことで、地域安全センターとしても本当に重 要なものであろうというふうに我々も認識して おります。この空き交番対策の中で交番相談員 を今、順次増員していただいておりますけれど も、これはやっぱり県民の、いつも常時パトロー ルして警察官の姿を見せてほしいという要望と、 それから交番に必ずだれかがいてほしいという、 その2つの要望を満たすために運用されている ものでありますけれども、警察としましても、 交番相談員につきましても順次ぜひとも増員を お願いいたしまして、各交番のほうに、空き交 番の時間帯ができないような工夫をぜひともし ていきたというふうに考えております。以上で す。

〇井上委員 それから交通安全のことについて ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、東 京あたりでは自転車通勤を奨励されているわけ ではないけれども、健康の問題と、それから交 通渋滞をどうかして、満員電車に乗らないで済 むようにということで自転車通勤が非常にふえ ているということをこの前テレビでもちょっと やっておりましたが、宮崎あたりのようなとこ ろは本当に気持ちよく自転車で通勤したらいい だろうなと思うんですけれども、今度は自転車 の人というのは、意外に自分の感覚で走るもん ですから、車から見ると自転車は危ない、自転 車から見ると車は危ないというような関係に なっていると思うんですけど、自転車の道路走 行ですよね、そのことについての何というんで すかね、周知、それと意外に携帯しながら乗っ ている人もいるし、それから今でもまだ2人乗 りしている人も見るし、それに傘差して乗って いる人も見るし、そういう問題についての安全 確保については、どのように取り組まれてきた のか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○柄本交通部長 自転車安全利用についての御質問でございますけれども、御案内のとおり、自転車は原則車道を通行しなさいと、例外的に歩道を通行してよろしいという歩道通行可の標識のあるところ、これは歩道を通行してもいいですよということになっておりまつになるに法改正について申し上げましたけれども、今度の法改正でそういった道路標識で指定された場合は歩道を通行してよろしいと、それから、児童・幼児の場合、あるいは車道が工事中とか、車道がどうしても通れないというときには歩道通行ができますよということで、来年の6月までに施行になることになっております。

それで、自転車乗りに対する安全教育ですけ れども、これが非常に今全国的にも問題になっ ておりまして、歩道を我が物顔で通行して歩行 者と衝突するとか、そういう事故も県内でも発 生をいたしております。中には、本県ではござ いませんけれども、死亡事故も発生しておると いう状況でございます。それで、今後法改正は もちろんでございますけれども、自転車乗りに 対する安全教育、これは高齢者対策とあわせて 非常に大きな課題であるというふうに思ってお ります。それで、特に高校生、中学生、こういっ た学生に対する安全教育、それからお年寄りに 対する安全教育、これを中心に今後とも取り組 んでいきたいというふうに思っております。そ れで、先ほどから出ております交通安全指導員、 それから警察官ももちろんでございますけれど も、いろんな機会をとらえまして、そういった 法改正の周知徹底を図っていかなければならな いというふうに考えておるところでございます。

○井上委員 交通安全教室の開催というのは本当に努力をされていると思いますので、やっぱり中高生のところについても徹底的に出前ででも一回は行っていただくような、そういう取り組みをお願いしておきたいと思います。

最後ですけれども、犯罪被害者の支援活動というのは、これは本当に大事だと思うんですけれども、マスコミからの被害とかいろんな意味での被害というのを多く受ける可能性というのは直接あるわけですけれども、今回、県民の意識啓発について市民プラザで開催されました被害者支援フォーラム「命のメッセージ展inみやざき」、これについては成果が得られたとされていますが、具体的にどのような成果が得られたのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

〇椎葉警務部参事官 お答えします。

目標値が18年66%になっておりますが、この目標値の設定というのは、17年が65で、ちょっと65、66にしたというのはあんまり根拠、よくわからないんですけれども、どうも16年の実績が64.3でしたので、それをもとに17年65、それから5カ年計画で21年69としたものだろうと思います。それで、実績値の63.3なんですけれども、これにつきましては、県の総合政策本部が県民のアンケートをとって把握した数でございまして、これが63.3%で目標値の66%を達成してないということでありまして、現実にはやはりまだ県民に対する広報啓発活動が十分ではないんだろうという状況にあるということであります。

それで、今、御指摘の市民プラザにおいての被害者支援フォーラム「命のメッセージ展」でございますが、これは昨年10月に実施をしております。ことしは12月1日に実施する予定であ

りますけれども、そのほかFMラジオ等を活用 した広報活動であるとか、宮交バスに対する広 報活動であるとか、そういう広報活動をして、 要するに、県民に対して犯罪被害者支援に対す る関心を持ってもらうという施策をした結果、17 年からしますと、そこに書いてありますよう に、1.6ポイント増加しているということでござ いまして、そういう面においては、この犯罪被 害者支援フォーラムを含めて効果があったん じゃないかなというふうに考えおります。

〇井上委員 警察職員の指定被害者支援要員というのは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。 〇椎葉警務部参事官 指定被害者支援要員の現 状でございますけれども、現在、県下に178名、 そのうち、52名が女性職員でありますが、これ を指定しております。これは本年5月31日現在 の数でございます。以上です。

〇井上委員 この指定被害者支援要員の178人というのは、これで大体十分なのか、私も全体的イメージがちょっとつかめてないところもあるんですけど、これで大体いいぐらいの要員の数なんでしょうか。

〇椎葉警務部参事官 178名で十分かどうかということの御質問でございますけれども、実を言いますと、この犯罪被害者に対する支援というのはこれだけじゃございませんで、当然、警務部にあります支援室、それから犯罪被害者支援センターもございますので、ここで連携してやっておりますので、現在の情勢でしたら、その体制が不十分であるというような状況にはありません。

〇井上委員 その支援センターのボランティア 支援員という方たちというのは、今現在大体ど のくらいの体制なんでしょうか。

〇椎葉警務部参事官 18年度はボランティアの

支援要員として59名を支援センターのほうで確保しておりました。以上です。

〇井上委員 結局、178名の方と、ボランティア 支援の方と、センターの職員の方もいらっしゃ ると思うんですけれども、それで大体宮崎の犯 罪被害者の方たちの精神的、経済的な負担の軽 減というのを賄っていくわけですけれども、今 後、見通しとして、これは広がるというお考え ですか、それとも予算的も含めてもそうですけ れども、もっとここに予算をつぎ込まないとい けないような状況なんでしょうか。それともこ れについては今の状況で十分だというふうにお 考えでしょうか。

○橋本警務部長 警察としては、今、こういう 形で取り組んできているところでございます。 その一方で、犯罪被害者について言えば、犯罪 被害者等基本法というものが平成17年にできて おりまして、その犯罪被害者等基本法の基本理 念を言えば、警察単独の取り組みのみならず、 国や地方公共団体が相互に連携をし、かつ総合 的に支援をしていこうというのが今の動きでご ざいます。ある県によっては犯罪被害者支援条 例とか、そういったものをつくったり、もしく はある自治体においてはいわゆる警察ではない、 知事部局のほうで犯罪被害者支援窓口とか相談 窓口とか、こういったようなものをつくってい る状況でございます。今、警察としては、でき る限りの被害者支援対策というものを、要員の 面、それから給付金といいますか、そういった ものの面等々行っているところでございますけ れども、今後、この分野での広がりを見せてい くためには、警察の単独の取り組みのみならず、 知事部局それから市町村レベル、こういったと ころを含めた総合的な取り組みが必要であろう というふうに考えているところでございます。

以上です。

○河野副主査 1点だけ、いいですかね。報告書の458ページなんですが、自動車運転免許センター整備に関する基本構想なんですが、これは民活・PFI方式をとられるわけなんでしょうか。免許センターの改築、基本構想ですよ。

〇中原会計課長 「宮崎県総合自動車運転免許 センターの整備調査事業」でございますけれど も、これはそこに書いてありますとおり、構想 とすれば、警察共済組合の不動産投資事業とい うのを活用いたしまして、そこからお金を借り まして、そして建設していくということでござ います。

民間活用といいますか、今、コンサルティング業者にコンサルティングをお願いをしておるところなんですけれども、要するに従来の県がつくる建物じゃなくて、民間が建てるわけございまして、非常に営繕単価を使わないという点やら、それから面積の算定あたりも専門家がコンサルティングの中でやっていきますので、非常に効率的に建つということでコストが従来の県の営繕単価を使った建物にすると、同規模のセンターを建てるにしても、相当額コストが縮減できるということでございます。PFIそのものではございませんけれども、そういう手法でございます。

○河野副主査 検討業務委託というのは、どういうところに委託されておられます……。業務委託は……。

○中原会計課長 具体的には民間の「みずほ総研」というコンサルティング業者でございます。

○河野副主査 設計業者……。

〇中原会計課長 はい。

○河野副主査 大体、その建物は平成何年に予定されているんですか。

○中原会計課長 これは財政当局との交渉もございますけれども、今の私どもの予定では平成22年度から23年度にかけて建物が立ち上がるというふうに考えております。

〇野辺委員 466ページですね、自動起動型信号 機電源付加装置の、18年度5基というのはどこ に設置されたんでしょうか。

○柄本交通部長 この自動起動型の発電機でございますけれども、18年度は宮崎市内に3基、 それから延岡市内に2基、主要な交差点でございますけれども、合計5基つけております。

○野辺委員 過去14年から始まって今までに20 基ですかね、もちろん幹線道路だけだと思うんですが、災害時の停電なんかのときには非常に有効だと思うんですが、これはやっぱり今までに20基で、目標としては何基ぐらい必要だということを考えていらっしゃるんでしょうか。

○柄本交通部長 この交通安全施設の災害対策 事業でございますけれども、これは平成8年度 から継続でやってきておりまして、18年度まで に自動起動型の発電機、これがトータルで82基、 それからあと、可搬型、運搬のできる発電機で すね。これを42基、合計124基整備いたしており ます。ただ、県内の主要な交差点、ここに自動 発電機が欲しいなというところは260ぐらいござ いますので、それに対する割合が260の82ですの で、まだ3割ぐらいでございますけども、これ からも毎年度整備をしていきたいというふうに 思っております。

○野辺委員 もう一点だけちょっと教えてほしいんですが、暴走族のグループは何か解体できたみたいですけれども、まだ通報は261件あったということですが、何ですかね、暴走族取締り用装置ですけれども、これはどういうところにつけてあるんでしょうかね。463ページ、スピー

ド取締りのあれと一緒になっているんでしょうかね、これ。ちょっと構わなければ教えてほしいんですけど。

○柄本交通部長 暴走族の壊滅作戦推進事業の中の機材でございますけれども、執行額が785万となっておりますが、これはまず大みそかの日に県下一斉に初日の出暴走、県外から入ってくる連中を追い返すということでやっております。このときに投光機とかそういったものをリースで借りております。それから検問所の追跡車載用ビデオカメラですね、これは取り締まりの車につけております。それから車両の阻止マットですね、それから連写式のカメラですとか、そういったことで暴走族の壊滅作戦事業については予算を執行しておるところでございます。

それから、レーダースピードメーター更新整備ということでございますけれども、これももちろん暴走族の取り締まりにも活用するんですけれども、これは一般的な速度違反取締りに主に使っておる機械でございます。以上です。

〇野辺委員 ということは、暴走族のビデオ撮影というのは固定式ではないということでいいんですかね。

○柄本交通部長 固定式の場合と、車外におり たときには取り外して使うとか、ケース・バイ・ ケースで臨機応変にやっております。車載式の 固定といいますか、取りつけもできるんですが、 それは追跡しながら自動的に写していくと、ビ デオで撮っていくということでございます。後 で検挙する場合に非常に有効な証拠になってま いります。

〇井上委員 性犯罪者ですよね、性犯罪者として検挙された人、この人を公表するというような状況にはなかなかならないんでしょうか。事例がなければ……。

○相浦警察本部長 端的に申し上げますと、そういう予定は今ございません。ただ、治安対策のあり方として、欧米の先進国では性犯罪、特に未成年に対する性犯罪者に関してはもう社会防衛の観点で名前を公表して、社会的にウオッチしていこうじゃないかというような動きがあることについては承知しております。そうした動きが日本国あるいは宮崎県の中で、将来どういう形で具体化されてくるのかということについては、関心は持っておりますけれども、今のところ、そういうような仕組みもございませんし、当県で単独でそうしたこともできませんので、そのような考えでございます。

〇井上委員 それは日本の警察の中では議論は なかなかされないものなんでしょうか。

○相浦警察本部長 警察だけの問題ではないの で、当然関係機関、例えば法務行政ですね。出 所者に関する具体的なプライバシーをどうする のかとかいうような問題もございますでしょう し、恐らく関係の有識者でしっかりとした議論 がなされないとなかなか方向づけはできてこな いのかなと思っておりますけれども。もちろん、 非公式には恐らく将来の治安対策の方向性、あ りようということで、特に諸外国で先行してお りますので、事務レベルとかで非公式にはいろ んな議論が多分なされておるものだと思ってお りますけど、まだ公式に、そういう制度を本格 的に取り入れようということを、念頭に置いた 形での議論はなされていないようでございます。 〇井上委員 予算の中に云々ということで、先 ほどの話もそうなんですけど、例えば、ストー カーの関係のこととか、なかなか事件として挙 げることができない、そんな感じがするとか、 予想されるという場合に、警察に相談に行った 場合ですね、それを事件性があるというふうに 見ていただけるのか、見ていただけないのか、 そこのところ、非常に難しいところがあると思 うんですね。先日、大学生の子がつきまとわれ ているんだけどと大学側に相談をしたら、「一日 待って、もう一回そういう事例があったときに は警察に言おうね」と言っているときに、もう 殺されてしまったというようなことが現実にあ るわけですよね。そういうことも含めて、そう いう非常に微妙な問題に関してなんですけれど も、それは相談がない限りはそのことを、事件 性がない限りはなかなか表向きにされないとい うことがあるんですけれども、そういう問題を、 例えば小中高生も含めてそうですけれども、い ろんな職場でもそうですけれども、そういうこ とについては「すぐ相談しなさいね」みたいな、 そういう啓発みたいなのっていうのは警察のほ うからはしてないんでしょうか。

○柄本生活安全部長 DVも含めまして、特に ストーカーの場合ですね、委員がおっしゃいま した啓発については、あらゆる機会を通じて実 際に第一線の現場で行っております。

こういう相談が持ち込まれた場合の事実判断とかそういうものにつきましては、相談に来られまして、その段階でどの程度のあれなのかというのは当然事情聞きますし、それから事件にならないから、ちょっと様子見ようというようなことも今はそういう方法はとりません。そういうつきまとう、本人が困っていること自体でやはりストーカーの事案を構成しているわけですよね。ですから、本人に対する指導、アドバイス、それから被害届を出すなりするかどうかという部分ですね、それもちゃんと聴取しますし、それから、まだしばらくは私のほうとしては知っておってもらえばいいという方がいるんですけれども、そこで手を打ち切ると

で何か起こったときにまた「警察は何もしてくれなかった」というような話も出てくることもありまして、警察としては、できる限りの、携帯電話を貸したり、ストーカーを防止するための方策とかいろんな指導、アドバイスをしておりまして、そして必要があればすぐこちらとできる場合は当然ですけれども、この前ちょっとあった事例なんですけれども、本人からのメールですね、携帯電話のメールだけで逮捕した事例もあります。ですから、本人がやはり本当に自分が精神的に「危ない」と感じているのかどうかというふうに考えております。

したがって、警察安全相談の相談処理法につきましては、必ず署長まで全部上がって、きちっと決裁ラインに乗せておりますので、もし、何かがあって、後で警察が何もしなかったというようなことがないように、署長までしっかりとその決裁ラインに乗せて目を通して、これについてはこういう手を打っとけということをちゃんと指示しておりますので、今のところは問題ないというふうに、第一線の体制的には問題ないというふうに考えております。

したがって、そういう警察安全相談でもし来られた場合には、専門の相談員がしっかりと対応して、その見きわめと、それからいろんなアドバイス、それから必要によって、命令というか、警告を発したりいろんな手段がございますので、それを有効に活用して、そういう被害者が一人も出ないようにしっかりと警察としては対応したいと思います。

特に、このDV、ストーカーについては、一番やはり第一線警察署では気を使っているところでありまして、酔っ払い同士のけんかでぽっ

と殺人事件が発生したりとかいうのと違って、こういうのは予兆事案ととらえて、警察としては、神経をとがらせておりますので、第一線ではそのような体制でしっかりと今対応しているところでございます。以上であります。

〇井上委員 ぜひ、よろしくお願いしておきた いと思います。

最後に本部長に、平成18年度の検挙率という のは、全国的に何位ぐらいになっているんでしょ うか。

○相浦警察本部長 平成18年の当県の検挙率は47.2%でございます。済みません、私のうろ覚えで恐縮なんですが、恐らく全国の同様の時期の同じデータは30数%だと思います。ですから、ちょっと順番はわかりませんけれども、検挙率だけ見ると当県はかなり高いほうで18年は推移していると思っております。

ただですね、これはちょっと私どもも統計と いうと非常に――なかなか単純に見てしまうと 怖いところがございまして、私ども、やっぱり また来年、再来年に関しても同じなんですが、 単純に率がいいとか悪いとかというよりも、や はり悪い犯罪をきっちりとつかまえるというこ とが非常に重要でございますので、例えばこの 中には、もちろん無視はできませんけれども、 例えば、自転車が盗まれたとか、こういう問題 もあるわけですね。そういうことに関してはも ちろん努力はいたしますけれども――今、出し てくれました。全国31.2%です。ですから、か なり当県はいいんですけれども、いずれにして も、その中身も非常に重要なんで……。それと あと、何といいますか、常習的な泥棒をつかま えますと、しばらくつかまえられてないと、多 いと300件とか、そういうような件数がずっと余 罪として出てくるんですね。ですから、それが

非常にうまくいくと、そのときだけばあっとふえたりとか、そういう要素もありますので、あんまり細かいところで一喜一憂することなく、やっぱり本当に県民の方が不安を感じ取られる犯罪を中心に、重点指向しながら今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○宮原委員 456ページなんですが、立てこもり 事件等対応突入用装備資機材整備、県単になり ますが、立てこもり事件というのが県内でもこ のごろあっているんですかね。

○鬼東刑事部長 県内ではそういう大きな事件 はあっておりませんが、例えば、日南でありま したように、自分の家に息子が立てこもるとか、 ちょっと精神的におかしいということで閉じこ もったというのはありますけれども、人質をとっ て立てこもったという事案は最近はありません。 以上でございます。

○宮原委員 それに関連してですが、こういった機材を整備していくんですけど、これまで全くこういったものは整備されてなかったんですかね。

○鬼東刑事部長 これは、従前からそういう事件はあったわけですから、当然、整備してきているわけですけれども、最近は銃器を使った事件とか、そういうものが全国的にふえてきつつあるということで、従来のそういう装備資機材では対応できないとか、あっても非常に老朽化して古くなっておるということで、今、いいのがどんどん出てきておりますし、軽くて丈夫な物とかですね、そういうものと切りかえながらやっておるということでありまして、従来からそういうのはあって、最近、装備をやり直しておるという実態でございます。以上でございます。

○宮原委員 県単ですから、当然、国のほうが こういうことで補助をつけるからやりなさいと いうことではなくて、これは県警として、こう いうものも整備していこうということでの判断 で、こういう事業が成り立っているんですよね。

○鬼東刑事部長 そういうことでありまして、 特に防弾チョッキとか、防弾ヘルメットとか、 そういうものについては、県で要求するものと、 車両とかそういう大きいものについては、国か らいろいろもらってやっているということでご ざいます。以上でございます。

〇太田主査 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 それでは、以上をもって警察本部 を終了いたしますが、午前からの質疑の中でも ありましたように、執行残とか、足りない分と かいうのもありますけれども、県民の安全を守る業務ですから、必要なところは大いに使って もらってということの意味があっただろうと思いますので、正々堂々とやっていただきたいと 思います。

それでは、執行部の皆様には大変御苦労様でした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時15分再開

〇太田主査 分科会を再会いたします。

教育委員会の審査は、明日行いたいと思いま すが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 それでは、そのようにいたします。 午前10時の開会といたします。そのほか何か ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 何もないようですので、以上をもちまして本日の分科会を終わります。午後2時15分散会

午前10時0分開会

出席委員(9人)

主		查	太	田	清	海
副	主	查	泂	野	安	幸
委		員	米	良	政	美
委		員	福	田	作	弥
委		員	野	辺	修	光
委		員	宮	原	義	久
委		員	西	村		賢
委		員	長	友	安	弘
委		員	井	上	紀代子	

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長 高 山 耕 吉 原 則 幸 教 育 次 長 (教育政策担当) 寺 田建 教 育 次 長 (教育振興担当) 雄 福 島信 総 務 課 長 梅原誠 史 政策企画監 丸 洋 満 財務福利課長 靍 田歳明 学校政策課長 飛 田 洋 白 川 学校支援監 特別支援教育室長 有 馬 順一郎 教職員課長 堀 野 誠 生涯学習課長 勢 井 史 人 スポーツ振興課長 得 能 剛 文化財課長 井上 貴

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田 中 浩 輔議 事 課 主 査 湯 地 正 仁

○太田主査 ただいまから分科会を再開いたします。

平成18年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○高山教育長 おはようございます。教育委員 会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成18年度決算につきまして御説 明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページと2 ページをごらんください。見開きでお示しをい たしておりますが、総合長期計画に基づきます 施策の体系表でございます。教育委員会では、 一番左の列、二重線で囲んでおります「未来を 拓く人が育つ社会」を初めといたします大きな 3つの将来像に迫るため、その1つ右隣の列に 枠で囲ってあります「子どもを生み、育てる環 境をみんなで支える社会」から、一番下の「文 化・スポーツを通じたうるおいのある生活を送 ることができる社会」まで、7つの社会像を展 開の柱といたしまして各種施策を推進したとこ ろでございます。とりわけ、上から2番目の「未 来を拓く子どもが育つ社会」につきましては、 その下に網かけの四角で囲んでおります「はば たけ!宮崎の子どもたち~教育県『みやざき』 の創造~」を大きなスローガンといたしまして、 本県の子供たちが将来の郷土宮崎や我が国を担 い、さらには世界に羽ばたいていく人材として

育てるために、総合長期計画の諸施策の重点化 を図り取り組んだところでございます。

それでは、主な新規・重点事業の取り組みに つきまして、3ページの資料を使いまして御説 明を申し上げたいと思います。

「はばたけ!宮崎の子どもたち」につきましては、1の「子どもたちを取り巻く厳しい環境」や「学力、体力等の相対的な低下への懸念」など、本県教育の現状の分析・考察を踏まえまして、2の「重点的に取り組むべき課題」を洗い出しまして、3の網かけで示す施策を一体的・総合的に展開する戦略プロジェクトとしまして推進をいたしているところでございます。

3の二重丸、学校・家庭・地域社会が一体となった取組をごらんいただきたいと思います。知・徳・体の調和のとれた健やかな子供たちを育成するため、地域の子育て目標を設定し、その実現に向けた家庭、学校、地域社会の連携強化を図る地域教育システムづくりに努めたところでございます。

また、県民みんなで健やかな子供を育成する ため、10月第3日曜日「家庭の日」から1週間 を「みやざき子ども教育週間」と位置づけまし て、オープンスクールや推進大会などの各種行 事を集中的に展開いたしますとともに、「親子ふ れあいカレンダー」の配布・活用によります家 庭教育の充実に努めたところでございます。

さらに、地域に信頼される学校づくりをより 一層推進するとともに、家庭や地域の教育力の 向上を図るため、保護者や地域住民等の参画に よります学校評価システムの確立に努めたとこ ろであります。

(1)幼保小中高の連携による「知」「徳」「体」 の一貫教育の推進をごらんください。中・高教 育の一層の充実を図るため、中学校や高校の教 員の交流研修や合同授業研究会を実施するなど、中・高連携推進モデルに努めたところであります。また、本県の就学前の子供が、どこにいても質の高い教育・保育を受けられるように、就学前教育の指針となります「就学前教育すくすくプラン」を策定いたしますとともに、幼稚園・保育所・小学校の連携を推進するなど一貫教育の推進に努めたところであります。

次に、(2) 学力向上対策の推進をごらんください。中学生が「行ける学校」から「行きたい学校」を選択できるようにするとともに、各高校のさらなる魅力や特色づくりを推進するため、平成20年度からの普通科高校の通学区域の撤廃を決定し、その実施に向けまして中学生や保護者等への周知などに努めてきたところであります。

次に、生徒の勤労観、職業観を育成し、将来のスペシャリストとしての資質を養成するため、キャリアアップ推進校を指定し、高度な資格取得や、地域や企業等との連携によります生徒の専門力の育成に努めてきたところであります。

また、農業の担い手となります高校生を育成するため、学校、地域、関係機関が一体となりまして就農教育プログラムを策定いたしますとともに、就農希望の子供たちや保護者への学習会や視察研修などを実施したところであります。

さらに、生徒数が減少する中にあって、特色 ある学校や活力ある学校づくりを目指すため、 南那珂地区の専門高校3校についての再編整備 に努めてきたところであります。

次に、(3)の命を大切にする教育の推進をご らんください。読書活動を通じまして学力向上 や豊かな心の育成を図るため、小学校に図書館 先生を配置いたしますとともに、中学校に非常 勤講師を配置いたしまして、司書教諭への支援 を行う学校における読書活動推進モデルに努め てきたところであります。

また、保護者や教師等に言えない悩みを抱える子供たちの声を直接聞くために、NPO法人を活用いたしまして、土日の民間ボランティアによります子供専用の電話相談窓口を開設したところであります。

さらに、児童に安全で安心な学校生活を送らせるようにするため、学校安全ボランティアでありますスクールガードの養成・研修を行うとともに、防犯の専門家でありますスクールガードリーダーによる巡回、警備等に努めてきたところでございます。

また、児童生徒に望ましい食習慣を身につけ させるため、栄養教諭の配置によります食育を 推進いたしますとともに、地場産品を活用いた しました学校給食コンクールの実施などに努め てきたところであります。

次に、(4)の障がいのある子どもの教育の推進につきましては、養護学校が未整備であります西臼杵地区の障がいのある児童生徒の後期中等教育を充実させるため、高千穂高校に養護学校の分校の設置に努めたところであります。また、養護学校スクールバスの計画的な整備や、小中学校の通常の学級に在籍をいたします学習障がい等のある児童生徒を支援するため非常勤講師を配置するなど、特別支援教育の推進・充実を図ってきたところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたい と思います。平成18年度決算事項別明細説明資 料総括表であります。

まず、一般会計決算についてでありますが、 網かけをいたしております一般会計の計の欄を ごらんください。予算額1,134億6,747万7,000円、 支出済額1,132億9,747万3,773円、不用額1 億7,000万3,227円、執行率99.9%であります。 なお、不用額の主なものにつきましては、教職 員の人件費であります。

次に、特別会計決算であります。表の一番右側、備考欄にありますように、特別会計は宮崎県立学校実習事業特別会計でございます。下から2段目の網かけの行、特別会計の計の欄をごらんください。予算額2億645万9,000円、支出済額1億7,748万6,180円、不用額2,897万2,820円、執行率86%であります。

最後に、資料の36ページをお開きください。 監査結果報告書におきます指摘事項等を記載い たしております。これらの指摘事項等につきま しては直ちに改善を図ったところであります。

なお、南那珂教育事務所ほか4つの機関におきまして、不適正な事務処理についての指摘があり、(4) に指摘事項を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

また、お手元の別冊となっております、平成18 年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況 審査意見書におきまして、2件の意見・留意事 項等がありましたので、これにつきましては後 ほど担当課長から説明を申し上げます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、引き続き関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○梅原総務課長 総務課について説明させていただきます。

資料は、同じ決算特別委員会資料、総務課のインデックスのところ、6ページをお開きください。表の一番上、(款)教育費の欄でありますが、平成18年度総務課の一般会計予算額32億7,606万2,000円、支出済額32億7,265万3,390円、不用額340万8,610円、執行率99.9%となっ

ております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明を申し上げます。

ページの中ほどにございます(目)事務局費、 不用額が205万4,707円となっております。この 不用額の主なものは、職員手当等の執行残によ るものであります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の総 務課のインデックスのところをお開きくださ い。401ページでございます。まず、小中連携推 進事業についてでありますが、本事業におきま しては、149校の推進拠点校におきまして、小中 学校9年間を一くくりといたしました読み・書 き・計算、コミュニケーション能力等について の到達目標を設定いたしまして、その達成に向 けて小中学校合同研究会等の計画的な実施や、 系統性・一貫性のある指導を行うことにより、 児童生徒に対する基礎学力等の確実な定着を進 めてきたところでございます。今後は、家庭で の学習について家庭との連携をさらに充実させ ながら取り組むとともに、推進拠点校の取り組 みの成果を全県的に広げていく必要があると考 えております。

次に、402ページをお開きください。まず、表の一番上の新規事業、地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業であります。学校、家庭、地域社会が連携して子供を育てる枠組みであります地域システムづくりを行いますため、県内7つの市町を実践モデル地域に指定いたしまして、市町村教育委員会や関係団体と連携を図りながら地域教育推進プロジェ

クト会議を設置しまして、地域の教育機能の充 実向上を図るためのさまざまな活動、例えば学 校内外の環境美化とか読み聞かせ活動、体験活 動、あるいは登下校時の見守り活動など、さま ざまな活動を展開したところでございます。

次に、その下、新規事業、「みやざき子ども教育週間」推進事業であります。10月第3日曜日「家庭の日」からの1週間をみやざき子ども教育週間と定めまして、「みやざき子ども教育週間」推進大会、あるいは県内各地でのオープンスクールを実施いたしました。また、年度当初には、親子ふれあいカレンダーを配布いたしまして、県民が子供の教育について考える機会を提供するための取り組みを実施したところであります。今後は、これらの事業によりまして、すべての県民が子供の健全な育成に努める機運をさらに高める必要があると考えております。

次に、表の一番下、新規事業、共に子どもを育む学校評価推進事業であります。本事業では、家庭や地域の協力を得ながら、学校改善を図る学校評価の基本となります、共に子供を育む「学校評価ガイドライン」を作成いたしますとともに、小中・県立学校155校の推進モデル校においてその試行に取り組んだところであります。今後とも、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指しまして、学校が行う自己評価に加え、保護者や地域住民による外部評価の実施など、保護者や地域住民が参画する学校評価システムの一層の推進が必要であると考えております。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見 書に関しましては、特に報告すべき事項はあり ません。以上であります。

○靍田財務福利課長 財務福利課分について御 説明を申し上げます。

平成18年度決算特別委員会資料の4ページを

お開き願いたいと思います。財務福利課の一般 会計につきましては、予算額73億8,647万8,000 円に対しまして、支出済額は73億3,478万8,055 円、不用額は5,168万9,945円となっておりまして、執行率は99.3%でございます。

次に、下のほうを見ていただきまして、特別会計の欄をごらん願いたいと思います。県立学校実習事業特別会計でございます。予算額2億645万9,000円に対しまして、支出済額は1億7,748万6,180円、不用額は2,897万2,820円で、執行率86%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、 執行率が90%未満のものにつきまして御説明い たします。

財務福利課のインデックスがあります8ページをお開き願いたいと思います。まず、4行目の(目)事務局費の不用額が1,361万9,218円となっております。この主なものといたしましては、耐震対策事業の工事費の入札残や育英事業における休学者、退学者による貸付金の執行残などでございます。

9ページをお願いいたします。一番上の教職 員人事費の不用額が1,298万6,181円となってお ります。これは、教職員互助会への補助金交付 額の確定に伴う執行残でございます。

10ページをごらんください。 2 行目の高等学校管理費の不用額が691万38円となっております。これは、海洋高校実習船であります進洋丸の船体保険料が、無事故であったために、更新時に役務費が安くなったものによるものでございます。

13ページをお願いします。文教施設災害復旧費の不用額が1,493万553円、執行率が86.6%となっております。これは、宮崎市田野町にございますライフル射撃競技場の台風災害に伴う災

害復旧工事等の執行残によるものでございます。

14ページをごらんください。先ほど出てきました特会でございますが、農業高校7校の農業 実習に係る特別会計の高等学校管理費の不用額 が2,897万2,820円で、執行率が86%となっております。この不用額の主なものといたしまして は、農薬や肥料、さらには家畜の飼料などの需 用費、食品加工用の原材料費などにおきまして 節約に努めた結果によるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいた したいと思います。

お手元の主要施策の成果に関する報告書をお願いしたいと思います。ページで申しますと404ページの財務福利課のところをお開き願いたいと思います。まず、表の中の教育のIT化についてでございます。この事業は、情報化に対応するため、県立学校にパソコンやソフトウエアの整備を行うものであります。昨年度は、リースによりパソコンを14校に587台導入いたしました。また、ソフトウエアは27校に整備いたしたところでございます。今後とも、情報化の推進に向け計画的な整備に努めてまいりたいと存じます。

405ページをごらんください。養護学校スクールバス整備事業でございます。平成18年度は清武養護学校に、児童生徒の送迎に伴う保護者の負担を軽減するために、リフトつきのスクールバスを3台導入いたしました。宮崎市倉岡地区、檍地区、佐土原町那珂地区から学校までの3路線で運行いたしておるところでございます。

406ページをお開き願いたいと思います。中ほどの県立学校耐震対策事業についてでございます。耐震対策は、昭和56年以前に建設された非木造の校舎のうち、2階建て以上または床面積が200平米を超える建物の耐震診断を行いまし

て、その診断結果に基づき補強工事を行うものでございます。平成18年度は、耐震診断を48校の232棟で、耐震設計を7校の8棟で、また、耐震補強工事を6校の8棟で実施いたしました。この結果、県立学校につきましては平成18年度で対象建築物の耐震診断がすべて終了いたしました。したがいまして、今後は、この診断結果に基づきまして緊急度、優先度などを考慮しながら計画的に補強工事に取り組んでまいりたいと存じます。

407ページをごらんください。上から2番目の 育英資金貸与事業についてでございます。この 事業は、向学心に富み、すぐれた素質を有する 生徒で、経済的理由により修学が困難な者に貸 与するものでございます。昨年度は一般とへき 地を合わせまして2,950人に10億円余の育英資金 を貸与したところでございます。御案内のとお り、育英資金の返還金は次の世代の原資になる ことから、関係機関とも連携いたしましてこれ まで以上に返還指導を強化してまいりたいと考 えておるところでございます。

最後の説明になります。お手元の平成18年度 宮崎県歳入歳出決算審査意見書の冊子をお願い したいと思います。7ページをお開き願いたい と思います。下のほうにございます(2)その 他の収入の確保についてであります。2行目に 「奨学資金貸付金等に係る過年度収入を主とす る諸収入をはじめ……収入未済の解消と新たな 発生防止に努める必要がある」、こういう御意見 をいただいているところでございます。育英資 金につきましては、これまで返還促進取扱要領 に基づきまして、本人及び連帯保証人に対し、 電話や文書はもちろんでございますけれども、 家庭訪問等を行い返還指導を行っております。 特に平成18年度につきましては、返還業務に従 事する債権管理人を1名増員いたしまして返還 指導を強化いたしております。また、10月と2 月には本人に、どういう返還状況になっている かという返還状況通知書を送付するとともに、 災害や病気によって返還が困難になった場合の 返還猶予につきましても同時に案内を行ってい るところでございます。これらの結果といたし まして、平成18年度の育英資金における滞納額 は、対前年度と比較いたしまして約490万円の改 善が図られたところでございます。

また、新たな発生防止対策といたしましては、 本年度より、育英資金の募集段階から、私ども が直接学校訪問いたしまして校長先生や奨学金 担当職員に制度の趣旨を説明いたしまして、生 徒に返還の必要性、重要性についての周知徹底 を図っているところでございます。今後とも収 入未済額の解消につきましては一層努力してま いりたいと存じます。

財務福利課からは以上でございます。

〇飛田学校政策課長 学校政策課分について説明をさせていただきます。

まず、お手元の決算特別委員会資料、薄いほうの冊子ですが、学校政策課のインデックスのところ、16ページをお開きください。一番上の教育費の欄でございますが、学校政策課の予算額は11億2,221万6,000円、支出済額11億630万5,848円、不用額1,591万152円、執行率98.6%となっております。

このうち、(目)の執行残が100万円以上のも のについて説明させていただきます。

中ほどより少し下、(目)教育指導費の不用額が597万9,113円となっております。不用額の主なものは、下から4段目、報償費とその下の旅費でありますが、右端の欄に事業名を掲げております、下から3番目のハイスクール学力アッ

プ総合推進事業における学力向上支援教員の活動旅費や、次の17ページになりますが、右端の欄の下から2段目にあります、初任者研修における後補充の非常勤講師報酬や旅費、その他各事業における講師謝金や旅費の執行残であります。

次に、20ページをお願いいたします。(目)保健体育総務費の不用額が785万1,252円となっております。主な不用額は、一番下の負担金・補助及び交付金でありますが、これは、財団法人日本スポーツ振興センターが県を通して支払う、県立学校での児童生徒の事故に伴う医療給付金等でございます。その医療給付金等が見込みを下回ったことによる残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものについて は、該当はありません。

次に、主要施策の成果についてであります。 主な事業について御報告をさせていただきます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、学 校政策課のインデックスのあるところをお開き ください。410ページでございます。まず、表の 一番上、新規事業、宮崎の就学前教育推進事業 であります。本県の就学前の子供たちが、どこ にいても質の高い教育・保育が受けられるよう に、人間形成の基礎を培う時期でございますの で、就学前教育の充実を図るとともに、併せて 教員、保育士の資質及び専門性の向上を図るた めに、学校政策課、生涯学習課、福祉保健部の 児童家庭課、地域生活部の生活・文化課が連携 し、宮崎の就学前教育の指針となる「宮崎の就 学前教育すくすくプラン」を策定したところで す。また、今後の就学前教育のあり方について のシンポジウムを開催し、就学前教育の重要性 について啓発を図ったところであります。あわ せて、幼保小連携推進モデル校として小学校3 校を指定し、地元の保育園や幼稚園との交流や、相互の授業参観、合同研修会を実施したところであります。今後は、このプランの具体化に向けた取り組みを充実させていきたいと考えております。

次に、411ページをごらんください。表の2番 目の自己指導能力育成充実事業であります。い じめや不登校、問題行動等は深刻な社会問題で あり、その問題解決のためには、児童生徒が日 常生活の中でどのように行動することが適切で あるかを自分自身で判断し実行できる能力、言 うならば自己指導能力を高める必要がございま す。そこで、校内の指導体制の充実を図るため に、中学校にスクールカウンセラーやスクール アシスタント、小学校にスクールカウンセラー や子どもと親の相談員を配置するなどにより、 児童生徒等のカウンセリングや教育相談を実施 いたしました。また、不登校児童生徒の学校復 帰支援を行う適応指導教室が設置されています が、その適応指導教室間の連絡を深めネットワー クを構築するため、スクーリング・サポート・ ネットワーク整備事業を14市町村に委託したと ころです。これらの事業実施により、子供たち の悩み等の早期発見、早期対応が図られる相談 体制づくりや、家庭、地域における連携の推進 に努めたところでございます。

次に、413ページをお開きください。表の一番 上、小・中学校学力向上推進事業でございます。 小中学校それぞれの学校段階において基礎基本 となる学力をしっかりと身につけさせるために は、それぞれの学校段階で学力等の状況を総合 的かつきめ細かに把握・分析し、その結果を学 校や教育委員会が的確に学力向上対策に生かす ことが極めて重要であると考えております。そ こで、全国的に見た学力調査を小学校5年生、 中学校2年生全員に実施し、その結果をもとに 各学校が指導方法の改善を図るとともに、各教 育事務所単位に教員の指導力を高める授業研究 会を実施するなど、児童生徒の学力向上に総合 的に取り組んだところであります。

次に、416ページをお開きください。表の2番目、高校生就職支援体制緊急充実事業であります。高校生の就職環境は依然として厳しく、特に県内求人につきましては、求人数が少ないことに加え、生徒が希望する職種が少ないという現状がございます。そこで、学校に企業での勤務経験のある就職支援アドバイザーを配置し、その知識・経験を求人活動、教育活動等に活用し、新規高等学校等卒業生の就職促進を図ったところであります。就職支援アドバイザーの積極的な職場開拓等によって、今まで求人のなかった企業から求人をいただくなど、ことし3月の卒業生の就職決定率は、昨年と同様でございますが、96.5%と過去最高となったところでございます。

次に、419ページをお開きください。表の2段目、新規事業、県立高等学校通学区域弾力化推進事業でございます。来年度、すなわち現在の中学校3年生が受験する平成20年度入試から実施する普通科高校の通学区域の撤廃に向けて、その趣旨や普通科高校の特色等について県民への広報、PRを行うとともに、高等学校の特色づくり、中学校の進路指導の充実等に関する事業を行いました。今後、本県高等学校教育の一層の充実・振興を図るとともに、中学校の進路指導のこれまで以上の充実を図っていきたいと考えております。

次に、421ページをお開きください。新規事業、 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業でござ います。子供たちにとって安全・安心な学校環 境、特に登下校の安全確保を図るため、地域の 学校安全指導員として、警察官OBなどから成 るスクールガードリーダーを配置し、学校内外 の巡回警備、点検等を行うとともに、地域の方々 にスクールガードをお願いし、子供たちの見守 り活動をしていただきました。また、延岡市を モデル地域として指定し、地域社会全体で学校 安全に取り組む体制づくりについての事業を実 施するなど、地域ぐるみで子供たちの安全を守 る機運の醸成に努めたところでございます。

最後に、423ページをお開きください。全国高 等学校総合文化祭誘致・開催推進事業及び全国 高等学校総合文化祭部門育成強化事業でありま す。これらは、平成22年に本県で開催すること が内定している全国高等学校総合文化祭に向け、 その開催準備や高校における文化活動の育成強 化を図るものでございます。18年度におきまし ては、不足している用具購入や、新たに本県に はなかった部門を設置した未成熟な部門を中心 に生徒指導者向けの研修会を行い、技能の向上 等を図りました。今後とも大会開催に向け準備 を進めていくとともに、この文化祭が生涯にわ たって文化に親しむ心豊かな児童生徒を育成し ていく契機となるよう、市町村や関係文化団体 とも協力しながら、小・中・高等学校の文化活 動の活性化に取り組んでまいりたいと考えてお ります。

主要施策の成果報告につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はございません。以上でご ざいます。

○有馬特別支援教育室長 特別支援教育室分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料、特別支援教育

室のインデックスのところをお開きください。22 ページでございます。一番上の教育費の欄でご ざいますが、特別支援教育室の予算額は1 億4,243万7,000円、支出済額は1億4,037万7,948 円、不用額205万9,052円、執行率98.6%であり ます。

このうち、(目)の執行残が100万円以上のも のについて御説明させていただきます。

中ほどの段、(目)教育指導費でございますが、この主なものとしましては、まず、下から4段目の委託料でございます。これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒への医療的介助を看護師協会に委託しております養護学校等医療的ケア実施事業におきまして、看護師の派遣回数等が見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。次に、一番下、負担金・補助及び交付金でございます。これは市町村が行う障がい児介助支援事業への補助金でございますが、補助対象となります市町村介助支援事業の確定に伴う執行残でございます。そのほかの節につきましては、右側、説明欄に記載しております事業においての事務費等の執行残でございます。

次に、主要施策の成果についてでありますが、 主な事業について御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する報告書の特別支援教育室のインデックスのところ、424ページをごらんください。(7)特別支援教育の推進・充実、主な事業及び実績についてであります。まず、西臼杵地区養護学校設置であります。この事業は、特別支援学校が未整備である西臼杵地区の障がいのある児童生徒の教育を充実させ、児童生徒が地域で自立と社会参加を図ることができるよう、高千穂高校の余裕教室を活用して特別支援学校の高等部の分校を設置するものであり

ます。事業計画としては、平成18年度に検討委員会を設置し学校のあり方についての検討を行い、平成19年度に改修工事及び開校に向けての準備を行いまして、平成20年4月に開校する予定であります。検討委員会では、西臼杵3町の教育長や学校関係者、保護者等12名から成る委員により、今後の学校像や期待される役割、効果等について御報告をいただいたところであります。

次に、養護学校等医療的ケア実施であります。 この事業は、経管栄養、たんの吸引、導尿の3 つの医療行為について、常時医療的ケアを必要 とする児童生徒の学校生活に必要な体制を整備 するため、特別支援学校に看護師を配置するも のであります。平成18年度は特別支援学校8校 に11名の看護師を配置し、重度の障がいのある27 名の児童生徒が安心して安全に学校生活を送る ことが可能になり、保護者の負担も軽減されて おります。

次に、障がい児介助支援事業であります。この事業は、平成16年度までに、国の緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、小中学校に在籍する障がいのある児童生徒への介助支援事業を実施していた市町村に対し、引き続き単独事業としての取り組みを促す目的で、介助等に要する費用の2分の1を補助するものであります。補助に当たりましては、介助支援事業を実施していた市町村のうち、財政力指数0.5以下の市町村で、平成19年度以降に単独事業として行うことを条件に行い、この結果、5市2町が本事業を活用したことにより、介助の必要な37名の児童生徒が支援を受けることができました。

次に、特別支援教育システム構築であります。 この事業は、従来の特殊教育の対象児童生徒に 加え、小中学校の通常の学級に在籍している学

習障がい等の児童生徒も含め、一人一人の教育 的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うもの で、特別支援教育コーディネーターの養成、心 理検査等を実施できる教員の養成、専門的指導 力の向上支援の3つの事業を実施いたしました。 平成18年度は特別支援教育コーディネーター を316名、心理検査等を実施できる教員を115名 養成しております。この結果、特別支援教育コー ディネーターにつきましてはこの3年間で888名 を養成したことになります。今後は、特別支援 教育コーディネーターのステップアップのため の研修や、すべての教員を対象とした研修の実 施が必要になると考えております。また、特別 支援教育の専門的指導力の向上支援において、 すべての特別支援学校14校では、大学等からの 派遣講師等による33の専門講座を実施し、近隣 の小中学校の教諭も含め延べ2,625名が研修を受 講いたしました。

続きまして、425ページをごらんください。盲・ 聾・養護学校特別支援教育センター化事業であ ります。この事業は、特別支援学校が地域の特別支援教育センターとしての機能を充実させる ため、教育相談窓口の設置や巡回相談等を実施 し、地域の保護者や小中学校等の教員の相談に 応じるものであります。センター校として位置 づけた学校は、平成17年度は7校でありました が、平成18年度は14校すべての特別支援学校を センター校として位置づけ、相談窓口の設置や リーフレットによる地域への啓発、教育相談に 必要な心理検査等の整備を行いました。この結果、延べ2,267件の電話相談や1,793件の巡回相 談を実施することができました。

次に、特別支援教育推進事業であります。この事業は、小中学校の通常の学級に在籍し、学校生活や学習に困難を抱えているLD等の障が

いのある児童生徒等に対し、適切な教育的支援を行うため非常勤講師を配置するもので、小中学校20校に配置をいたしました。このことにより、対象となる児童生徒の情緒や行動が安定し、集団への適応が図られ、基礎学力が定着するなど大きな成果を得ることができたと考えております。今後は、今年度より国が市町村に対して地方財政措置いたしました特別支援教育支援員制度が積極的に活用されることにより、障がいのある子供たちの教育の充実がさらに図られることが重要であると考えております。

最後になりましたが、427ページをごらんくだ さい。知的障がい者就労支援モデル事業でござ います。この事業は、知的障がい者の雇用を促 進するため、実施校である宮崎養護学校が、民 間のビル清掃事業所を活用してビル清掃業務に 関する技術指導を事業所から受け、中学部及び 高等部にビルメンテナンスの作業学習を新たに 導入するとともに、事業所は、県の委託を受け、 県関連施設において宮崎養護学校の卒業生に対 するビルメンテナンスの訓練実習を行うもので あります。卒業生3名は、県庁本館で事業所の 指導を受けながら清掃業務を1年間継続して行 い、就労意欲や技能、社会性が向上いたしまし た。その結果、2名が同事業所に就職させてい ただき、残り1名も宮崎市の社会福祉事業団の 運営する公社に就職することができ、雇用の拡 大につながったものと考えております。今後は、 3名が継続就労できるよう、労働関係部局と連 携して支援や雇用の拡大を図っていくとともに、 他校へのビルメンテナンス等新たな作業種目の 導入を図り、就職率のさらなる向上を図ること が重要であると考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はありません。 特別支援教育室からは以上でございます。

○堀野教職員課長 教職員課関係について御説 明申し上げます。

決算特別委員会資料の教職員課のインデックスのところ、24ページをお開きください。教職員課の一般会計は、一番上の段でございますけれども、予算額987億9,061万5,000円に対しまして、支出済額987億861万9,050円、不用額8,199万5,950円、執行率99.9%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のものに つきまして御説明申し上げます。

上から3段目の教職員人事費1,517万156円の 残でございます。不用額の主なものは、報酬の493 万7,661円、賃金の557万5,323円、旅費の276 万3,561円でございます。これは、非常勤講師等 に係る報酬、賃金、旅費の執行残によるもので ございます。

次の小学校費の教職員費2,820万7,613円の残でございます。不用額の主なものは、教職員に係る給料、職員手当及び旅費の執行残によるものでございます。

次の25ページをお開きください。中学校費の 教職員費667万3,201円、次の高等学校費の高等 学校総務費1,632万9,052円、次の欄の特殊学校 費の盲ろう学校費496万9,893円、同じく養護学 校費1,064万6,035円の執行残でございます。不 用額の主なものは、小学校費の教職員費同様、 給料、職員手当、旅費の執行残によるものでご ざいます。

また、(目)の執行率90%未満のものについて は、該当ございません。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はありません。以上でござ います。

○勢井生涯学習課長 生涯学習課関係について

御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の生涯学習課のインデックスのところをお開きください。ページで言いますと26ページでございます。一番上の欄、(款)教育費をごらんください。課全体の予算額6億5,473万9,000円、支出済額6億5,195万4,826円、不用額278万4,174円、執行率は99.6%となっております。

(目)の執行残100万円以上のものにつきましては、上から3段目の(目)社会教育総務費の168万4,275円でございます。その主なものは、上から4番目の報償費47万4,065円、及び旅費38万4,597円などであります。これは、会議の欠席者があったことや、外部講師にかわり県職員が講師を行ったことなどによる執行残であります。

なお、執行率90%未満のものはありません。 次に、主要施策の主なものについて説明いた します。

別冊になっておりますが、主要施策の成果に 関する報告書、生涯学習課のインデックスのと ころをお開きください。428ページになっており ます。まず、1の1)(1)の青少年の健全な育 成のための家庭の教育力の向上についてであり ます。表の2段目にありますが、女性によるふ るさと家庭教育サポート推進事業であります。 これは、子育てに悩む親に対しまして、31の女 性団体によりまして、全市町村において家庭教 育に関します相談や出前講座等を実施したもの でございます。これらの地域の実態に即した事 業を展開いたしまして、日常的に良好な人間関 係を構築することにより、地域で家庭教育を支 援する機運の醸成が図られたものでございます。 今後は、ボランティアスタッフ等の人材確保と 地域ネットワークの形成を図る必要があるもの と考えております。

次に、429ページをごらんください。中ほどの (2) 青少年の健全な育成のための地域の教育 力の向上についてであります。主な事業といた しまして、表にございます、豊かな心を育む子 どもの体験活動支援事業であります。これは、 地域住民やPTA、学校関係者などが参画いた しまして、宿泊体験や伝統芸能の伝承活動、地 域住民との交流活動など、全県下で228事業実施 いたしておるものでございます。これらのさま ざまな体験活動の機会を提供することによりま して、子供の社会性を養うとともに、地域で子 供を育てる機運の醸成が図られたものでござい ます。今後は、さらに地域住民が参加できるよ りましてディネート機能を高めていく必要がある ものと考えております。

次に、431ページをお開きください。3の1)

(1)の生涯学習推進のための環境整備についてであります。表の2段目の生涯学習情報提供でございます。主な成果といたしまして、生涯学習情報のホームページであります「SUN-NETみやざき」に約7,000件の情報を登録いたしまして、年間約46万件のアクセスがございました。

次に、433ページをごらんください。1の1)

(1)の地域づくりを担う人材の育成についてであります。表にあります若人ひむか活性化塾事業でありますが、地域づくりのリーダー育成を目的に実施しておりまして、市町村や組織の枠を越えて若者が集う地域活性化塾により、地域づくりボランティア活動が105事業実施されました。これらの地域づくり活動を通して青年層のリーダー育成が図られたところであります。

主要施策につきましては、以上であります。 次に、監査におきまして基金運用状況につい ての御意見がありました。 お手元の平成18年度宮崎県歳入歳出決算及び 基金運用状況審査意見書をお開きください。57 ページでございます。第1の1審査の対象の (2)に宮崎県美術品等取得基金がございます。 そのページの最後の2行にございますように、 「将来の需要を的確に把握し、適切な活用が図 られるよう、基金のあり方について検討するよ う要望する」という意見でございます。この美 術品等取得基金につきましては、美術品等の取 得を円滑かつ効率的に行うために設けられたも のでありますが、県財政が厳しい中、新たな美 術品の購入を控えたため、基金が活用されなかっ たことによるものでございます。以上でござい ます。

○得能スポーツ振興課長 決算特別委員会資料 の30ページをお開きください。スポーツ振興課 の予算額は10億8,984万8,000円で、支出済額は10億8,101万1,207円でございます。不用額につき ましては883万6,793円で、予算額に対する執行率は99.2%となっております。

次に、(目)の不用額で100万円以上のものに ついて御説明をいたします。

ページの上から3段目、(目)保健体育総務費が685万8,103円となっておりますが、その主なものは、節、工事請負費の447万7,000円ですが、これは、平成17年度から繰り越した国の補助事業であります県体育館のアスベスト対策緊急事業の額の確定に伴う執行残であります。

続きまして、ページの下から6段目、(目)体育振興費が177万4,396円となっておりますが、その主な理由は、旅費等の執行残であります。

なお、執行率が90%未満のものはございませ ん。

次に、主要施策の主なものについて御説明を いたします。 別冊の主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。436ページでございます。まず、上から3行目の(3)体育・健康教育の充実につきまして、その下の表の中では2番目にあります子ども体力育成事業でございます。平成17年度から小・中・高等学校のそれぞれ1校ずつに体力向上研究推進モデル校の指定を行っておりまして、各学校では体力テストの実施や、学校独自の体力向上プランによります継続的な取り組みを行い、研究の推進を図ってまいりました。また、県内3つの地域で親と子の体力つくり講習会を開催いたしまして、体力への関心と意識の醸成を行いました。

次に、437ページでございますが、表の一番上にあります改善事業の食育みやざき元気アップ事業でございます。栄養教諭を配置した学校をモデル校として指定をいたしまして、食に関する指導の取り組みを行いました。また、地場産物を活用した学校給食の推進を図るために、地産地消給食献立コンクールや食育実践教室を開催いたしますとともに、児童生徒の食の実態の把握、分析に基づいた指導などを行いまして、家庭や地域における食育の推進を図りました。

次に、438ページをお開きください。上から3 行目の(1)県民総参加型のスポーツの推進で ございます。表の一番上、総合型地域スポーツ クラブ育成促進事業では、地域におけるスポー ツ振興の中心的な役割を担います総合型地域ス ポーツクラブの設立に向けての普及啓発を行い まして、運営等にかかわる専門的な人材の育成 に努めました。

次に、表の2番目の県民体育大会開催事業ですが、平成18年度は、表の一番下にありますさわやかスポーツ大会と合同で開催をいたしました。県内48会場で陸上競技など49競技が行われ

まして、全体で1万4,000人を超す県民の皆様方が参加され、白熱した試合が展開されたところでございます。これらのことによりまして県民のスポーツへの参加機会の拡充を図ったところでございます。

次に、440ページをお開きください。(2)感動と夢を与える競技スポーツの推進でございます。まず、表の一番上の選手強化対策事業につきましては、国民体育大会での成績向上を目指すために強化合宿への支援を行いました。

また、少年競技力向上ジュニア連携事業につきましては、小中高の一貫指導体制によります合同練習会や地域別の指導者講習会を実施いたしましてジュニア層の育成を図りました。

次のみやざきトップアスリート育成事業につきましては、本県競技力の中心となる少年種別に対しまして、各地域においてスポーツ教室を開催しますとともに、中学校や高等学校におけるそれぞれの競技力推進校を支援するなど、中・高校生の競技力の向上や部活動の活性化に努めました。

次に、442ページをお開きください。(3)スポーツを取り巻く環境の整備でございます。表の一番上の県立学校体育施設開放事業では、県内の県立学校32校で体育館や運動場を開放し、地域住民のスポーツ活動に提供したところでございます。

また、表の中の2番目でありますが、生涯スポーツ拠点施設整備促進事業につきましては、市町村のスポーツ施設の整備を支援するため、3市1町への補助を行いました。これらの事業によりまして、県民の皆様がスポーツに親しめるような環境づくりや施設の整備に努めたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はございません。以上でご ざいます。

〇井上文化財課長 文化財課関係分について御 説明申し上げます。

初めに、決算特別委員会資料の文化財課のインデックスのところ、32ページをお願いいたします。

表の1行目でありますが、文化財課の予算額は9億9,249万4,000円でございましたところ、 支出済額9億8,963万8,055円、不用額285万5,945 円であり、執行率は99.7%となっております。

次に、(目)の不用額で100万円以上のものについてであります。

同じ表の3行目の(目)文化財保護費の不用額が102万9,742円となっておりますが、その主なものは埋蔵文化財発掘に係る事務費の執行残等であります。

33ページをお願いいたします。1行目の(目) 総合博物館費の不用額が182万6,203円となって おりますが、その主なものは総合博物館におけ る事務費等の執行残であります。

なお、執行率が90%未満のものはございませ ん。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

別冊の主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。文化財課のインデックスのところ、443ページであります。2の(1)県民が文化に親しむ機会の充実についてであります。博物館教育普及(特別展)につきましては、広く県民の皆様に歴史や自然等についての学習の機会を提供いたしますため、5つの特別展を開催し、計7万1,176人の方にごらんいただいたところであります。

次の考古博物館教育普及につきましては、主

として古墳時代以前の本県や我が国の歴史に関する学習の機会を提供いたしますため、4つの特別展等を開催し、計9万4,148人の方にごらんいただいたところであります。また、西都原古墳群陵墓参考地につきまして、平成16年度からの3カ年事業の最終年度の地中探査を実施し、男狭穂塚、女狭穂塚の形状が判明した等の成果を広く各方面へ紹介いたしたところであります。

444ページをお願いいたします。中ほど少し下の(3)文化財の保護・継承と活用についてであります。ページー番下の欄のアカウミガメ保護啓発につきましては、宮崎、日南、延岡の各野生動物研究会に委託をいたしまして上陸や産卵の状況を調査するなど、県指定天然記念物のアカウミガメ及びその産卵地の保護と保護の啓発に努めたところであります。

次の445ページでございますが、2段目、西都 原古墳群歴史ロマン再生空間形成でございます が、西都原古墳群の保存整備及び活用の促進を 目指す事業の一環といたしまして、主要古墳の 復元整備や発掘調査等を進めたところでありま す。

次の新規事業、西都原古墳群及び周辺地域の 史跡整備連携につきましては、平成20年度以降 における西都原古墳群の新たな整備計画の策定 に取り組みますとともに、県央部の史跡を紹介 するガイドマップを作成いたしまして、西都原 古墳群及び周辺各史跡の一層のPRを図ったと ころでございます。

次の新規事業、民家園ふるさと文化再生につきましては、総合博物館の展示資料であります4棟の民家の今後の利活用構想をまとめますとともに、老朽化の進んだ「椎葉の民家」の再生を図りますため、その解体工事を行ったところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま しては、特に報告すべき事項はございません。 以上でございます。

〇遠目塚人権同和教育室長 人権同和教育室に ついて御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の人権同和教育室のインデックスのところをお開きください。ページで申し上げますと34ページでございます。人権同和教育室の予算額は1,258万8,000円、支出済額は1,212万5,394円、不用額は46万2,606円、執行率は96.3%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきましては、いずれも該当がございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

成果報告書の人権同和教育室のインデックスのところをお開きください。ページで申し上げますと447ページでございます。まず、人権啓発資料についてでございます。これは、家庭や学校等において人権について語り合うための資料、「ファミリーふれあい」を小学校、中学校、高等学校のそれぞれ1年生に配付いたしまして、同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する、児童生徒、教職員等の理解と認識をさらに深めるとともに、学校や家庭における人権教育の一層の充実に努めております。

次に、人権文化創造についてであります。平成17年度に全教職員に配付いたしました「宮崎県人権教育基本資料」に続きまして、18年度は具体的な指導展開例を載せた「人権教育指導資料」、小・中・高・社会教育編の4種類を作成、配付いたしまして、学校での授業や社会教育講

座の充実を図ったところでございます。

次に、新規事業の共に生きる力を育む人権教育推進についてでございます。中学校を核とする人権教育研究モデル校区を県内3地域指定いたしまして、地域内の幼・小・中・高・特別支援学校及び家庭、地域が連携して交流活動や学習会等の実践研究に取り組むなど、地域ぐるみでの人権教育の推進に努めているところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はありません。以上でござ います。

○太田主査 執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑を受けたいと思います。

午前の時間は余り残されておりませんので、 質疑の仕方としては3課ほど集中してやってい きたいと思っておりますので、総務課、財務福 利課、学校政策課、特別支援教育室も含めて、 ありましたらお願いしたいと思います。

○福田委員 まず、財務福利課の関係で、先ほど奨学金の説明がございました。以前の委員会でも質問をいたしましたが、ついせんだって、安定した収入がありながら奨学金の返済をしない方がかなりおられるという報道がなされておりました。そこで、私もちょっと考えたんですが、安定した職場というのは、主として公務員の世界、あるいは大企業とかあります。我が宮崎県において奨学金の返済が滞っている人のいろんな資料があると思いますが、その中に公務員とか先生というのはどれくらいのパーセンテージになるんでしょうか。

○靍田財務福利課長 今、お尋ねの件ですが、 具体的に教師、公務員そういう部分のデータの 集約はできておりません。

○福田委員 あれほど公にマスコミ等で取り上

げられますから、今後、回収、返還を促すための資料として、そういう安定した職場、公務員の世界とか大企業、分類をしまして――特に公務員として奉職をしている方は、当然そういうことを率先垂範しなくちゃならない立場ですから、資料は出される必要があるんじゃないか、このように考えておるところでございます。また後日で結構ですから資料をお願いしたいと思います。

○長友委員 それぞれ非常に賢明な事業を展開 されているわけですが、施策の推進状況という ところで「一部に努力を要す」というのが何カ 所か出てまいります。まず、総務課のほうで、 学力の向上を図る教育の充実、小中連携等行わ れて、読み・書き・計算、コミュニケーション 能力の向上に頑張っておられるわけですが、「一 部に努力を要す」というような推進状況にされ たことについて、どういう点がそうなのかお尋 ねいたします。

○飛田学校政策課長 今のお尋ねの件につきましては、主要施策の成果に関する報告書401ページの総務課のところを見ての御質問だと思うんですが、実は、この学力の向上を図る教育の充実の施策については、401ページの小中連携推進事業と、413ページにあります小・中学校学力向上推進事業以下7つの事業を合わせた8つの事業で具体化をしているところでございます。

それで、なぜ「C:一部に努力を要す」としたかにつきましては、414ページをお開きください。私たちは学校の先生方は一生懸命努力をしていただいていると思いますし、17年、18年実施しました本県の学力調査は、全国比較でもほとんど全国よりよい。今回もよかったんですが、なぜCとしたかというと、上から2番目の表、施策の成果指標・数値目標等で、「公立小・中学

校における授業の『よく分かる・大体分かる』 児童・生徒数の割合」を、我々はわからない子 供がおっちゃいかんという気持ちで目標を100と させていただきました。これは現実に学校でア ンケートをとって集計した結果でございますが、 子供たちも頑張っている、先生たちも頑張って いるけど、全員の子供がわかる努力を続けたい という理想を求めてCとさせていただいたとこ ろでございます。今後ともきめ細かな分析をし ながら学力向上に努めたいと考えております。

○長友委員 非常に謙虚なお答えだったと思う んですけれども、学力テストの結果で、知識の ほうに関してはすぐれているという結果が出て おりましたが、考える力がいま一歩ということ でございました。そういう一つの結果を得て、 どのような姿勢で臨んでいかれるか、そのあた りをお伺いしたいと思います。

○飛田学校政策課長 18年度の全国比較の県で 実施した学力調査についても、今回の国の調査 につきましても、今委員がおっしゃったとおり の結果でございまして、各学校においては改善 計画をつくっていただいているんですが、改善 計画書を見せていただくと、読み取りのところ では、朝の読書をふやそうとかいろんな手だて を学校は考えていただいております。私たちは 私たちで、どういう手だてをしたらいいかとい う手引書みたいなものを今作成をしております。 それから、教育センターにお願いして、県レベ ルのものについて分析をしていただいて、こう いうところを補強してほしいというようなこと をやっております。もう一つは、教育事務所ご とに、県の学力テストで明らかになった課題を 分析して、ここを補強するにはどんな授業をし たらいいかという取り組みもしております。そ ういう各学校、教育事務所単位、県、それぞれ

手だてを打ってそういう解消に努めていきたいと考えているところです。

○長友委員 ぜひともよろしくお願いしたいと 思います。

それぞれ発達段階に応じてでありましょうけ れども、特に中学校、高校の時期――余り詰め 込みはいけないんですけれども、福沢諭吉だっ たでしょうか、相当勉強しておりまして、休も うと思ったら枕がなかったと、そういう状況が あったという逸話がございます。それから、新 渡戸稲造は農学の大家でありましたけれども、 その後またさらにすごい人物になりました。こ の人は勉強する時期に図書館の本を見て、これ を全部読み切ろうと決意をしたそうです。それ で挑戦をしていったという逸話があって、そう いう経緯があって大変な人物になっていったと いうことがあるわけです。したがって、具体的 な教科の学習と同時に、先人の逸話を発達段階 に応じて子供たちに紹介するのも一つの啓発に なるんじゃないかと思いますので、そういう方 面もひとつよろしくお願いしたいと思います。 以上です。

○西村委員 財務福利課の408ページの高等学校 生徒寮入寮者数の推移という部分で、県北に非 常に寮が多いんですけれども、来年から学区自 由ということで、例えば県南のほうから県北の 学校を希望されて入寮者がふえていくとか、そ ういうことは今後想定されているんでしょうか。

○靍田財務福利課長 入寮率全体が60%強、7 割弱でございますから、まだ定員に余裕がございますので、今お尋ねのような件につきましても、当然該当する子供たちの入寮は可能になろうかと思っております。

〇西村委員 ということは、特に縛りがあるわけではなくて、県内に住む高校生だったらだれ

でも入れるという考え方でよろしいでしょうか。 **〇靍田財務福利課長** そのとおりでございます。 **〇井上委員** 今の西村委員の質疑に関係してですけど、逆に、そこに子供たちが来ればいいけど、来ない可能性、入寮者が減る可能性のほうが高いんじゃないかと思っているわけです。宮崎市内に集中するとか、そういうことが起こらなければいいがなという思いがしてならないんですけれども、そのあたりについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○靍田財務福利課長 いわゆる学区の弾力的な 運用について、子供たちの動向がどういう傾向 になるかというのは、私どもはつかんでおりま せんけれども、ベース的には、子供たちが居住 空間をしっかり確保して学習なり部活動が十分 できるように、私どもの課とすれば十分対応し ていきたいと思っているところでございます。

〇飛田学校政策課長 少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

実は、通学区域を今度撤廃させていただくん ですが、私立高校はすべて今も学区がございま せん。それから専門高校についても専門学科に ついては学区はありません。したがいまして、 今、高校の定員の中で通学区の規制がかかって いるのは3割ぐらいでございます。もう一つは、 いろんな状況を考えておりますが、通学区域を 撤廃する以前に、宮崎市内あるいは都城市内、 延岡市内で合同選抜を撤廃しました。実は合同 選抜のときには、調整をするために、ある高校 の近隣の子が別な高校に行くというような状況 もありましたので、調整の関係で不自然な部分 もありましたが、その結果を分析してみますと、 8割以上の子供が近くの学校に行っております。 トータルとして、3割の枠の中で移動は当然あっ ていい、例えばある部活動にあこがれて行くと

か、校風にあこがれて行くという子供が移動できるために通学区域の撤廃はするんですが、他 県の状況を視察してもそうですし、本県の通学 区域のことから考えても、移動はあるものの、 そう大きくないと考えているところでございます。

〇井上委員 本年度の委員会の活動として高鍋 農業高校などに行かせていただきました。職業 系の学校のよさを改めて痛感しましたし、寮が あることのよさも実感させていただきました。 だから、親も子供たちもそうですけれども、学 校間格差を誤解してはいけないと思うんです。 学校の本来持っている力が、どんなふうに親に 理解をされ、子供たちに理解をされていくかが すごく大切なのかなと思うんです。将来を見越 した上で学校を選んでいくことも大事でしょう し、地域の学校に行くということも、寮の問題 についてもすごく取り組みをやっていただいて いるということも大事だと思います。一方では、 それぞれの学校の持っている特色がどう光った か、それがどう親たちや子供たちにアピールで きたかということがすごく大事だと思うんで す。18年度、特にその点気をつけてやってこら れたというのはどういうことなのか、そこをお 聞かせいただきたい。

○飛田学校政策課長 まさに今御指摘のとおりだと思っております。ある一面を切り取った形で学校の評価をするというのじゃなくて、いろいろな形で子供たち、そして保護者に伝わることが非常に大切だと思っております。18年度はPRにいろんな手だてを図ってきたところです。学校の制度の変更がありましたので、10月ぐらいだったと思いますが、「保護者の皆様へ」ということで、3年前に通学区域が撤廃することを発表して、18年度は10月の段階で全保護者に、

こういう形に変わりますということを紹介しま した。それから新聞広告で、ほとんど全紙に通 学区域撤廃のことを紹介いたしまして、中学生 全員の家庭に、通学区域が撤廃になるのでこう いう点に留意してくださいというリーフレット を届けました。それと同時に、体験入学とか学 校開放を奨励して、各学校が学校紹介に取り組 める体制をとってきました。18年から19年にか けまして、高等学校からは中学校に行く旅費を 補助したり、高等学校が学校紹介をするときに、 専門高校で体験をしてもらう場合は材料費を補 助するとか、さらには、19年度になりまして、 ペーパーベースではわからないだろうというこ とで、学校行事の様子の動画を各学校から集め てDVDにして、どうぞコピーしてくださいと いうことで各学校に配りました。そういうあら ゆる手だてをしておるところですが、一面的で なくて多面的な学校のよさを保護者の皆さん、 子供たちが知ってほしいと考えているところで す。

〇井上委員 総務課で事業を持っている学校評価制度の取り組みは、保護者や地域の住民の参加によってということになっているわけですけど、これが妙な形でひとり歩きすると、先ほどのようなことと誤解をされることもあり得ると思うんです。18年度学校評価システムを推進して、一層の推進が必要であるという形になっているんですけど、この事業に取り組んでみての状況、お考えはどんなでしょうか。

○満丸政策企画監 学校評価の推進についてでありますが、平成18年度に「共に子どもを育む学校評価ガイドライン」を策定しました。これは、これまで学校評価についての取り組みが学校によってまちまちであったということから、一定のガイドラインが必要であるということで

策定したものであります。中身について特徴的なことを申し上げますと、保護者や地域住民等も学校評価に参画できるような形にして、学校の取り組み、いわゆる教育活動や学校運営等について評価をいただいて、学校を改善していくための仕組みをつくろうということで、現在、小中学校149校、県立学校6校をモデル校として取り組んでおりまして、その取り組みの成果、課題等をまとめて、20年度から全県的にこれを実施していこうと考えているところであります。 〇井上委員 小中高のモデル校というのは、前のほうにあります合同の授業の研究校と一致していると理解してよろしいんですよね。

○満丸政策企画監 そのとおりでございます。 ○井上委員 今後この制度をどう活用して、これの公表を求められた場合はどうするのかという問題点がすごく出てくると思うんです。私も今回総括質疑をしましたが、教育のところは、分科会がたくさん時間がとってあるということで総括質疑の中に入れなかったんですけれども、ここは突っ込めば突っ込みどころのいっぱいあるところで、なかなか難しいところでもあると思っているんです。これは今後どのように活用されるのか。そして、参加した人たちからすれば、それがどんなふうに成果として上がってきたのか、それがどう使われたのか、それを公表しろみたいな話になってきた場合はどうされるのか、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○満丸政策企画監 公表については、基本的には、学校が目標を設定して、その達成状況等について公表します。しかしながら、すべてを公表できるわけではございません。特にプライバシーにかかわるような内容につきましては、十分留意し配慮しながら、必要とするものについてできるだけ積極的に学校の取り組みを公表す

ることによって、また地域や保護者の方のそれ に対する御意見等をいただきながら、学校の改 善に反映していくというものでございます。

○井上委員 決して学校のランクづけに使われるようなことのないことが一番大事だと思うんです。学校はそれぞれに特色があるということがなかなか皆さんに理解していただけない。そこがまだまだ時間が必要なのかなと。学校の特色を、保護者、地域の皆さん、それと生徒、受験者の皆さんに理解されていないところにまだまだ問題点がある、取り組む必要性があると思います。

先ほど学校政策課長から答弁いただいたので、 これ以上追及しようという気はないんですけれ ども、そこをきちんと踏まえた上で、どう学校 評価をしていくのかということは御配慮いただ けたらと、これは要望しておきたいと思います。

それと、細かいことですが、財務福利課にお 尋ねします。学校調度品の木質化のことですが、 金額的には350万程度ですが、どのくらいの割合 で木質化が図られてきたんでしょうか。

○靍田財務福利課長 18年度ベースですと、県産材を使った机、いすを整備しましょうということで、具体的には、高等学校が5校、延岡青朋高校が43セット、都農、高鍋農業、日南振徳、小林工業でございます。それから中学校は西高附属中学校に30セット、合計245セットを整備したところでございます。17年度も一定程度の整備を行っているところでございます。

〇井上委員 これは、全部の学校を木質化していくという考え方を持っていると理解してよろしいですか。

〇靍田財務福利課長 そういう考えではなくて、 モデル的に入れてみようということでございま す。したがいまして、県立学校全校に木質化を 図るというものではございません。

○井上委員 次に、学校政策課にお尋ねしたいんですけど、インターンシップを実施している県立高校の割合がなかなか伸びてこないということについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○飛田学校政策課長 416ページの一番下のイン ターンシップを実施している県立学校の割合に つきましてですが、目標には届かなかったもの の、キャリア教育という視点でいろんな取り組 みをされております。実は高校と中等教育学校42 校のうち33校がインターンシップを実施してお ります。それから特別支援教育学校の中で高等 部を持っているところでは9分の6の学校が実 施しておりますが、特別支援学校については、 学校から離れることが難しいという学校があり ますので、ほとんどがされていると考えており ます。それから、高等学校等でやっていないと ころも、それでいいということではなくて、例 えば職業人の講話をする、それから、夢はぐく む講座として、いろんな職業の保護者に講師に なっていただくとか、トータルの教育計画の中 で子供たちの勤労観、職業観をはぐくむような 取り組みをしていただいているところでござい ます。

○井上委員 これ本当にお金かかってないんですよね。もったいないほどお金がかかってなくて恐縮なんですけれども、その割にはすごく効果のあることだというふうに私は思うんです。インターンシップについては、取り組み方によっては、今、フリーター志向とか、自分の職業や未来について考えきれない子供たちがすごく多いわけですけれども、いろんな経験をさせるということからすれば、公務員の職場だとか企業の何とかというふうに固定的にしないで、職業

というあり方はいっぱいあると、そこも含めて 取り組みをしていただくといいのではないかと 思います。そのあたりの弾力性はお持ちでしょ うか。予算額が少ないのに恐縮ですけれども。

○飛田学校政策課長 ここに上げてある予算は、 極めて限られた額で、全部打ち合わせに使わせ ていただくとかいう形なんですが、おっしゃる とおり、勤労観や職業観をはぐくむことは非常 に大事であると思います。私たちも、インター ンシップが3日とれないならどういう手だてを するのかということを指導しているところです。 その中で学校は工夫をして、保護者を使うとか、 体験をするかわりに、いろんなブースをつくっ て、そこに子供たちが行って、いろんな職業に ついて3つずつお話を聞いてきなさいというこ とをやっています。子供たちが職業を知って、 将来自分が何になるか、そのために今どうして おくかということは非常に大切であろうと思い ますので、今後も奨励していきたいと考えてお ります。

○井上委員 特別支援教育室にお尋ねしたいんですが、就学前の健診のときに、自分の子供がどうであるかというのがよくわかっていない親もいるわけです。1年生になって現実にクラスに配置になると、どうしてあの子だけ先生は達彦いの子供さんがいたときに、なかなかそこを理解していただいていない状況がすごくあるわけです。私どものような仕事をしているとそういう相談を受けるんですが、「だからあの子がそうなんですよ」とはちょっと言いにくいんです。心の相談室というようなラジオ番組を聞いていると、アスペルガーなんかも簡単に使われているわけです。そういうことに関する親を含めての取り組み、間口を狭くしないで、広い形

で、いろんな子供がいていいんだという講座み たいなものを18年度で取り組まれているとすれ ば、その成果を教えていただきたいんです。

○有馬特別支援教育室長 発達障がいの問題に 関しましては、御指摘がありましたように複雑 な問題がございます。中には、小学校の保護者 懇談会の折に、「医者から実は自分の子供は発達 障がいと言われた」というふうな告知をされた ときに、ほかの保護者の方が、「じゃ、何でそう いう障がいの子が小学校にいるのか」というよ うなことを言われたということもあります。発 達障がいについては、とりあえず現在は特別支 援コーディネーターを各小学校、中学校に配置 して、そこを窓口としながら啓発を進めていこ うというのが、18年度のシステム構築事業の中 に一つあります。もう一つは、発達障がいをき ちんと見分けるための心理検査をセンターの中 で養成するというのがあります。もう一つは、 特別支援学校(養護学校)が中心となって、近 隣の小中学校を巻き込みながら、そこの中で研 修会をやっていくというようなことを18年度は 実行してきました。そのことによって発達障が いについての理解はかなり進んできたものと 思っております。今後は直接的に保護者向けの セミナーも積極的に取り組んでいかなければな らないと考えております。

○井上委員 親は不思議で、自分の子供にしか目が行っていないものですから、ひいきされているみたいな感覚になるらしいんです。そうじゃなくて、手だての必要な子、手だてが少なくて済む子、いろんな種類の子供が小さいときからいるということ。もう一つは、中学から高校に上がるときに急にアスペルガーと通告されたみたいな言われ方をする人もいるわけです。小中のときに言われなくて、なぜ高校に入ったとき

にそれを言われたのかわからないと、学力だけ はやけに高いということがあるわけです。親と しては勉強ができさえすればいいかみたいなと ころももちろんあって、子供のことについてき ちんと理解をしていないということがあるわけ です。だから、やり取りの難しさみたいなのが 各学校の先生はあると思うんです。

きょう御報告いただいた、そういう関係の先 生方を888名も養成が済んだと、そしてこれが通 常学級の先生たちに広がっていくんだと言われ ると非常に安心なんですが、このあたりの充実 をちゃんとしていかないと、学力さえあればい いわということになってくると、コミュニケー ション能力がなかったり、そういうことはこの 子の個性だからということでばしっと切られて しまうと、なかなか難しいところもあると思う んです。いじめの問題が非常に広がって、それ を把握していくときにわかったんですけれども、 講座としてはそれをないまぜて考えていく必要 があるのではないかと思います。これぐらいの 予算ですべてをやっていけるものかどうか、次 年度の予算にきちんと反映をさせないといけな いのではないかという思いもするんですが、そ のあたりの財政当局との関係はどのようになっ ているのか聞かせていただきたい。

○有馬特別支援教育室長 発達障がいの難しさというのは、外見的にはわかりにくいので、行動症状が出てこないと保護者の方もなかなか認めてくださいません。できるだけ早い時期に手を打てばそれだけ改善されるわけです。19年度はすべての教職員が研修を受けるように事業を組みました。また、すべての管理職が発達障がいに関する研修を受けるように、8月、9月を使って県下すべてで行いました。3年間かかってすべての教職員、すべての管理職が研修を受

けるようにしております。また、県内7カ所で 先ほど申しましたセミナーを行いまして、保護 者向けの啓発を行っているところでございます。 〇井上委員 財政当局にもそこのところはきち んと言われて、事業的に必要な予算については きっちりと確保していただきたいと思います。

○長友委員 財務福利課にお尋ねします。「未来を拓く子どもが育つ社会」、404ページの教育のIT化ということですけれども、時代のニーズに対応した教育の充実ということで、施策の目標に掲げてありますように、基礎教育を初めとして、環境教育、情報教育、国際理解教育、福祉教育、そして科学技術の進展への対応ということで、今の子供たちに求められることは大変なことになっているなという気がします。

その中で、電子県庁ということもありますけ れども、県庁のホームページ等をずっと見てみ ますと、短期間のうちに相当充実してきたなと、 しかも教育委員会の分に関してだけでも相当な 量の情報が提供されてきたなという実感がする わけです。こういう時代に子供たちが大きく羽 ばたいていくためには、情報をいかに選択し、 そしてさらに求められてくるのは、一人一人の プレゼンテーション能力、情報をいかに処理し て表現していくかということが今から勝負に なっていくだろうと思うんです。したがって、 ここに2億8,700万余、かなり高額の予算を投入 しながらパソコンの整備等がなされているわけ ですけれども、全県立学校の全生徒とパソコン の台数、その関係で18年度もこのような事業が 行われたわけですけれども、本県のIT教育の レベル、そのあたりは満たされているのか、ま だまだ今からなのか、その辺についてお尋ねし たいと思います。

○靍田財務福利課長 今のお尋ねの件でござい

ますけれども、大宮高校から清武養護までの県立58校に対しまして4,304台のパソコンを現在入れております。これが多いか少ないかという問題等もあるんですけれども、平成19年5月1日でまとめた結果、コンピューター1台当たりの児童生徒数6.8人、全国水準の29位ということで、まだまだ努力が必要かと思っているところでございます。いずれにしましても、今委員がおっしゃったように、情報化に対応するためには、ハード・ソフトの整備が喫緊の課題だと認識しておりますので、今後ともこの整備につきましては、財政当局にお願いしながら整備拡充に努めてまいりたいと思っているところでございます

○長友委員 全国29位ということでありますので、財政多難な折ではありますけれども、できるだけ頑張っていただきたいと思います。

住みやすい国のランクが最近の新聞に載っていました。フィンランドかアイスランドかが非常に上位になってきたんですね。そこがまたITが世界で最先端を行く国ということでもありまして、そういう相関があるのかなということを実感をしております。IT化に関しまして一段の努力をお願いしたいと思います。

○靍田財務福利課長 西米良村あたりは非常に 早くIT化に取り組んで、山間地域の中にあっ ても遜色のない教育活動、情報がとれるという ようなことでございますので、今の御意見等も 踏まえながら整備に努力してまいりたいと思っ ております。

○太田主査 時間が中途半端になっております ので、ここで休憩をしたいと思います。

昼からは、移動の時間もあるということでありましたので、午後1時15分から再開をしたいと思っております。

先ほど井上委員から出た発達障がい関係の問答がありましたけど、私の小さいころ、同級生で先生からいつもかぱんかぱん頭をたたかれている人がおったんですが、今考えてみると、ああ、かわいそうだったなと思います。障がいというくくりならよかったのかなと思ったりもして、非常に心が痛む思いであります。財政課に自信を持って要望してくださいというのは、教育センターを視察して本当にいい授業をされているなとつくづく思っておりますので、そういう励ましと思って聞いていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時12分再開

○太田主査 それでは、分科会を再開いたします。

今まで総務課から特別支援教育室まで質疑を 行っておりますが、まだあると思いますので、 もう少しさせていただいて、終わりました後、 生涯学習課から人権同和教育室まで質疑をして、 最後に全体をまとめてしたいと思います。

それでは、継続してどうぞ。

○福田委員 学校実習事業特別会計の件でお聞きしたいんですが、実はこの前、高鍋農高が県の畜産品評会でグランドチャンピオンをとられました。宮日新聞の1面を飾っておりまして大変喜ばしいことでありますが、その関係者のお父さんでしたか、「県はいい素牛を買ってくれるものだ」というお褒めの言葉がありました。そこで、私も余り知らないものですからお聞きします。先ほど不用額がかなり大きかったんですが、農薬、肥料、家畜とかいうやつで。高等学校の実習特別会計と表裏一体の関係で生産物の

販売収入があります。これは主として農業高校 とか水産高校だと思いますが、1億8,000万の内 訳を知りたいんですが。

○靍田財務福利課長 生産物売り払い関係でご ざいますけれども、平成18年度は1億8,549 万8,000円余、1億8,500万程度の売り上げがご ざいます。これは主に野菜とか、高鍋農高にあっ てはミルクとか、米などもろもろのものがござ います。

○福田委員 これは、高鍋農高だけじゃなくて、水産高校なんかは入ってないんですか。大きい学校の金額を欲しいんです。1億8千数百万がどういう内訳か。

○靍田財務福利課長 大きいところを幾つかかいつまんで申し上げたいと思います。ただ、海洋高校は一般会計でやっておりますので、こちらではございません。宮崎農業が1,500万、日南農林740万、都城農業4,900万、高原高校2,700万、高鍋農業7,000万、門川高校760万、高千穂高校860万、以上でございます。

○福田委員 それで、学校実習事業特別会計は、 生産物売上金額に見合うものを計上されるんで しょうか、その辺はどうでしょうか。

〇靍田財務福利課長 おっしゃるとおりでございます。

○福田委員 私は、この前の委員会の調査で高 鍋農高の実習圃場や施設を見せていただきまし た。今度、畜産科の皆さんが県の畜産共進会で グランドチャンピオン等をとったことを考えま すと、売り払い金額の範囲内ではなくて、直接 かかる経費、それに付随するものを余裕を持た せて実習の会計を組まれるといいがなと思った んです。使い切っていないということは、何か 制約があるんでしょうか。農薬とか肥料、家畜 ぐらいでかなりの節約金額が出ていますが、例 えばこの前グランドチャンピオンをとった牛は 幾らで購入されているんでしょうか。

○靍田財務福利課長 この前グランドチャンピ オンをとった牛の値段は、いわゆる備品購入費 で充てますが、具体的な金額は存じ上げており ません。ただ、農業の特別会計は、御案内のと おり独立採算でございますから、台風災害とか 牛の病気等含めて、一般的に歳入は低く抑える 傾向がございます。それで採算をとらなければ いけませんので。それから歳出は、できるだけ 歳入に見合う分の歳出を組むんですけれども、 そこは抑えがちになると。家庭で言えば月給に 対する支出という関係でございますから、歳入 を低く見る傾向が各学校ございます。歳出は非 常事態に備えて抑えていくと。ただ、今委員御 指摘のように2,800万有余の繰り越しがあります ので、7校の職員と我々とで特別会計担当者の 協議会を持っておりますので、備品等含めて有 効的な執行をやっていこうという申し合わせを 行っているところでございます。

○福田委員 何といいましても本県の農業の将来を担う人材の育成でございますから、その辺は最先端の技術や備品等の配慮をこの範囲内でお願いしたいと思っております。

もう一点。水産高校の実習船の会計は一般会計で見るんですか。

○靍田財務福利課長 はい、一般会計でございます。

○福田委員 ちなみに、実習船が水揚げした金 額はどれくらいになっているんでしょうか。

○靍田財務福利課長 平成18年度で、主にマグロ関係でございますけれども、42.9トンを揚げまして2,420万円程度の水揚げがございます。

○福田委員 本県の水産高校じゃなくてほかの 実験船でしたが、副産物(フカヒレ)等につい て不適切な処理がマスコミで報道されましたが、 うちはそういうことはないですね。

○靍田財務福利課長 18年度まではございました。ただ、金額的には40~50万程度です。18年度も第1回の11月航海まではありましたが、フカヒレ、具体的にはサメでございますから、非常に危険も伴うので、はえ縄でかかってきたときはその場で捨てろと、廃棄しろということで、2月からは一切やっておりません。したがいまして、19年度はサメの捕獲等はいたしておりません。

○米良委員 これは総括のときに申し上げよう と思ったんですけれども、どなたでも結構です が、お聞かせをいただきたいと思います。施策 の体系表から1つだけお尋ねをしたいと思いま す。各課それぞれ将来に生きる子供たちをどう 育てていくかということに御努力をいただいて おるわけですが、共通して言えることは、ここ にも上げてありますように、「未来を拓く人が育 つ社会」、こういうことを掲げて頑張っていただ いておるわけでありますが、各課のそれぞれの 事業を通して言えますことは、学校、地域、家 庭、いわゆる学社連携がどう教育に携わってい くかというのは極めて大事な部分を占めるわけ でありますけれども、学社連携について、この ほかに特筆すべき事業があればお聞かせをいた だきたいと思っておるわけであります。

それから、総務課と学校政策課に言えることでありますが、ほとんど県単のモデル事業ということを掲げて事業に取り組まれておられるわけでありますが、限られた市町村においての事業展開でいいのかどうかということも私は疑念を常々持っておりました。したがいまして、昨年度やられた事業を通して、残された市町村に対してどうその成果を波及していくのかお聞か

せをいただきたいと思っておるわけであります。 それから、もう一つ気がついたことがあるんですが、特別支援教育室長、424ページに、ケアが必要な生徒ということでおおよそ4,600万上げてありますが、ケアというのは医療のほうにくるんじゃないか、看護師だけで十分なのかということ等を考えますと、ここでいう4,500万というのは恐らく看護師の報償費だと思いますが、それで間違いないかどうか。この場合、どういうケアが実施されたのかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、耐震調査をやられました。これから 事業に移っていくわけですけれども、目安とし てどのくらいの年数をかけて完了されるのか、 計画的なものがありましたらひとつお聞かせく ださい。

○太田主査 4点ほど質問がありましたけど、学社連携の問題等でどうでしょうか。

○満丸政策企画監 まず、学社融合についてであります。これは平成元年の前でしたが、臨教審答申の中で学社融合の理念が出まして、家庭、学校、地域が相互に連携、融合するようなシステムをつくることが必要であると言われました。それ以後、学校教育と社会教育をどう連携、融合させていくかという取り組みが行われてきたところでありますが、今回の地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業は、まさに学社融合の理念を発展充実したものでありまして、学校と家庭と地域社会が一体となった教育のシステムづくりを目指しております。これが1点でございます。

それから2点目の、今後どう普及していくか ということでありますが、モデル事業を現在7 地域で取り組んでおりますが、今後ともこの取 り組みのよさを他の市町村にも普及していきた いということで、現在その方法について検討を 進めているところでございます。

○太田主査 今、2つの質問に答えられたわけですね。最初の地域連携というのはページ数で言うと何ページになりますか、言葉で言われたからわからなかったんですが。

○満丸政策企画監 402ページの主な事業名の1 番目にあります、地域で子どもを育てる「地域 教育システム創造」実践モデル事業でございま す。

〇太田主査 あと、特別支援のケアの問題ですね。

○有馬特別支援教育室長 424ページでございま す。養護学校等医療的ケア実施、決算額が4,596 万2,000円になっておりますが、御指摘のとおり ほとんどが看護師の賃金でございます。これ が4,400万ぐらいかかっております。あとの150 万程度が消耗品、備品等でございます。これは すべて医療行為でございまして、どんなものか といいますと、のどや鼻からチューブを入れて 胃のほうにつぶした食料を入れる経管栄養の子 供たちが、昨年度の場合は16人おりました。そ れから、たんを自分で排出できない子供たちの ためのたんの吸引が23人、もう一つは、自分で 排尿できない子供たちにチューブを通して尿を 出す導尿、これは本県の場合、昨年度はござい ませんでした。この3行為は本来は医療行為で ありまして、医者の指導のもとで行わなければ ならないわけですけれども、厚生労働省と文科 省との話し合いの中で、この3行為については 学校で看護師が行ってもよいということで、今 行っている事業です。

〇飛田学校政策課長 先ほどモデル事業について学校政策課分はどうなっているかということがありましたので、幾つか事例を御紹介したい

と思います。主要施策の成果に関する報告書 の421ページをお開きください。そこでは地域ぐ るみの学校安全体制整備推進事業が取り上げて あります。モデル地域で活動していただいてい るんですが、このことを普及するために学校安 全に対する指導者の研修会をしました。そこで 事例を発表いただくというようなことをしてお ります。それから、学校における読書活動推進 モデル事業では、モデル校に他校でも使える事 例集をつくっていただいて、それを普及すると いうようなこと。それから、宮崎の就学前教育 推進事業では幼保小連携推進モデル校を指定し ておりますが、今年度、そこの保育等の姿を見 ていただくことを企画しております。そういう 形で1校でも多く普及するように努力をしてい るところです。

○靍田財務福利課長 耐震関係でございますけれども、本年度中に耐震整備計画を作成しまして、平成27年度までにはすべての耐震補強工事を終えたいと考えているところでございます。

〇米良委員 それぞれどうもありがとうございました。

学校政策課長、今おっしゃった話はよくわかりましたが、学社連携ということを頭に描きながら特筆すべき事業を御紹介いただきましたけれども、少しずつつまんで大きく広げたほうがいいのか、予算をいっぱいとってモデル的なものをケースとして波及させたほうがいいのか、そこは専門家じゃないとわかりませんけれども、できれば県下全体に広げていただいて、これは補助事業ではなく県単独の事業でしょうから、広げられる部分があると思うので、そういう普及徹底に努めていただきたいということからお話を求めたところでありましたが、それに対する一つの方向性をどう考えておられるのか。

それからもう一つは、この前の委員会でも申 し上げましたので繰り返しになりますが、この 夏、西岳の学校に行きました。校長先生に、「地 域に根差した先生たちがどのくらいおられます か」という話をしましたら、1人もいないんで す。校長先生もあんまりぴんときませんでした が。やっぱりその学校の区域に住んで、大変で しょうけれども、地域の皆さんと一体となって 子供たちの教育に当たるということを長い間叫 び求めたことであります。いつの間にかそれが どこかに行っちゃって、宮崎から都城に通って みたり、あるいはもっと時間をかけて通ってみ たり、そういう先生たちが非常に多くなったと いうことと、校長、教頭先生もそれは頭にない んです。それが普通かなと、今の時代かなとい うことです。認識としてはあるんでしょうけれ ども、仕方がないなということで現在に至って おるという状況を聞きましたときに、やっぱり 学校、家庭、地域社会が一体となってというこ とを標榜しておれば、先生方はその地域にでき るだけおっていただいて、土曜、日曜とは申し ませんけれども、朝に夕に子供たちの姿を見な がら一緒に育てていくという姿勢が、特に今欠 けておるような気がするものですから、そうい う面とあわせてお尋ねをしたところであります。 それも含めてひとつお伺いします。

○飛田学校政策課長 モデル事業でやるのか県 全体でやるのかというのは、おっしゃるとおり 両方が必要だと認識をしております。一つの例 を申し上げますが、地域ぐるみの学校安全体制 整備推進事業は、子供たちの登下校を中心とし た安全確保をするということで、地域の方々に スクールガードとしてボランティアをお願いし ました。私たちも関係機関に随分足を運んでお 願いしました。当初、それにどれぐらいの人が 協力いただけるか、数千人かなと思いましたら、 最終的に登録して活動いただいた方は2万人ぐらいでした。呼びかけをすること、アクションを起こすことで全県下に広げることができると思います。それから、深さを求める点では、モデル校で深さを求めていきたいと考えております。学校が動くことによって地域も動いていただけるという実感を持ったところでございます。 〇堀野教職員課長 居住地の関係でございます。

○堀野教職員課長 居住地の関係でごさいます けれども、19年5月1日現在、小中の計で校区 内に居住している割合が13.5%になります。御 指摘のように、教職員の方々が地域内に居住するということは、地域に根差した教育ができますし、危機管理等の面からも意義深いものだと 考えています。先ほど校長自体の認識もなかったというお話がございましたけれども、我々としては、管理職を通じて地域内に居住するように機会あるごとに指導はしております。ただ、それぞれの家庭の状況、進学の問題とか介護してれぞれの職員の判断に任せていることがございます。ただ、そういう事情があるにせよ、地域内の行事には積極的に参加するようにという指導は事あるごとにしているところでございます。

○米良委員 特別支援室長から吸引の治療、経管の治療、それぞれ人数を上げてお話をいただきましたが、どこかの事例で命にかかわったという話も聞いたりするものですから、知事部局との連携も必要じゃないかと思うんです。保健関係でしょうか。お医者さんを雇い入れるというのと両方から考えたとき、その辺はどうなんですか。教育委員会単独でこれはやっておる事業でしょうから。

〇有馬特別支援教育室長 一番大もとの部分では、厚生労働省と文部科学省が話し合いをもち

まして、養護学校の中で医療的ケアをやりましょうということで決まった事業です。御指摘のとおり、命にかかわる問題でありますので、一人一人の子供の様子について主治医からの指示書をいただいております。その指示書に基づいて看護師が指示されたことを学校でやると。それ以外のことは一切やったらいけないことになっております。

○靍田財務福利課長 先ほど御質問がありました牛のグランドチャンピオンの購入価格でございますけれども、平成19年6月5日に購入いたしまして、購入金額が105万3,150円、100万強の値段で購入しております。

○宮原委員 424ページ、特別支援教育室の障がい児介助支援事業というのがあります。先ほどの説明では2分の1の補助で5市2町の37名の子供さんに対して介助したということです。介助が必要な子供さんは5市2町だけではないだろうと思うんですが、どのぐらい一般の学校に入っておられるのか把握されていますか。

○有馬特別支援教育室長 424ページの障がい児 介助支援事業については、緊急雇用対策事業の 一環として激変緩和をするためにつないだ事業 でございます。平成18年度にすべての小中学校 の障がいのある子供たちの数――軽い部分から 重い部分、いろいろ段階があるわけです。医療 機関にかかって、例えば耳に障がいがあるとか 目に障がいがあるとか、どんな軽いものでも数 は把握しております。後ほどお答えいたします。

○宮原委員 それに絡んだ形なんですが、5市 2町がそういう対象で介助員を配置しているわけですけど、市町村の財政状況によっては配置 したくてもしていないというところも結構ありますよね。その現状はどうなっていますか。

〇有馬特別支援教育室長 介助支援を決めると

きには、市町村の財政力指数0.5以下にしたわけです。要するに財政力指数が0.5以上、ある意味で言えば財政力のあるところについては独自でやってくださいと。しかし、財政力が厳しくて市町村単独でできないところについては、県として幾らかの補助をしますという形でやったのがこの事業です。この事業で17年、18年まで2年間つなぎました。そのときの約束が、19年からは独自でやってくださいよと、それまでには何とかかんとか準備をしてやってください、それについては県も半分は補助しますということでつなぎました。今年度からは国のほうも介助支援事業のようなものを起こしましたので、やろうと思えばできるんではないかと思っております。

○宮原委員 今の話では財政状況を含めてということですが、同じ障がいを持っていて、片一方は介助員がついて普通の学校行ける、片一方はつけないから行けないというのでは、教育全体からすると差があるのかなというのがあったものですから、質問させていただきました。ありがとうございました。

○野辺委員 学校政策課長にお聞きします。県立学校の通学区域弾力化推進、これは普通科高校の学校区域の撤廃ということだと思うんですが、午前中の答弁で、合同選抜のときは80%ぐらい近くの学校に行っておったからさほど問題はないと言われたと思うんです。しかし、地元のことで申しわけないんですが、宮崎市とか学力の高い、いわば進学校の近くの生徒たちはそれでいいと思うんですが、中山間にある、例えば串間の福島高校なんかは──この前同窓会があったんですが、非常に影響が大きいと、今でさえ母親とこっちに居住されて、優秀な生徒は宮崎の学校に行っておるものですから、撤廃さ

れたらかなり流れてしまって、行く行くは廃校に追い込まれるんじゃないかということをみんな心配しておったんです。そういう面で、普通科の通学区域の撤廃というのはかなり大きな影響があると思うんですが、そういう学校に対しての対応策というものはどう考えていらっしゃるのか。

○飛田学校政策課長 それぞれの学校は地域と 密着しながら地域に根差した学校として育って きていると思います。例えば、今御指摘の福島 高校についても、部活動等でも非常に際立った 部がありますし、子供たちをどれだけ伸ばして いるかという実績では極めてすぐれた学校であると思っています。それに加えて、それぞれの 地域の特色づくりをするために、 串間市においては小中高の一貫教育に取り組んでいただいたり、ハイスクール学力アップ総合推進事業の指定校にしたり、さらにパワーアップをしていただくような取り組みをしているところでございます。

○野辺委員 以前から小中高連携、特区という ことで打ち出していただきました。私は基本的 には間違っていないと思うんですが、その後、 串間市の教育委員会が中学校の統合をやろうと いう方針を打ち出して、賛否両論あって紛争し ています。これは決算とは関係ありませんけれ ども、串間市の教育委員会が打ち出した方針で すが、そういうことに対して県の教育委員会に 意見を求められるというようなことはなかった んですか。参考に聞かせていただきたいと思い ます。

〇飛田学校政策課長 特に県の教育委員会がど う指導するとか意見を求められるということで はなくて、各地域がそれぞれの地域の特性に応 じてなさっていると考えております。 **○野辺委員** 401ページにある幼・保・小、小中、中高の連携というのが最近非常に多いと思うんです。18年度が149校ですか、「一部に努力を要す」ということになっております。先ほど飛田課長は学力の面で判断されたんですが、この連携ということについても「一部に努力を要す」ということになっておるわけですか。

〇飛田学校政策課長 連携についてはおおむね 順調に進んでいると思いますし、いろんな趣旨 を理解いただいて連続した教育が広がり、子供 たちの学力、あるいは心の教育の面でもいい方向に行っていると考えております。

○野辺委員 「一部に努力を要す」というのは 書いていないということですか。

○飛田学校政策課長 先ほどの説明で十分伝わらなかったら申しわけございませんが、これはほかの事業も包括しておりますので、そういうことでございます。

○野辺委員 先ほど串間の例を挙げたんですが、中学校を1校にしようということになった場合に、強制的に市の教育委員会がそういう方針を出したわけですから、スクールバスの運用というものが当然考えられているわけです。そうなりますと、南那珂の総合性専門高校は飫肥の日南工業高校に統合することになっていますので、実際言いまして地元から通学が不可能だというような声が大分上がっておるんです。南郷にあるときと違ってですね。養護学校と違いますので難しいとは思うんですが、一部スクールバスの運用ということは考えられないものか、お聞かせ願いたいんですが。

〇飛田学校政策課長 再編をするとき、どこに 再編するかということにいろんなリサーチをさ せていただきました。串間市の子供さん方も日 南工業に通学をなさっている方がおられます。 ただ、一人一人の御事情を全部リサーチはできておりません。学校によっては、県がスクールバスを運用するという形ではなくて、路線バスをそこへうまく引き入れていただくというような対応をお願いしたりするケースもございます。場合によっては、そういうことができるかどうか考えることはできるかもしれませんが、県で動かしている例は県立高校ではございません。

○野辺委員 日南農林高校には100何名行っておるんです。日南工業は少ないんです。そういう意味で、例えば地元の都井地区からバスや列車で通学するのは不可能だということで、地元は非常に心配しているんです。スクールバスは無理としても、学校側から路線バス等について配慮願いたいと思います。スクールバスが可能であればひとつ検討していただくといいがなと思ったものですから、どうぞよろしくお願いします。

〇有馬特別支援教育室長 先ほどの宮原委員か らの質問にお答えいたします。

平成18年度、小学校、中学校の通常の学級に 在籍する児童生徒の中で、医療機関から何らか の形で病気や障がいがあると言われているお子 さんが、小学校で598名、中学校は164名、合計 で762名おられます。

〇太田主査 ほかにありませんか。

それでは、次の課に移ります。生涯学習課、 スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室で 質疑がありましたら、どうぞ。

○野辺委員 436ページの県単の子ども体力育成、決算額1,984万8,000円、18年度当初予算を見るとわかると思うんですが、これはどういう内容か教えてほしいんです。子ども体力育成という面からしたら予算がちょっと大きいような気がするものですから、予算の使途をお願いし

ます。

〇得能スポーツ振興課長 子ども体力育成事業 についてですが、事業の中身としては大きく4 つの事業がございます。一つは、体力テストを 県内の小・中・高校生全員実施をするという事 業がございます。もう一つは、体力向上研究推 進モデル校を指定しておりまして、細野小・中 学校、宮崎西高等学校を3年間指定させていた だいたところです。もう一つは、親と子で体力 づくりをしましょうということで、10月中旬に、 親と子の体力つくり講習会を県内3つの地域で 行い、全体で308名の参加を得た事業がございま す。4つ目に、小・中・高等学校への支援とい うことで、その中の一つは学校体育実技指導者 派遣を行っております。県内14校に水泳と武道 の指導者を派遣して指導しています。もう一つ は、小学校に中学、高校の体育の先生を、水泳、 陸上、器械運動の3つについて27名派遣をして いる事業がございます。そのほかに、中・高等 学校への運動部活動の外部指導者ということで、 約200名の地域の方々に県内の部活動の指導とい うことで御協力を願って事業を展開しているわ けであります。

○野辺委員 県内でやっておるということです ね。ここを見たときに指定推進モデルとはどう いう事業かわからなかったものですから──わ かりました。

○米良委員 生涯学習課長、2~3お聞かせをいただきたいと思うんですが、431ページで生涯学習に親しもうとする機運が高まったと、大変いいことがここに成果として上がっております。県内を見られて、生涯学習ということはこっちに置いといて、この中で特に育てなくちゃいけないという社会教育関係団体があれば、押しなべてみんなでしょうけれども、そういう年齢層

がありましたらお話をいただけませんか。

それから、中ほどに社会教育主事講習派遣者 数が9人とあります。派遣者累計数170人という のはどういうことか教えてください。

それからもう一つ、一番下のほうに「県や市町村が行う生涯学習講座への参加者数」の数値目標等を上げられております。18年度で7万7,000人という数字が上がっておりますが、これは生涯学習課から見て多いのか少ないのか。また、生涯学習の参加者の年齢層がわかれば、ここでお示しをいただくとありがたいと思います。

それから、432ページですけれども、社会教育 主事の資格を取得する者が年々ふえたというこ とでありますが、これはいいことだと私は思う んです。どの辺でこういう人たちがふえてきて おるのか、具体的にわかれば、参考のためにお 聞かせいただけませんか。

○勢井生涯学習課長 なかなか難しい質問もご ざいまして、すべてお答えできるかわかりませ んが、まず、社会教育関係団体につきまして、 社会教育を進めていく上では連携をとって進め ないといけないということで、どの団体も大事 かと思います。全般的に言いますと、少子化等 もございまして組織率が低下しているところが ございます。私どもの事業の中では、428ページ の女性によるふるさと家庭教育サポート推進は、 地域婦人団体連絡協議会と連携しながら進めて いるものでございます。その他、429ページの豊 かな心を育む子どもの体験活動支援事業は、子 供会あるいはボーイスカウト、ガールスカウト、 社会教育関係団体等と連携しながらやっており ます。また、433ページの若人ひむか活性化塾に つきましては、青年団の団員の方も含めまして 若い世代の参加を呼びかけております。そうい

う意味で、生涯学習、社会教育を進める上では どの団体も非常に大事かと思います。ただ、将 来的なことを考えますと、子供会その他の少年 を対象にしたところ、それから青年を対象にし たところとの連携が非常に大事かと思っており ます。

それから、社会教育主事の派遣者数ですが、これは、県費で派遣しております教員関係、それから県の教育委員会事務局あるいは教育事務所の職員を派遣しておりまして、その累計が170人ということでございます。過去も含めて派遣した人数でございます。

それから、市町村も含めた生涯学習講座への参加数でございますが、生涯学習といいますのは非常に幅広い概念でございますので、7万7,000人が多いか少ないかと言われますと、非常に難しい問題でございます。県民それぞれが参加していただくという観点からしますと少ないようにもございます。ただ、これは県なり市町村で設けた講座に参加された方でございますが、それぞれ目標をクリアしておりますので、一定の成果は上がっていると思っております。

参加者の年齢につきましては、分類しておりませんので細かな数字はございません。例えば平成18年度の9万4,559人につきましては、この中で特に高齢者教室に参加されている方が3万3,000人余りございます。そのほかの家庭教育学級とか婦人学級、県立学校開放講座に参加されている方につきましては、細かな年齢をとっておりませんのでわかりませんが、少なくとも3分の1以上は高齢者の方が占めているという状況がございます。

それから、社会教育主事につきましては、毎年計画的に研修に派遣しております。もちろんこの研修を受けられて学校現場に帰られる方も

おりますが、各学校におきまして地域に対する 窓口ということで活躍されている先生もおられ ます。こういったところで今後活用できると思 いますので、現在ふえてきておりますし、さら に社会教育主事を育成していく必要があるので はないかと思っております。

○米良委員 そこで課長、社会教育主事の資格 を取得しようという学校現場の先生たちの動向 というのがわかりませんか。強いて言えば、なりたいという先生たちは多いのか少ないのかということです。その中にはカウントできませんね。わからなければいいです。

○勢井生涯学習課長 正確な数字はわかりませんが、平成18年度の場合ですと、特に学校の先生は夏休みの間に研修に行かれます。 9人のうち3人が学校の先生です。

○米良委員 最後にしたいと思いますが、私は 最近、孫が3人近くの小学校に行っているもの ですから、おじいちゃん、おばあちゃんの参観 日に呼ばれて行くんです。社会教育関係団体、 PTAというのがありますが、PTAというの は、今、あってなきがごとしですね。お父さん たちは来ません。私が行くと非常に喜ぶんです、 教頭、校長が。極めてお母さんたちが多いです。

社会教育関係団体、どういうふうに育成するかということについてお尋ねしましたけど、PTAのお父さん、お母さんたちを、PTAだけでなくて、地域の人づくりとか地域づくりの核とすれば、この人たちは逸材的存在だなといつも思うんです。だから、校長、教頭先生あたりと、地域づくりの参画者としてどうその人たちをつかめるかということを一回お話をしてもらうとありがたいなと、行くたびに思うんです。特に今、優秀な人、たけた人が多いんです。PTA活動は余りしないんです。知れてますわ、

学校で草取りに行くか、溝掃除に行くか、そこ辺の奉仕作業をするかぐらいがPTA活動ですから。もっとほかに活用する場があると思うんです。社会教育関係団体を地域づくりの核となるようなとらえ方をしてもらえると、極めて優秀な人が多いから、ありがたいなと思っているものですから、そこあたりとひっくるめてお話をさせてもらいましたので、機会がありましたら、県内の小学校だけでもそういう話をしてもらうとありがたいと、これは要望しておきます。

○福田委員 美術基金についてお尋ねしたいんですが、実はずっと以前、ピカソで論議したことがあったなと思っているんですが、せっかく7億円余の美術基金をお持ちであります。今は時期が悪いと思いますが、あの当時購入されたのはピカソと瑛九が主体でしたが、以後、本県の美術館が誇れるものが購入されたんでしょうか。私も中休みしていましたからわからないんですが。

○勢井生涯学習課長 先ほどおっしゃいました パブロ・ピカソの作品につきましては、平成4 年に4億4,000万余りで購入いたしております。 その後、特に金額的に大きなものといたしまし ては、平成6年にポール・シニャックの作品を 2億6,500万、平成8年にルネ・マグリットの作 品を2億8,350万円で購入いたしております。特 にルネ・マグリットにつきましては、今年度開 催いたしましたシュルレアリズム展の中でも展 示をいたしております。そのほか数あろうかと 思うんですが、特に美術館のほうでは、郷土出 身、またはゆかりのある方の作品、海外のすぐ れた作品、我が国の美術の流れを展望するのに ふさわしい作品といった収集方針で収集してい るところでございます。金額的なものは別にい たしまして、特に本県出身の瑛九などの作品等

を中心に収集いたしております。

○福田委員 私がお聞きしたのは、審査意見書 に、「将来の需要を的確に把握し、適切な活用が 図られるよう」という基金のあり方についての 意見書が出ていますが、実はピカソを購入した 時点、まだバブル崩壊前でして、高いんではな いかということで随分議会で論議を呼んだんで す。その後バブルが崩壊しまして、大昭和の持っ ておりました絵、あるいは銀行等が担保にとっ ておりました絵画等が相当安値で出ました。あ のときが取得のチャンスであったなと思うんで す。現時点は、またかなり値がもとに返りまし て高いと言われていますが、そういう面を意見 書は指摘をしているのかなと考えます。いろん な財政上の問題も言われましたが、これは美術 基金でお持ちでありますから、それも配慮しな がら、適切な運用が大事かなというふうに感じ ます。

それからもう一点、7億円というのは、財政 的に厳しい本県にとっては大きな基金でござい ますが、この運用益が非常に少ないようであり ます。低金利時代ではございますが、それにし てもちょっと低いなと考えているんですが、ど ういう運用をされているんでしょうか。もちろ ん元本の保証された商品の運用だと思います。

○勢井生涯学習課長 この基金につきましては、 県のほかの基金とあわせて運用しておりまして、 詳細について今手元に資料がございません。

○福田委員 それでは、美術基金単独の運用ではなくて、県のほかの各種基金とあわせて運用されていると、その利息配分を受けたのがこの金額であると、こういうふうに考えていいんですか。

〇勢井生涯学習課長 この基金の運用益につきましては、これまで一般会計のほうにすべて出

しております。

○福田委員 そうじゃなくて、7億円は単独で 運用ですか、それとも金額を7億と明示して県 全体で運用しているのかということを聞いてい るんです。運用利回り等があるでしょうから。

○勢井生涯学習課長 7億円の運用につきましては、3カ月ごとに切りかえる譲渡性預金で運用いたしております。

○福田委員 運用利回りは幾らですか。

○勢井生涯学習課長 通常は*0.2%となっております。金利につきましては、金額に応じまして会計課と銀行のほうが協議して決定するようになっております。

○福田委員 では、運用利回りについての責任 は直接的には教育委員会には発生しない、こう いうふうに考えていいですね。

〇勢井生涯学習課長 そのように考えております。

○福田委員 先ほど申しましたとおり、せっかく基金を持っていますから、使えないんだったら使えない、財政が非常に逼迫していますからほかに使いようがあるんです。もし基金としてずっと存続されるんであれば、当時も論議を呼びましたが、ここは買い場だというところで本県の美術館の所蔵品を豊かにしてほしいと、このように考えておりますが、時期的に今は悪いですね、県の財政状況もよくないし、皆さんとしては後ろめたく感じられましょうし、もちろん美術品そのものがオークション等を見ますとはね上がってますからね。以上でございます。

〇井上委員 文化財課に西都原考古博物館の入館者数についてお尋ねします。この入館者数というのは、体験とは全く別であるというふうに書いてあるので、純粋に入館していただいた方だと思うんです。それで、平成19年は私どもも

行きましたので、私たちの人数も入ると思うんですが、西都原考古博物館の入館者数は思ったよりも少ないんですよね。これは県内・県外者というのは把握できていますでしょうか。

〇井上文化財課長 お答えいたします。

まず、西都原考古博物館の入館者が少ないのではないかという御感想についてでございますけれども、ついせんだって、開館4年目にして入館者が50万人に達成したという報道をごらんになった方もいらっしゃるかと思います。この規模の博物館として開館4年目で50万人達成ということで、非常に大きな評価をいただいているところでございます。

444ページに16、17、18年度の入館者が掲げて ございますが、平成16年度は、目標値が15万で ありましたところ14万5,000、ほぼ達成しており ます。平成17年度は、目標値14万4,000のところ12 万、やや苦闘しております。平成18年度は、14 万6,000に対して13万2,000、目標値をやや高目 に掲げたというところはあろうかと思います。 これは平成14年度に開館いたしまして、開館当 初から入館料は無料でございます。開館当初は 当然入館者が多うございますけれども、2年目、 3年目と経るに従って通常減っていく傾向にあ ることを前提にいたしますと、平成16年度から17 年度にかけて確かに減ってはおりますけれど も、18年度再び盛り返しておりますし、19年度 においてははるかに盛り返しつつあるところで ございます。これが多いか少ないかは、完全に 同一条件の他の博物館的施設と比べて初めて言 えることでございます。その比較ができかねま すので、私どもとしては、開館4年目にして50 万人を達成したということは満足できる数字だ と考えております。

※68ページに訂正発言あり

それから、県外・県内者の入館者の区別をしているかということでございますけれども、入り口にカウンターを設置しておりまして、機械的にカウントすることがこの数値の主な根拠になっております。それでは県内・県外者の区別はいたしかねております。

○井上委員 誤解があっては困るので、私は、 これほどの施設といってはあれなんですけれど、 これほどの内容の豊富な、内容の高い、あのと きに学術員の方も一緒にいて御説明をいただい たんですけど、本当にここはすばらしい考古学 博物館だと思うんです。もっともっと宣伝して もいいでしょうし、もっともっとおいでいただ いてもいいし。宮崎県内の子供たちは必ずここ に入館すると。小学校高学年になったら1回、 中学校になったら1回、高校生でも1回行くと。 学び取るには大変すばらしい施設だと思うんで す。宮崎には文化施設というのはあるんですけ れども、西都原考古博物館は非常にレベルの高 いものだと理解をしています。それにしては、 目標値が低くていいならまた別の話なんですが、 私はもっとおいでいただいてもいいんではない か。だから、宮崎県内だけの形での宣伝の仕方、 学校教育サイドだけでの宣伝の仕方だけでは もったいないのではないかと思うんです。

あのとき説明をいただいた学術員の方のレベルも非常に高いというふうにお聞きしましたし、展示の仕方そのものもほかの博物館と違うんです。県外にある博物館と比べても趣も違う。もうちょっと工夫すればもっともっと入る内容になると思います。無料であるということが非常に残念ですが、一つの宮崎のポイントになるのではないかという思いがしてならないわけです。今のままで満足と言われればそれでおしまいなんですけど、私としてはここは満足せずに、観

光サイドとの連携もきちんととっていただいて、 確かに教育施設という位置づけでしか物を見られないところもあるかもしれないんですけれど も、そういう施設としてだけでなく、もうちょっ とあそこに足を運んでいただけるような取り組 みをやっていただけないものだろうかと思った んです。

考古博物館に関して言えば、県もそれなりの お金を落としているわけですから、政策的効果 が出たほうがいいのではないかと思うんです。 わざわざ西都まで行かないといけないんだけど、 あそこの一帯の中にもっともっと人が入り込ん で、西都のほうにも入り込んでいただきたいん です。なかなかここが売りにならないという点 では問題があるのではないかと思っています。 だから、10何万人でいいんですと、毎年それぐ らいでいいんですと言われると、そういうもの なのかなとも思ってしまうんです。くどいよう ですが、もうちょっと手をかけていただいても いいのではないか。私たちが議会で議論をする ときに、修学旅行生をもっともっと宮崎県に連 れてきたいと。じゃ、宮崎に来て何を見るのか みたいな話に必ずなるわけです。これは一つ売 りにはならないのかということなんです。教育 委員会としての政策的効果だけでなく、ほかの 部との連携によって政策的効果がもっと上がる ように、これはもう少し工夫はいただけないも のかどうか。もうちょっとお金が生きるような 使い方という意味での質疑です。

〇井上文化財課長 御指摘のとおり、この数値をもって満足しているということではございませんで、4年目までの達成としては一つの実績はできたと思っているところでございます。平成21年度の目標はやや高目に設定しております。本年度の特別展あるいは企画展等の内容により

まして、従来以上の観覧者の方においでいただいているということもございます。従来は、考古博物館ということで考古資料の展示に傾いておりましたけれども、今回、西南戦争を取り上げましたところ、今まで考古博物館にお運びいただいていなかった層の方においでいただいております。こういうことを参考にしながら、今後、企画を改めて考えていきたいと思っております。

それから、特別展、企画展、あるいは地中レー ザー探査につきましては、当然県内だけではご ざいませんで、常に県外まで広報の手を伸ばし ているところでございます。西都原に限りませ んで、今、文化財というものが地域づくりの核 になりつつあることは、国内において顕著な現 象でございます。そういう意味から、御指摘の とおり各部との連携ということは当然考えてい くべきことと思っております。例えば西都原に つきまして、445ページの上から3番目、西都原 古墳群及び周辺地域の史跡整備連携ということ で、西都原古墳群を中心として新田原古墳群や 持田古墳群、あるいは西都市におきましては国 府跡――今、国府跡は発掘整備が進みつつござ います。こういう大きな歴史の流れが鳥瞰でき る状況が開けつつありますので、本県の歴史を 展望する、その展望の中での中心的な設備ある いは史跡として西都原古墳群を生かしていくこ とを考えているところでございます。御指摘の 趣旨、いま一度とらえ直させていただいて努め てまいりたいと存じます。

〇井上委員 再度申し上げて恐縮なんですけど、 西都市も県だけを頼りにするというのは誤りだ と思うんです。自分の地域の磨き上げをしてい くという視点から言えば、西都市の努力も必要 なんです。ですから、いろんな意味で総合的に やらないといけない問題なんです。

それで、考古博物館に関しての費用とその周辺の整備にかかる金額と、今まで古墳の発掘、調査に係るいろいろなデータ、まだ今から調査していくものがありますよね。これについては先々、男狭穂塚、女狭穂塚がどのように規定されていくのか等宮内庁との関係とかあると思うんです。夢とロマン――今、知事が一生懸命、高千穂から云々というルートも考えていらっしゃるようです。教育サイドだからここはこれだけでとまるということにしないで、文化財課としてこれをもっと磨き上げる取り組みもやっていただければと思います。

今の答弁で結構ですけれども、そういうこと を念頭に置いていただいて、他部との政策的な 整合性――今回、私も総括質疑をさせていただ きましたけれども、各部で切ってしまうと、本 当に予算的効果が出ないんです。その辺連携を とっていただきたい。それから西都市に対して も、その辺のことについてお互いが議論し合う ということがあってもいいのではないか。やり 方によっては、西都原古墳群、西都原考古博物 館も含めてプラスアルファが出てくる可能性は 非常に高いんじゃないかと思うんです。財政当 局といろいろ議論をされる場合でも、予算の効 果だけでなく、政策的効果ももっと上がってい くような取り組みをお願いしておきたいと思い ます。言い方が不十分だったので誤解を招いた かもしれないんですが、そういうことです。よ ろしくお願いします。

○勢井生涯学習課長 先ほどの福田委員にお答えいたしましたうちの1つ、基金の利回りについてでございますが、訂正させていただきます。0.2%は直近の利率でございまして、18年度の年間平均利回りは0.12%でございます。

○長友委員 生涯学習課になろうかと思いま す。427ページの知的障がい者就労支援モデル事 業についてですが、障がい者の自立支援や社会 参加の促進というのは、非常に今日的な課題と いいますか、障がい者の方々の両親は非常に高 齢化をしてまいりまして、その方々にとって一 番心配の種は、残された子供がどうなっていく かということでございます。それから、ノーマ ライゼーションの理念が相当浸透してきつつあ ると思うんですけれども、障がい者の方々が、 軽度、重度あるので一概には言えないですけれ ども、何らかのチャンスを得ながら社会の中で 働きたいと、やりたいという部分があれば、そ れをやらせていけるような状況になっていかな くちゃいけないと思います。この事業1,000万ほ どかかっておりますが、3人のうち2人が会社 に就職されたということであります。こういう 事業を立ち上げるときに、中身がどうであった。 のか、また契約はどういう形でやられたのかを お尋ねしたいと思います。

○有馬特別支援教育室長 この契約については 随意契約でございます。県庁本館の清掃業務を 請け負う業者と随契を結ぶというような形で、 そこに3名の養護学校の卒業生で企業に就労で きない方、もう少し訓練すると一般就労に結び つくという方をここで1年間訓練させていただくという事業であります。

〇長友委員 本来の委託業務とは別で、特別この事業だけにこの金額が出ているんですね。

〇有馬特別支援教育室長 はい、そうです。

事業の概要を申し上げますと、一つは、県庁本館で実習をしながら職業訓練をするということ。もう一つは、ビルメンテナンスという業務は、養護学校の作業学習の種目として全く取り入れられておりませんでしたので、実情に合わ

せて、そういった子供たちが社会に出たときに 職につきやすいように、ビルメンテナンスを養 護学校の作業種目として取り入れていったと、 そのときに民間業者の方に講師になってもらっ たということです。

○長友委員 この子供たちに賃金として支払われていればいいんですけれども、それだけではコスト高かなという気もします。

もう一つは、教育委員会サイドとしての法定 雇用率の達成度というのはどんな状況になって おりましたでしょうか。

○有馬特別支援教育室長 前半の部分の3人の 訓練生への賃金、これも支払っております。

○堀野教職員課長 障がい者の雇用率ですけれ ども、平成19年は1.37%でございます。

〇長友委員 これは国の基準と比べたらどんなですか。

○堀野教職員課長 国の基準は2.0%でございますので、相当不足していると認識しております。このために、教員採用の枠として身体障がい者の枠というのを設けておりまして、ことしも3人の受験がございまして、現時点では2人内定している状況でございます。ただ、免許を持っている障がい者の方が少ないということ、さらには、持っていたとしても教壇に立ってきちんと児童生徒を教える力が必要なこと等から、なかなか進まないというのも実情でございます。引き続き努力はしていきたいと考えております。

〇長友委員 その努力はお願いをしておきたい と思います。

もう一つ、この事業は、ずっと続けていかれる、永続性があることなのか。また、角度を変えながらでも続けられるのかお尋ねしたいと思います。

○有馬特別支援教育室長 この事業は、17、18、

19年の3年間の事業でございます。現在、宮崎 養護学校を中心に作業種目の中に拡大していき ましたので、ここで得たノウハウを今後は県下 の学校に拡大していきたいと思っております。

○長友委員 モデル的な事業だろうと思いますけれども、当初に申し上げましたように、とにもかくにも雇用の場が障がい者の方々に用意されていくということは非常に大事になろうかと思いますので、これをきっかけにそういう道が広がっていくようにお願いしたいと思います。

〇太田主査 ほかにありませんか。

それでは、後半の部ではあったわけですが、 全体を通してありましたら、どうぞ。

- ○河野副主査 1点だけお伺いしておきたいと思います。今、農家の後継者が非常に問題になっておりますが、ことしの農業高校卒業生はどのぐらい就農したものでしょうか。
- **〇飛田学校政策課長** 農業高校の卒業生の中で 直接就農される方、農業大学校等の研修をして 就農される方は、例年100名弱でございます。
- ○河野副主査 今、農業高校も県央・県南・県北・都城方面にある中で、どこの子供が一番就農率がいいですか。
- ○飛田学校政策課長 生徒の出身地域では把握 しておりません。というのは高鍋農業高校は全 寮制でございますので県下から来ております。 一番就農率が高いのは高鍋農業高校で、半分ま では就農いたしませんが、半分近くが就農して おります。
- ○西村委員 「預け」の関係で来週の月曜日に 現地のほうに行かせてもらいますが、五ヶ瀬中 等教育学校であれば、いわゆる肩代わりの話も ありました。そのときに、西臼杵支庁、教育事 務所等に同席していただいた上での意見交換に していただきたい。まずは再発防止に向けての

取り組みと、何が問題点だったのか、ただ単に 予算の使い切りだけじゃないと思うんです。ほ かの分科会でも話が出ておりますけれども、で きれば納入業者との意見交換がやりたいんです が、この場で、業者のほうが参加できるかどう か――もちろんそれは秘密会云々ということは ありますけれども、ぜひそれができる環境をつ くっていただきたいと思うんですが。

〇太田主査 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

〇太田主査 再開いたします。

今、全体での質疑ということにしております が、委員の皆様からありませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後3時0分再開

〇太田主査 分科会を再開いたします。

以上をもって、本日の分科会を終了いたします。

午後3時0分散会

午後1時31分開会

出席委員	(8	γ)
四四天只	(0	/ \ /

主		查	太	田	清	海
副	主	査	河	野	安	幸
委		員	米	良	政	美
委		員	福	田	作	弥
委		員	宮	原	義	久
委		員	西	村		賢
委		員	長	友	安	弘
委		員	井	F.	紀七	七子

欠席委員(1人)

委 員 野辺修光

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主査
 場地正仁

○太田主査 それでは、分科会を再開いたします。

現地調査箇所についてであります。

11月28日の分科会で五ヶ瀬中等教育学校を調査箇所とすることで決定しておりましたが、委員の皆様から西臼杵教育事務所に変更したいとの要望がありましたので、このことについてお諮りしたいと存じます。

調査箇所を西臼杵教育事務所に変更してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 それでは、12月3日の調査は西臼 杵教育事務所といたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

午後1時0分開会

出席委員(9人)

主		查	太	田	清	海
副	主	查	河	野	安	幸
委		員	米	良	政	美
委		員	福	田	作	弥
委		員	野	辺	修	光
委		員	宮	原	義	久
委		員	西	村		賢
委		員	長	友	安	弘
委		昌	#	⊦	紀七	七子

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

総 務 課 長	梅	原	誠	史
西臼杵教育事務所 長	杉	田	茂	延
西臼杵教育事務所総務課長	JII	越	雅	彦
五ヶ瀬中等教育学校 校 長	児	玉	淳	郎
五ヶ瀬中等教育学校 事 務 長	徳	田	辰	己

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主査
 湯地正仁

○太田主査 ただいまから普通会計決算特別委員会・文教警察企業分科会を再開いたします。

それでは、不適正な事務処理について説明を お願いいたします。 **〇杉田西臼杵教育事務所長** 西臼杵教育事務所 でございます。

まず、御説明に入ります前に、おわびを申し上げたいと思います。今回の不適正な事務処理が本所で発生しまして、また、この使途につきましては、公務に関係した使途ではありますが、職場の親睦会等で負担すべき内容でもありまして、不適切な使途であるとの御指摘を受けましたことは、県民の信頼を損なうものであり、議会及び県民の皆様方に大変申しわけなく思っております。深くおわび申し上げます。

今後は、県民の皆様からの信頼回復に向けまして、職員の意識改革や職員相互によるチェック体制の整備に取り組みますとともに、このようなことが一切起こらないように、再発防止に向け全力で取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でありますが、引き続き総務課 長から説明がありますので、御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 それでは、 お手元の決算特別委員会現地調査資料の1ペー ジをお開きください。

1調査結果についてであります。(1)預け① 金額の表をごらんください。平成14年度の当初 残高につきましては81万1,949円となっております。その下の欄の平成14年度の入金額は、上段の38万51円が自己所属の予算による預けであります。その下の200万円は他所属からの配分を受けたものであります。また、平成14年度の使用額は70万3,539円であり、その結果、一番下の欄の残高につきましては248万8,461円となっております。以下、平成15年度から平成18年度までの状況は表のとおりとなっております。

なお、平成17年度の入金額のマイナス100万円 につきましては、他所属へ配分を行ったもので あり、後ほど説明させていただきます。

次に、②主な使途でありますが、平成18年度はフラッシュメモリーやパソコンボックスのほか用紙等の事務用消耗品等に充てております。また、平成18年度以前につきましては、書類整理庫やプリンター用両面ユニットなどの備品や事務用消耗品等となっております。

次に、③預けの配分でありますが、先ほどの 入金額のところで説明しましたとおり、平成14 年度に西臼杵支庁から200万円の配分を受けてお ります。また、平成17年度には100万円を五ヶ瀬 中等教育学校へ配分を行っております。

(2) 書き換え、(3) 不適正な現金については、該当ございません。

次に、2不適切な使途についてでありますが、 職場の親睦会等で負担すべき内容に区分された ものが、ティッシュペーパーなど表のとおりと なっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。 3預けを行った背景・理由でありますが、(1) にありますように、平成14年度当初残高81 万1,949円につきましては、以前から引き継がれ ておりまして、事務所用として備品や消耗品を 購入したものであります。

また、(2) にありますように、平成14年度入金額のうち200万円につきましては、既に西臼杵支庁が業者につくっていた預けのうち、消化を依頼され、当事務所で利用することとされたものであります。また、この200万円の中から、平成17年度に五ヶ瀬中等教育学校に100万円の再配分を行っております。

14年度以降の入金額のうち自己所属予算分につきましては、(3)にありますように、年度末

に予算消化のために執行したものであります。

4 再発防止策につきましては、全庁的な対応 となりますので、教育庁総務課長より後ほど説 明いたします。

最後に、5預けにより購入した備品についてであります。表にありますように、平成17年度以前に取得した備品としまして、取得金額が35万5,540円で、書類整理庫やプリンター用両面ユニットなど9品目となっております。取得備品の詳細につきましては、別冊資料のとおりであります。以上でございます。

〇児玉五ヶ瀬中等教育学校校長 五ヶ瀬中等教 育学校でございます。どうぞよろしくお願いし ます

まず、説明に入ります前に、おわびを申し上 げます。今回の不適正な事務処理が本校で発生 いたしましたことにつきまして、議会並びに県 民の皆様方に大変申しわけなく思っているとこ ろでございます。深くおわび申し上げます。

本校におきましては、平成6年の開校当初から預けが引き継がれていたようでございまして、 平成14年度当初残高が1,312万7,767円となって おります。また、平成17年度には西臼杵教育事 務所からの100万円の預けの配分と、本校の予算 から8万8,851円の預けを行っております。今後 このようなことが行われないよう、事務の適切 な遂行に努めていきたいというぐあいに思って おります。申しわけありませんでした。

詳しい内容につきましては、引き続き事務長 のほうから説明させていただきます。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 五ヶ瀬中等 教育学校です。よろしくお願いいたします。

お手元の決算特別委員会現地調査資料の3 ページをお開きください。1調査結果について であります。(1)預け①金額の表をごらんくだ さい。平成14年度の当初残高につきましては1,312万7,767円となっております。また、表の下から2段目の平成14年度の使用額は543万6,146円であり、その結果、一番下の段の残高につきましては769万1,621円となっております。以下、平成15年度から平成18年度までの当初残高、入金額、使用額、残高は、表のとおりとなっております。

なお、平成17年度の入金額108万8,851円につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、②主な使途でありますが、平成18年度はパソコンやパソコンソフトなどの備品等の購入に充てております。また、17年度以前につきましても、放送設備や液晶プロジェクターなど備品や事務用消耗品等を購入しております。

次に、③預けの配分でありますが、平成17年 度に西臼杵教育事務所より100万円の配分を受け ております。この預けの配分については後ほど 説明いたします。

なお、(2) 書き換え、(3) 不適正な現金及び2不適切な使途については、該当がありません。

次に、3預けを行った背景・理由でありますが、(1)にありますように、平成14年度当初残高1,312万7,767円につきましては、開校当初から引き継がれておりまして、教育環境整備のため備品や消耗品を購入したものであります。

また、(2) にありますように、平成17年度の 入金額108万8,851円のうち100万円につきまして は、西臼杵教育事務所より消化を依頼されたも のであります。これは、西臼杵教育事務所が平 成14年度に西臼杵支庁より200万円の配分を受け たものから再配分を受けたものであります。

平成17年度入金額の残りの8万8,851円につきましては、(3)にありますように、平成17年度

末に予算消化のため執行したものであります。

資料の4ページをお願いいたします。4の再発防止策につきましては、先ほど西臼杵教育事務所からもありましたように、全庁的な対応になりますので、教育庁総務課長より後ほど説明いたします。

最後に、5預けにより購入した備品についてであります。表にありますように、平成18年度の取得金額は97万4,295円、品名がパソコンやデジタルカメラなど12品目であります。また、平成17年度以前の備品につきましては、取得金額が593万5,146円で、放送設備や液晶プロジェクターなど99品目となっております。取得備品の詳細につきましては別冊資料となっております。ごらんください。以上であります。

○梅原総務課長 その後の再発防止策について 御説明申し上げます。

資料は2ページ及び4ページでございます。 2ページで申し上げますと、真ん中に、4再発防止策についてということで記載いたしております。予算の適正な執行を図るためには、財務会計に関する業務につきまして、すべての職員が共通認識を持つことが最も重要であると考えております。このため、財務会計に関する業務につきまして、必要な知識や情報の共有化を図りまして、相互牽制体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

このためには、具体的には、まず(1)にありますように、職員の意識改革に対する取り組みといたしまして、管理職を対象に、現在、教育研修センターで実施しております新任の校長、教頭、事務長を対象といたしました会計事務に関する研修に加えまして、今回新たに、すべての校長、教頭を対象といたしました職能別の専門教習において会計管理者研修を実施すること

といたしております。また、事務長等の出納員 や事務関係者につきましても、専門研修や各所 属での職員研修を初めといたしまして、あらゆ る機会をとらえまして継続的な職員研修を実施 することにより、コンプライアンスや公金に対 する意識改革を徹底してまいりたいと考えてお ります。

次に、(2)にありますように、責任あるチェック体制を構築いたしますため、事務作業行程の見直しや整理を行いまして、各所属の業務内容に即しましたマニュアルやチェックリストを作成いたしまして、内部チェック体制が十分働くよう改善を行ってまいりたいと考えております。また、月間や年間を見通した計画的な予算執行を行いますための執行管理にも十分配慮してまいりたいと考えております。

さらに、(3) にありますように、教育委員会におきましては3年ごとに検査が入るようなローテーションで、毎年度、県立学校を含めまして行政機関等の財務事務実地指導を実施しておりますけれども、これまでの会計処理の検査指導に加えまして、各所属の内部チェック体制やそのチェック状況等についても確立するとともに、年度内の検査対象所属をふやすということで検査指導体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、知事部局によります全庁的な再発 防止対策を踏まえまして、再発防止に全力で取 り組んでまいりたいというふうに考えておりま す。

執行部からの説明は以上でございます。

○太田主査 執行部の説明が終了いたしました。 これから質疑に移りたいと思いますが、事前 にお知らせしましたとおり、備品台帳の原本な ど業者名が明らかとなる資料の確認が必要な場 合には、委員の皆様に秘密会を諮り、秘密会と した上で質疑を行いますので、よろしくお願い いたします。

それでは、委員の皆様から質疑はございませ んか。

〇井上委員 幾つかお聞かせいただきたいと思います。

端数として出ている金額、例えば西臼杵教育 事務所で言えば81万幾らというのは前年から 残っている分と、もう一つは予算消化のための ものだったと思うんですけれども、予算消化の ためのといったときに、残った金額を宙ぶらり んにしていくには、会計の監査が入った場合に 領収書がそろってないといけないと思うんです。 その領収書はどんなふうにつくられたのか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 県からの書類につきましては口座振替払いとなっておりますので、県の支出調書によって支払い日が載っております。現金で払う場合は資金前渡払いとかあるんですけど、そういう場合は特定の場合だけで、領収書はそれ以外ではもらっておりません。

○井上委員 ということは、領収書なしでずっと……。監査事務局が入った時点で、このお金は残ってますというのは、はっきり言ってるということですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 会計書類上 は支払いが済んでいるという形になりまして、 監査上は、81万1,000円というのはでてこないと いうことになります。

○梅原総務課長 補足説明をさせていただきます。

支払いの手続ということになりますが、県の 場合には支出調書に基づいて発注を行いまして、 現物が納品された段階で請求書が添付されてま いります。納品書と請求書をつけて支払いを行いますが、その支払いについては、先ほど申し上げましたように口座払いとなっておりますので、添付書類としてついておるのは納品書と請求書ということになっております。預け分につきましては、書類上は正規の手続を行った上で、納品される品物と期日が異なるというものです。書類上は納品書と請求書がついているという形になっております。

○太田主査 整理をしたいと思いますが、預け というお金が14年当時81万あったわけですよね。 それは通常の支出命令書を出して預けられたお 金だから、そういうお金をつくったところの支 出命令書等はあるわけですよね。

〇梅原総務課長 そのとおりです。

○太田主査 今、井上委員が言われた、81万が 口座に、教育事務所か知らんがほかのところに ある、それをどのように使っていくかについて の支出命令書等はないということでいいんです ね。

○梅原総務課長 預けの中から品物を発注する場合は、すべて業者の帳簿による確認になっておりますので、今主査がおっしゃいましたように、県側にはそういった書類は一切ございません。

〇井上委員 西臼杵教育事務所のほうで言えば、 平成14年度に入金額が38万幾らかありますね。 この38万幾らというのは、その年の予算執行上 残った分をここに計上しているわけですよね。 本来は別なところの予算が執行されたと、本来 は正規の形で100万円使う予定だったけれど も、100万円使わないで80万使って、残りの20万 をここに計上しているようなものですよね。監 査のほうには100万円使いましたと報告している ということですよね。 〇川越西臼杵教育事務所総務課長 38万51円に つきましては、県の支出として払い出されたも のですけれども、支出調書に書いてあります物 品の明細が業者の払い出しと一致しないという ことですので、その辺が架空の払いということ で、預けということになったわけでございます。

〇井上委員 それは毎年重なっていくわけです よね。西臼杵支庁から来た200万はまた別で、自 分の事務所でつくられたお金じゃないんですよ ね。西臼杵支庁から、自分ところで使えないの で使ってくださいよといって持ってきたお金で すよね。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 200万円につきましては、西臼杵支庁が預けをつくりまして、 その分の配分を受けたものでございます。

○井上委員 西臼杵支庁が200万どうぞ使ってくださいというふうに言われるというのは、日常茶飯事のことで、毎年、ちょっと使ってくださいよみたいなことは普通あるということなんですか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 当時の担当者にも確認したんですけれども、支庁の担当者と事務所の担当者が話の中で、配分可能であるということ、じゃいただこうかということで、14年に200万円の配分をいただいたということを聞いております。それ以降は配分の打診については事務所と支庁の間ではございませんでした。

○井上委員 教育事務所のほうからお金をくださいと西臼杵支庁に言ったんではなくて、西臼杵支庁のほうから200万円使ってくれないかというふうに打診があったと理解していいんですね。こちらから要求されたんですか、200万円くれというふうに言われたということですか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 当時の担当 者同士で話しながら、配分可能であるし、また それを配分してくださいということで、どちらからということははっきり確認できなかったところでございます。

○井上委員 担当者レベルかどうかわかりませんけれども、西臼杵支庁にそういうプールされたみたいなお金が歴然としてあるということについては、普通にみんなが知っていた内容なんですか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 私は17年度に赴任したんですけれども、そのときに預けがあるということで担当者から聞きました。その段階では預けが西臼杵支庁から来たということも認識しておりませんで、なぜこういう金額がということは思っていたんですけれども、今回の調査の中で14年度に西臼杵支庁から200万円来たということが判明した次第でございます。

○井上委員 西臼杵支庁と教育事務所、西臼杵支庁を中心にしていろんな分野の出先がありますけれども、教育事務所も含めて、年に何回か集まって話をするような機会というのはあるんですか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所 は教育委員会の事務局ということで、同じ建物 には入っているんですけれども、命令関係とか ございませんし、また、支庁との連絡会とかい うものも特別行われていないところでございま す。

○福田委員 先ほど説明の中で口座による管理が行われてきたということでございますから、私としては、どういう手法でやられたかということを知るためには、資金の流れを正直に教えてもらう必要があるのかなと考えていまして、本体、県庁の資金管理の通帳から業者に流れていった金額、当然、金融機関を使いますと振り込み依頼書等が必要でございますから、これを

裏づける資料。それから、本体から正常の決算で処理されたわけでありますから、通帳は1本で、通常会計と別途会計はなかったものと判断をしたいんですが、その辺は別途通帳管理をされておったものか。

資金管理あるいは残高等、私どもはフィルターを通した書類でしか見ていませんから、それを 裏づける預金通帳、あるいは振り込み依頼、それから、例えば西臼杵支庁から五ヶ瀬中等教育 学校、そして業者という流れの証拠、その辺を 知りたいんですが。

○井上委員 今のに重ねて、先ほどから意味がよくわからないんですが、財務管理というのはこういう管理の仕方なんですか、正規の書類とかは一切なしで口座管理だけで財務会計処理というのはオーケーなんですか。財務会計処理の規則はそういうふうになっているんですか。

この前の総括質疑のときに監査事務局のほうに、「きちんとした書類がそろっていたからこそ、あなたたちも見つけられなかったんですよね」と申し上げたら、「そうだ」と、「証拠書類が全部そろっていたんだ」というふうに言ったわけです。だから、監査事務局は何年来やられてもそのことはわからなかったんだというふうに回答しているわけです。財務会計の正規の処理の仕方が口座管理ということなんですか。

○梅原総務課長 全庁的な問題ですので、私の ほうから御説明申し上げます。

県の財務会計ですけれども、これは先ほど福田委員がおっしゃいましたような、所属ごとの口座あるいは通帳という形で管理されているものではなくて、県全体の財務会計ということで会計課のほうで一元的に管理をいたしております。したがいまして、各所属につきましては、予算の配当、例えば出先事務所ですと、本課か

ら、どういった事業費で幾ら来たというものが、 実際のお金という形ではなくて予算の令達とい う形で通知がなされます。各出先はその令達さ れた予算の範囲内で、まず支出の伺いという書 類をつくりまして、この時点でどういった物品 を幾ら購入していいかという決裁をとることに なります。そこで決裁になりますとそれを発注 するわけですけれども、その発注に基づきまし た納品の段階で納品書と請求書が添付されます。 その書類を添付いたしまして支払い関係の入力 をします。そうしますと県の口座から業者の指 定口座に振り込みがなされます。したがいまし て、出先事務所では一切金にはタッチをいたし ませんし、出先での口座もないわけです。した がいまして、通帳もございませんので、書類関 係としては、支出に関係する書類と納品書と請 求書がついておれば、それがすべてということ になっております。

○福田委員 今の説明でよくわかりました。初めてそういう説明をいただきましたが、そうであろうと思っていました。

そうであれば、資金の流れとしては、預け行為がありましたから、物品が納入された業者に資金が流れていくわけですから、それを証明するものも見せていただければ、なるほどというふうに理解ができると思いますので、その裏づけ、元帳から納入業者に対する支払い。預けでなければ通常の支払いになるわけですから、その支払いされた内容。そのあたりに預けが入るわけでしょうから、それを裏づける資料を見せてもらうといいなと思います。当初そういう説明をしていただけば、ここまでわざわざ来る必要はなかったんですね。

〇井上委員 関連して申し上げれば、納品の チェック、現物がきちんと来たかどうか。お金 が残るということ自体がおかしいわけで、予算の令達を出先にして、出先はお金についてはさわっていないと、出先の口座はないんだというふうに言われると、なぜ業者の手元に現金として残るのか。ということは、納入された物品が入っていないということは起こり得るということになりますよね。だからこそお金が残っているということになるのではないか。不正がないと言われるけれども、本当にそういう意味でのチェックがきちんとされたのかどうか疑問なんです。

○梅原総務課長 今回の預けで一番の問題は、 預けに関与しました職員は、発注する段階から 架空の発注、預けであるということを認識して 行っておりますので、注文した品物が納品され ないことは十分承知しておるわけです。それを 管理する立場にある職員が、書類上の品物が納 品されたかどうかを本来はチェックして検査印 を押すと、請求書なり、納品書になるんですけ れども、そのチェックが全く行われていなかっ たというのが一番の問題であります。したがい まして、実際に注文して金を振り込んだけれど も、品物が全く手元にないというのが今回の預 けの状況でございます。

○長友委員 出先のほうに架空請求をした分の 金額、幾ら幾らというものがわかってなくちゃいけないですね。また、業者のほうも幾ら幾ら の架空請求したという台帳みたいなものがない といかんわけです。その両方がそろえば、架空 請求をした金額に見合うだけの品物がきちんと 業者から入ってきたか、そういう書類はないん ですか。それをチェックしないことにはどうなっ ているのかわからんわけですね。

○梅原総務課長 所属によって預けの金額が業者に幾らあるかという残高の確認については、

いろいろな方法があったかと思いますけれども、 教育委員会で所管しております機関につきましては、行政側にはそういった残高を確認する資料はございませんでした。したがいまして、引き継ぎの時点で業者のほうに幾ら残っているかと聞きまして、それを引き継いでいくというやり方ですので、今委員がおっしゃいましたように、納品のときに幾ら使われたかという金額をチェックしていくとか、その時点での残高をその都度調べていくとか、そういったことは全く行われていなかったようでございます。

○長友委員 ここに備品等の台帳がありますけれども、恐らくトータルした金額と預けの金額が合っていないと思うんです。その合っていない分というのが、備品ではない消耗品なんかに使われたということもあるんでしょうけれども、それがきちんと合うようなものがなければ、どんな使途で使われたかわからないということで大変なことになります。そこ辺のチェック体制は本当にしっかりしてもらわないといかんのですけれども、どの辺まで詰められていますか。残った金と備品等の予算でもらった差額、あるいは消耗品等、それでもまだわからない部分というのはどれぐらいありますか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 業者に確認 しましたところ、預けの支払い、入金関係の台 帳と、通常の売り掛け台帳がございまして、そ れと突き合わせて県の支出がそこでどうなって いるか、そして県の支払いと業者の売り掛け台 帳の内容が合うかどうかをチェックしまして、 合わない分が預けということであります。また、 支払いがないのに業者の売り掛け台帳に物品が 書いてあるものが、預けからの納入というふう に判断しております。

○長友委員 公金という意識があるのであれば、

業者に預けられていたお金と入ってきた品物と の最終的なチェックをする人はどなたになるん ですか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所 の場合は、会計を担当する者と総務課長という ことになります。

〇井上委員 西臼杵支庁から教育事務所に、使ってくださいよといって200万もらったわけですよね。でも、使えなくて、17年度になって五ヶ瀬中等教育学校に、200万はよう使わないので、100万円使ってくれませんかということは、どなたの指示でされたのか。こういう会計処理の仕方についてどの範囲の方まで知っていたのか。会計担当者と総務課長はそんなに勝手に何でもできますか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所 の歴代の者に確認したんですけれども、総務課 どまりで管理をしていました。私が平成17年度 に赴任したときに、金額が大きかったんですけ れども、預け金の存在そのものが問題だと感じ まして、使いたくないということも正直ござい ました。ただ、そのままにしておいても県の損 失だというところで、総務課内で相談しまして、 なるべく早く執行しようと、ただし事務所内で の消耗品の購入というのは金額が知れておりま すので、これでは終わらないということで、金 額を減らすために、県立学校関係で配分を受け てくれるところはないかということで相談しま して、私の指示で担当者が五ヶ瀬中等教育学校 と相談したところ、受けてくれるという返事を もらったので、配分をするという約束で業者さ んに連絡して、そちらに移していただいたとい うことでございます。

〇井上委員 五ヶ瀬中等教育学校は、そういう 話があったら、校長先生も知らない、だれも知 らない、会計担当者の事務長さんがそれを受け 入れて、「お金が100万来ました」みたいな感じ で、自分で放送施設買うことにされたというこ とですか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 私も平成18 年度に参りまして、平成17年度のことですので、 前事務長から聞いたところによると、最初断る べきだった。しかしながら、教員からかなりの 備品、消耗品の要求がございます。そういうこ とから、じゃ引き受けましょうということだっ たというふうに聞いております。

○西村委員 教育事務所も五ヶ瀬中等教育学校 も、実際預けにより購入した物品の額、西臼杵 は35万5,540円、それと使用額の間に非常に大き な隔たりがあるんですが、特に五ヶ瀬のほうは 非常に額も大きいんですけれども、この差額と いうものはどこに何を使われたのか教えていた だきたい。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 今の委員の 御質問は、1,300万と備品の差額ということです か。

○西村委員 5の預けにより購入した備品というのは、18年度、17年度以前とあるんですが、 実際の使用額はそれ以上に大きいものがあるんですが、その差額です。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 この差額に つきましては、教育用消耗品とか管理用消耗品、 例えばチョーク、用紙類、トイレットペーパー そういった消耗品に充てております。

○西村委員 それは備品ではないかもしれませんけど、チョークに5年間で30万とか、そういう数字自体は出せないものなんでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 チョークに 5年間で30万という形で明確にできないかとい うことでしょうか。 〇西村委員 はい。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 非常に難し い問題だと思います。

○西村委員 消耗品だから物は確かに使ってなくなったかもしれませんけれども、納品とかお金の動き、物の動きというのは表向きの帳簿とは別にあったと思うんです。実は私たちはそこを調査するためにここに来ているのであって、教育事務所はこの差額のグレーな部分が非常に額が大きいということでありまして、余りにも移動をする額が大きいと、業者にとってはある意味脱税をさせた部分もあると思います。これは役所として、相手が民間業者ですから、そこら辺の感覚はルーズにしてもらっては困る部分だと思います。

○梅原総務課長 ただいま御質問にございました消耗品の状況につきましては、業者の台帳を見ていただきますと納入された消耗品が記載されておりますので、それを後ほどごらんいただければと思います。

○米良委員 さっき梅原課長からありましたけれども、それぞれの所属で財務管理をしておる場から出したと思っていますので、悪く言えばつかみ取りみたいな予算の消化の仕方しか考えられんわけです。そこで、校長先生も事務長さんも最近おいでになったということでありますが、もう一回念のためにお聞きしますが、それぞれの所属で、うちは来年度はこういう予算が欲しいから予算要求しますというところは全くなかったんでしょうか。皆さんたちは、消耗品とか備品要求はどこにされておるのか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 これは主管 課、例えば備品関係であれば本庁の財務福利課 に予算要求をいたします。ほとんどが学校が要 求を上げる形ではなくて、前年度踏襲で、前年 度予算に沿って令達があるという状況です。

○米良委員 自分たちの要求どおりというところには、なかなか手が届かなかったということで理解していいんですね。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 はい、それ で結構だと思います。

○米良委員 それで、預けがこれだけ支庁にあって、五ヶ瀬中等教育学校にもあって、監査委員 の指摘というのはこれまでにどういう指摘がされたのか、どこでどういうふうな監査が行われておったんでしょうか。そこ辺はどうでしょう。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所 に関しては、監査は、教育事務所の会計関係と、 小中学校につきましても給料、旅費関係の検査 などを行っているところでございます。ここ数 年は監査指摘事項はございませんでした。

〇米良委員 以前から200万円と100万円の出ど ころについて私も疑義を持っておったわけです けど、14年度200万円あって、17年度100万円と いう2度にわたった根拠はわかりますか。15年 度、16年度は全然ないんです。18年度もないん です。ただ単に余ったからという理解でいいん でしょうか。それとも、あったけれども、これ は17年度に100万円実は出す予定だったんだと、 そういう計画的なものと理解をしていいのか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 17年度に私が赴任したときに200万円近くの預け金額がありまして、先ほどと重複するかもしれませんけれども、預け金があるということそのものがどうしたものかなというところがございました。かといって、それをそのまま使わないとなると、それこそ200万円県が支出しただけということになりますので、正当なもので使っていきましょうという話で、当然担当者も使おうとしてたん

ですけれども、年間にそんなに使えるものじゃ ございません。通常の業務では支出がふえるも のではございませんので、結局これはいつまで も残ると。これは早くなくさなくてはいけない というところから、100万円につきましてはほか に使ってくれるところはないかということで担 当者と相談したところでございます。

また、赴任した当時に預け金額があるということで、会計の書類作成とか変更手続についてルーズになったと、書類をつくらなくても物が手に入れられるというところでルーズな管理になってしまったと。預けを使うことによって予算を執行していませんから、年度末に今までの支払いをという形で処理しますけれども、実際の物品と一致しませんので、その分が預けになってしまったと、そういう流れだと私は認識しております。

○米良委員 梅原課長、財政課に長くおられた から専門家だと私は思っておりますが、14年か ら18年の5年間でしたというのは何かあるんで すか。それ以前のやつも相当考えられると思い ますけれども。

○梅原総務課長 今回の調査によりまして、13 年度以前にもこういった預けが慣例的に行われ ていたということになっておりますが、県の会 計書類の保存期間が5年と定められております 関係で、14年度以降ということになっておりま す。

○米良委員 それで、ここまで処理の仕方が明らかになったということであれば、内部書類の管理の仕方については条例であるのか。例えば教育機関の出先であれば、今回このようなことであれば、本庁が統括をするという内規的なものはあるんですか。

〇梅原総務課長 財務会計につきましては、法

令となりますと地方自治法とか関係法令になりますが、それに基づきまして県の財務規則が定められております。したがいまして、本庁、出 先機関すべて財務規則にのっとって会計事務を行うこととされております。

○野辺委員 14年以前はわからないということですが、五ヶ瀬中等教育学校の1,300万円の残金があったというのはかなり大きいと思うんです。この前も当然大きな預けがあったと理解をしてもいいんでしょうか。余りにも大き過ぎるような気がします。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 業者並びに 歴代の担当職員を調査しましたが、預け自体は、 平成6年度の開校当初からあったということで あります。先ほど総務課長からもありましたけ れども、平成13年度以前の書類がございません ので、何ともそこは把握できておりません。現 に把握できているのがこの1,300万程度というこ とです。

○野辺委員 梅原課長に聞いてみたいんですが、14年の話ですけど、うちの委員会の管轄ではありませんが、西臼杵支庁から14年に200万預けがあったということです。これは支庁独自ではなくて、本庁から流れてきたというのは考えられないでしょうか。

○梅原総務課長 詳細にはわかりませんけれど も、西臼杵支庁は各部局にわたる業務を行って おりますので、西臼杵支庁には各部局から予算 の令達がございます。その令達全体の中から預 けが支庁として行われていたと聞いております。

〇野辺委員 再発防止という面からして執行体制の確立とか言われていますが、もともとこういう預けがなければこういう問題はないわけですから、再発防止策として適正なんですか。

○梅原総務課長 確かに委員がおっしゃるとお

り、財務規則にのっとって適正な手続を行えば、 こういった問題は発生する余地は全くないわけ ですけれども、そこに関与する職員が公金に対 する認識を変えたことによって、今回のような 事態を引き起こしたと思っております。したが いまして、手続的には現在のままでも、それを 執行する職員の意識が、正当な形でなければな らないと強く認識することによって、今後再発 は防げるというふうには考えております。

○宮原委員 西臼杵教育事務所が18年の3月31 というので、一覧表で5つぐらい載っています が、取得年月日というのは3月の10日というの もありますけど、ぎりぎりこの時点で取得だっ たんですか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 別冊資料の件についてでしょうか。これは3月31の分ですけれども、17年度中に発注したものが年度末で整理されているということでございます。

○宮原委員 五ヶ瀬も西臼杵支庁も平成18年度 に残高がゼロになるわけですが、知事が当選さ れたのが1月末で、知事のほうから「裏金がな いですか」という言葉が出たときに、これは持っ ておくとやばいなという状況で処理されて、そ こでゼロになったのかなと思っているんですが、 そういう部分もありましたよね。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 知事就任前 にも預けはしております。ただ、預けがまだ残っ ている状況でございます。

○宮原委員 先ほど西村委員のほうから質問に対して、台帳を見てもらえばわかりますということだったんですが、1,400万と700万の差額の700万ぐらいが消耗品ということになりますが、台帳を全部積算していくとその金額にきっちり合うということでよろしいでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 そのとおり

でございます。

○宮原委員 先ほど県の書類の管理が5年間ということでしたが、当然業者さんのほうにもそれなりの台帳があったということですが、そこには14年以前の分も記載されたものが残っていたんでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 お答えいた します。

13年度以前については全く書類がございませんので、調べようがありませんでした。

〇宮原委員 業者のほうにもなかったということですね。わかりました。

○長友委員 今回、こういう一連のことを受けて職員の処分等があったわけです。その中で、前線の職員というのはかなりの役職の方であったと思うんですけれども、学校の先生というのはこういう会計には疎い部分があるんです。私の経験上から言いますと、理科の職員で、年間使える予算は、備品がこれぐらいしか使えません、消耗品はこれぐらいしかいかんです、こういう形で来ますので、その中で計画に沿って、あるいはそのときに必要な消耗品等というのはやっていくわけです。残額等を確かめていくわけです。残額等を確かめていくわけですが、まさか預け等そういう中で仕事をしているという感覚は全くないわけです。

こういう場合、もし学校の先生たちにも一端 の責任があるというようなことになってきます と、処分の対象になってまいりますので、その あたりについてはどうなのか。学校の先生たち も財務会計処理等に対する研修等は必要ないの か、その辺についてどんなふうにお考えなのか お尋ねします。

○梅原総務課長 学校の教職員に対する研修で ございますけれども、冒頭の再発防止策で申し 上げましたように、事務職だけではなくて、す べての職員が財務会計については共通認識を持っことが必要であると思っております。したがいまして、教員であっても例外ではない。現在、各学校においては事務職員から教員に対しての会計研修を行っていただくようにお願いしております。また、管理職につきましては、最終決定権を持っておりますので、特に会計事務についての最低限の知識を持って書類のチェックに当たっていただくようにお願いしているところでございます。

○野辺委員 私は、備品の確認もそうですけど、 預けが発生したこと自体がどうも不思議である わけです。そこで、工事請負の事務費とかでは ないかと思うんですが、県単独事業で予算執行 しているもの以外で預けていたものがあるんで しょうか。

○梅原総務課長 預けの原資と言われました事業は県単独事業で執行残が出たもの等が預けに回っているようでございます。

○野辺委員 国の事業でも、例えば予算消化していない事務費等は返還しなければならないと思うんですが、それらの問題は今までなかったんですか。そういうものを預けしておるんじゃないか。

○梅原総務課長 御指摘の国庫補助事業につきましても一部預けに利用されていたケースが、 今回の調査で認められるということでございます。

○米良委員 五ヶ瀬中等教育学校の事務長、先 生のところの備品あるいは事務用品は、現在十 分に調達できているというふうにお思いですか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 十分とは言い切れないと考えております。

〇米良委員 例えば、大きなもので。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 備品という

ことに限らず、運動場関係が雨が降るとぬかるんでしばらく使えない。今、体育大会関係も隣の五ヶ瀬町のグラウンドを利用している状況ですので、グラウンド整備をしてほしい。広い意味での環境整備がまだ十分ではないと思います。もう一つつけ加えれば、本校は木造建築ということでございまして、雨ざらし、日ざらしということで当然腐食をしてまいります。防腐塗装が数年おきに必要なんですが、これを全部一遍にやろうとしたら何千万というお金がかかりますから、200万単位とかで毎年少しずつやっていけば、予算の平準化もできるというふうに感じております。

○米良委員 続けてですが、今まで備品を調達 しましたが、中には不必要なものもあったかな という感じはしませんか。ちょっと言い方は悪 いですが。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 そういうふ うには感じておりません。

○太田主査 それでは、質疑もあったようですが、備品台帳と関係書類を見ないとわからないところもありますので、お諮りをしたいと思いますが、これ以降、秘密会により行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○井上委員 その台帳は、預けに関して正規のものじゃないんじゃないですか。平成18年度は、五ヶ瀬中は100何万消化するために一生懸命100万円近く買っているわけです。これは預けの備品台帳と、先ほど西村委員に答弁されたのは、備品とか消耗品の正規の予算もとってますね。それの台帳と両方ないといけないと思うんです。その辺がないまぜになっていたら、正規の予算として備品用、消耗品用の予算はあったのに、その上にまだ預けの予算が別にあると。この備品台帳ともう一つの備品台帳、両方ないといけ

ないと思うんです。本来はこれはないものだから、隠されていていいわけですけれども、一方では正規の備品台帳もないといけないということなんですね。そこのところはどうなんでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 今、井上委員がおっしゃった件ですけれども、正規に購入した分と不適正な事務処理によって取得した備品については分けてつくってきております。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 預けにより 購入した備品でございますけれども、本年度の 9月5日に備品として行くようにはしておりま す。今後は正規に購入した備品と同じように管 理をすることになっております。

○太田主査 ということで、今から関係書類を 見たいと思いますので、秘密会にしたいと存じ ます。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 それでは、秘密会とすることに決 定いたしました。

委員、事務局職員、関係説明員以外の方の退 室をお願いいたします。

〔関係者以外退室〕

○太田主査 ただいまから本分科会を秘密会と いたします。

秘密会の議事の内容を他に漏らした場合、委員は懲罰の対象となりますので、御留意ください。

[午後2時9分 秘密会に入る][午後2時42分 秘密会を終わる]

〇太田主査 それでは、全体的にありませんか。

〇川越西臼杵教育事務所総務課長 1点、先ほ どの通帳の件で質問してよろしいでしょうか。 業者の通帳の中には取引業者の情報等が入って おりますので、そのあたりは消して、あくまで も県からの入金だけとわかるような形での依頼 ということでよろしいでしょうか。

○太田主査 この分科会、現地調査ということで入ったわけですが、業者さんの名前は公表しないという信義のもとでやっておりますので、そういう点を配慮して、業者さんがいいですよということであればもちろんいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、以上をもって終了いた します。

執行部の皆様には、大変御苦労さまでした。 暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時46分再開

○太田主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、申し合わせにより、審査の最終日に行うこととなっておりますので、12月4日の午後1時半に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井上委員 私自身は、きょうここに来て、より一層西臼杵支庁に対して疑問がわくわけです。 採決の前に疑問を解決するのか、それとも採決してしまってからまだ審議をするのか、そこは皆さんに諮っていただきたいところなんですが、西臼杵支庁は、各部からのお金が予算の執行上入ってくるようにしてあったわけです。迷惑な話で、西臼杵支庁が200万よう使い切らんが、おまえたちで使ってくれみたいな話で、ぽんと投げるようにされているわけです、税金を。そういう意味で言うと、各部相乗りでということで 結構ですけれども、西臼杵支庁に対して審査できる状況というのはないのか。それとも、これで終わりで採決に行かざるを得ないのか、そこをお諮りいただきたい。

○太田主査 皆さん、どうでしょうか。きょう は時間がないということで、これで閉じること になっておるわけですが、実はこれを受けての 協議がないなと思っていましたので、あした、 採決の前でも委員間で協議する時間は持ったほうがいいのではないかとは思っております。

〔「午前10時で」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、次の分科会は12月4日 の午前10時に開会し、採決は午後1時30分とい うことにいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時49分散会

午前10時4分開会

出席委員(9人)

主		查	太	田	清	海
副	主	查	泂	野	安	幸
委		員	米	良	政	美
委		員	福	田	作	弥
委		員	野	辺	修	光
委		員	宮	原	義	久
委		員	西	村		賢
委		員	長	友	安	弘
委		員	井	上	紀七	七子

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主査
 湯地正仁

〇太田主査 分科会を再開いたします。

まず、昨日の現地調査を受けて、委員間での 意見交換を行いたいと存じますが、よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 それでは、意見交換を行うことと いたします。

各委員で何か意見はございませんか。

○井上委員 昨日の現地調査で出てきた問題点というのはいろいろ分析できると思うんです。一つは、財務会計のあり方、もちろん規則、いろんなものが決まっている範囲の中のことですから、それをどういうふうに再発防止に役立つように変えていくのかということは指摘してお

く必要があると思うんです。書類さえそろって いれば別に問題点はないとされているわけです から、そこの問題点があると思います。

それと、長期にわたって一者随契みたいにして、長年にわたって必ずそういうところがあるわけです。消耗品に関して言えば、きのう出た業者さんみたいなところが必ず1カ所あるわけです。これは透明性、公正性を欠く。本来なら監査の時点でもわかり得たことだと思うんです。こういう問題点をどうしていくのかという指摘が必要だと思うんです。

それと、きのうも再三委員から出ました、資金の流れを考えると、やっていることは全部一緒のことをしていると思うんです。やり方としては一緒でしょうけれども、西臼杵支庁に対しては、決算委員会の場所ででも何らかの形で議論ができるような場所を確保していただきたい。この3点を申し上げておきたいと思います。

○西村委員 今の井上委員の話どおりで、現場の資料を見て、かなり悪質なものを目の当たりにすると、私たちの気持ちも大分変わってくるんです。先ほど主査がおっしゃったように、きのう見たところ、分科会の範囲ではどうしようもできない部分がたくさんありました。ですから、特別委員会のほうに戻した折に、本会議等でどうなるかわかりませんが、継続審査のような形にしていただいて、そこに百条調査権を付与して、秘密会でもいいから業者を呼んで、合同でもいいからヒアリングをしてはどうかというのが一点。

もう一点は、備品と使用額との差が非常に大きな消耗品の額、これは尋常じゃないです。正規で買った消耗品と裏金で買った消耗品、また、買っていない消耗品というのが一番の原因になったわけですよね。今回、副知事が担当され

て、自分の目ききで、これは正規だ、これは不 認定だということを判断されたわけですから、 一度呼んで話を伺うべきじゃないかというのが もう一点です。 2 点お願いします。

○福田委員 私は、百条委をかつて (聴取不能) 相談したんですが、なかなか参考人質疑に出て こないんです。一番の決め手は証拠書類なんで す。きのう、あえて財政課におりました梅原課 長も言っておりましたが、すべての資金は出納 事務局を通じて処理しているということだから、 電算ですからそうかなと思ったんですが、ここ と相手先の口座を両方、売払帳を見れば流れが よくわかるんです。そこまで踏み込んでやるか どうかですね。参考人招致なんかには出てこな いでしょうね。決算を今回の議会としてやるか どうか。それまでやると県政が混乱して足踏み するとなれば、どこかでとどまらざるを得んで すからね。

最小限のことは議員としては知っておく必要がある、何回もですからね。どこの県もある。 3日の宮日に片山さんが書いてましたね、「あなたの町の財政は大丈夫ですか」と、後半に書いてありました。議会とか監査委員会はチェックしているだろうかと。私どもも日常の業務に追われて、普通は余り見てないですね。今回、改めて、公金の使い方、意識を欠いた今回の流れは議会の責任も重いなと思って、責任を痛感しております。それを一回一回チェックできるような体制でもないですし、今までの決算の質疑なんていうのは、前回はなかったですもんね。

○長友委員 きのう一番感じたのは、西村委員 も言われましたけど、預けた金額から備品を後 で入れてますよね。備品に使ったお金は明確に なっていますから、その合計額はわかるわけで すけれども、預けの額と備品の額との間が消耗 品になっているんだけど、その消耗品に関して も、納入業者はこれこれしかじかのものを入れ たと、それを受け取ったというものがないとい かんのですけれども、そこは非常にうやむやに なっているというかわからない状況で、果たし てその差額が全部消耗品で満たされたかという と、そうじゃなくて、その中の一部は――ほか の委員会で野球のユニフォームとかに使われて いるというのがありました。空白の部分という のはひょっとしたらほかの目的に使われたん じゃないか。例えば食糧費みたいな感じで使わ れたんじゃないかということもあるわけです。 だから、非常に不明な部分が多い。こういうこ とが常態化していたということが問題だから、 それが本当になくなるような方策を考えてもら わにゃいかんなという気がします。そこはわか らんかったです。

そして、これは別の所管でしたけれども、そ こで事務をしておった下の人は非常に苦しんだ という経緯があるわけです。財務会計処理のノ ウハウを知っているわけです。ところが、上司 から、これを何とか処理しろと言われたときに、 良心の呵責に物すごく悩んで、ちゅうちょして いると無能力呼ばわりされるわけです。だから、 どこに責任があるのかと、この金の権限がです ね。恐らく、西臼杵支長とかになってくると、 トップですから、そこ辺にはタッチしないと思 うんだけど、その下の出先とかいろんなところ の会計に関する長あたりが采配をすると思うん です。そういう意味では、会計にタッチする職 員の間でも非常に落差があるということもきち んと知った上でないといかん。処分が相当だっ たかと、どこらあたりに重い処分が科されてど うだったかということも見きわめていかないと、 公平なものにならんという気がしました。

そこ辺までひっくるめて、何らかの形でそういうことのないようにやらざるを得んだろうと。 責任のある立場の人たちの処分というのは相当だったかどうかということをもう一回きちんと見らにゃいかんかなという気はします。

○米良委員 きのうからずっと言っておられるように、財務管理に一番問題があったと思うんです。例えば、200万と100万が支庁から出ておるということでしょう。梅原課長は、こっちのほうで出入りの分は管理しておるという話でした。だから、二重構造になっておる部分が結果的にはどうなっておるのかということもこれから大事なことだと思うんです。片一方は本庁で監督しておる。100万、200万ひねり出したのは何かということです。そこ辺の二重構造的なものの解明というのも一つは大事じゃないかというふうに思っております。

もう一つは、長友委員がおっしゃるように、 常習化してきたという過去のみだりな行為、そ こ辺は何十年も続いておると思うんです。きの うバスの中でも言ったように、5万円で買った のが、本当は4万円で、あとの1万円は業者の ほうがいろんな会合に支出しているかもしれん。 そういう裏金的なものも派生をしたという実態 もあるかもしれません。疑えば疑うほど切りが ないですけれども。さっき井上委員もおっしゃっ たけれど、1者だけというのが問題でしょう。 延岡でもたくさんあるんです。私は椎葉村に3 年おりました経験から、椎葉にも文房具店はあ りますけれども、しょっちゅう延岡、日向あた りから上がってきて、あれはどうでしょう、う ちはこのぐらいですわという折衝の時点で、じゃ 日向を今度は選ぼうかとか、延岡にしようかと かなる。1者だけというのが、身近に高千穂に あるからというのは通らんのですよ。絶対そこ

辺は相見積を出させるとかいろんな方法があったはずですから、そこ辺が一番疑義を持つところです。

○長友委員 財務会計の仕組みで、現金はなか なか扱わないわけです。振り込み方式になって いるわけです。だからそういう業者から入れな くちゃいけないということですけど、もし現金 を扱えるんであれば、そこ辺のスーパーに行っ たほうがよっぽど安いんです。県民の税金を安 く使うという意味ではですね。だけど、現金で いいということになってくると問題になるで しょうから、物品管理をしっかりやって、そこ から排除していくシステムにしようという改善 策が出されていると思うんです。今言われてい るような物品納入に関して、一者随契じゃなく て、何社かできちんと入札して納品をして、そ れから出すという方式になれば、税金をできる だけ有効に使うということにはつながると思う ので、再度我々としても、どんなふうにするの かよく確かめないといかんという気がします。 ○福田委員 物品の購入は、今までは幾らまで

が入札で、幾らまで相見積だったんでしょうか。 〇太田主査 随契と相見積、一般競争入札とか 金額の定めはあります。

○福田委員 相見積というのがまたいい加減でして、納入を内定されている業者が、ほかの業者の見積書を収集して適当な数字を入れて出すのが業界で慣例化しているんです。これはいろんな物品納入等そうだと思いますが、その辺のチェック体制もしっかりしないと、民間でそんなことをしていたらつぶれます。お上ですからやれたんでしょうけど、相見積もあんまり信用ができないんです。

きのう一者随契と言っていました。裏金、預 けをさせるためには、複数の業者にやりますと ばれますから、当然1者に絞ってお金をコントロールしておったわけです。だから、預けたお金は行政のほうがコントロールしているわけです。業者ではなくて行政がコントロールをする。実際、裏金ですよね。ほかの委員会も同じようなことをけさ話していましたが、予算の単年度主義がこれをさせたと思うんです。悪意でやったんじゃないと。善意に解釈すればそうなるんですが、それは、セクションの責任じゃなくて、全体でコントロールしておったということが、きのうの資金の流れの説明からうっすらと推察できるような気がします。

○井上委員 今、福田委員が言われた、単年度 主義については本当にすごい問題点があると思 うんです。これは執行部側だけではなくて県議 会もそうだと思うんです。「使こちょっとじゃか いしようがあろか」みたいな、そういう感覚と いうのがなかったかといったら、あると思うん です。だから、私どもも、決算に重きを置いて チェック機能を果たしたかと言われると、非常 に問題点はあると思うんです。ここも一つ議論 の余地はあると思うんです。

深く突っ込めば、国に予算を返すのかと、せっかくこちらにおりてきたものを、それを目いっぱい使うと。残せば返さないといかん。それをうまく裏金という形で残す。西臼杵支庁はそれだけの事業数があったと思うので、結果として金を残したと思うんです。全部が全部悪い意味ともとれないんです。その辺の問題点について、どうしていくのかということについてはきちんとしないと、節約した分が喜ばれるかというと、そんなこともないということになるわけです。国の予算は使い切って、50円ぐらい残りましたで返したいと、その発想をどうしたらいいのかというのが問題点としては残ると思うんです。

本来は安くで上がるのはいいことですが、地方 として、財政が非常に厳しい中に、そこは突っ 込みが難しいところだと思うんです。タコ足み たいな状態。

○河野副主査 いいほうに考えた場合には、地 場産業育成ということも考えられたと思うんで す。

○太田主査 大体皆さんから出されましたが、 一つは、この分科会の権限を越えるところもありましたので、そういう意味で言われたんだろうと思いますが、特別委員会で何らかの対応をすべきだということもありました。こういった議論をすると、うちがどんどん調査せにゃいかんということになりますけれども、基本的には書類審査で、表上は、監査委員を動かさなければ、私たちは直接いろんな調査はできません。もう一つは百条という形でやっていく、この2つぐらいしかないのかなと思っています。

私もそういう場におったものですから感じる のは、井上委員が言われたような、宮崎県のた めによかれと思ったときには、こういうやり方 もあるなと思うのは、国の補助事業をもらって、 それを本当にやれば余ることは余るんです。そ の余りを厚生省なり国土交通省に返すとなると、 省自体が返さんで使い切ってほしいというイ メージを各自治体に与えるものだから、また担 当者も、返す作業もいろんな書類の変更とかあ るものだから、宮崎県に来た予算であれば、宮 崎県でいい意味での消費活動に回したり、ほか の課で足りないのをそろえてやったがいいかな と、よかれと思ってすることが、結果的には財 務会計上悪かったということになっている。善 意で解釈するとですね。地元の業者がいい意味 で潤った部分もあるかもしれないけど、それが 不正の温床になっていくところに問題が出てく

るから、悩ましいところはあると思うんです。

ただ、そういう形で現場で必要なものを実現するんじゃなくて、財政課の予算の中できちっと認めていくような形をどう制度的につくるのか、その辺がやらなならんところかなと思っています。

それと相見積も、言われるとおり、恐らく見ないふりしておってあげると、相見積を持ってきたら、それを一応信用してやってあげたほうがいいかなというのも慣例としてあったでしょうね。悪いことだけどですね。

○米良委員 結果的にそうであっても、その過程において、今まで長い間、1者独占ですか。 ○太田主査 きのうの話の中では、「預けをしているところについては1者にお任せをして、その他は延岡あたりからもとっているんですよ」と、「預けの部分だけはそこの業者から、正規のやつはいろいろな業者に呼びかけてやっているんですよ」という言い方をしたから、表上はきちっとされているんだなとは感じたんですけど

ね。

○長友委員 経験上から言うと、例えば顕微鏡というのは数万円するわけです。これはオリンパスとか島津とか機種があって納入業者が違うんです。相見積を出させれば違った価格で出てくるということで、そういうのはきちんとした形がとれるんです。同じ島津製品を個々の会社がどうするかこうするかとなったら、ちょっとわからない点は出てきますけどね。ある程度の備品になってくれば相見積をとるということはあるんです。

○太田主査 正規のやつは基本的にはそれに のっとってやっていると思います。預けについ ては、1者だけで、言われるとおりというよう な感じではあったでしょう。ただ、いかにも不 正的なというか、水増ししたというのはそんな になかったとは思う。それは断定もできないん ですけど。

〇井上委員 きのうのあそこに残っている書類 は、見積書と計算書ときちんと来てました。そ れを見ていると、預けの部分が下の段に2項目 とか1項目、3項目ありました。年間通して積 み上げていくわけだから、1カ所だけにがばっ と30何万とはしないで、小さく小さく積み上げ ていって、結果として教育事務所としてはこれ ぐらい残すというのが出るようにしてありまし たよね。だから、あの方法をとればいつだって できるんです。そして、例えば教育委員会の財 務福利課が持っていて、そこから幾らあれして も、書類上は全部そろっているわけだから、口 座の振り込みにその金額が入るということは、 出も入りも合致するようにしてある。ただ、西 村委員から再三あるように、本当に入った金を きちんと正規に使ったのかと言われたら、使っ ていないものだから、それが不適正な事務処理 としてずっと積み上がってきて残るということ だと思うんです。

私の考え方ですけれども、分科会で採決が可能なのかどうか。決算を不認定にしたからといって、何か意味があるのかと言われると、非常にそこのところが残念なんですが。分科会で今回採決をする前に、主査のほうから主査会の開催を要求していただいて、決算の分科会において認定するに至らない、採決に至らないので、全体の委員会を開いて、所管を越えて疑義のあるところについては意見を述べさせてもらって、そこに、例えば西臼杵支庁を呼ぶことができるようにしていただければと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。だから、今回、分科会の採決は延ばすというふうにしていただきたい。

〇福田委員 きのうの文具店の口座の写しは来るんでしょう。

○太田主査 来ると思います。業者に話してみるということでしたので……。向こうが拒否したら求められません。

○宮原委員 これは宮崎県だけの問題じゃないと思うんだけど、国から補助事業で来たお金が100円残ったとか50円残ったとしますよね。それを実際返している県があるのかどうか、そういったところも聞いてみたいと思うんです。今後は一切預けがないようにしていこうとすれば、何円か残ったのは処理しようがないからですよ。コピー用紙1枚とか2枚という話になってくるでしょうから、そういったものがどうなのか。

それと、先ほども言われたように単年度主義、 予算で残した分が裏に入らずに表にあれば―― 何かいいシステムがあったほうがいいのかもし れんとですけどね。

○太田主査 今まで聞いたところでは、補助金の返還をしているところがあるかどうかわかりませんが、返還自体は、所管の省庁が返さないでくれという暗黙の雰囲気があったと思います。「わかりました。それを福祉現場に回します」と公に厚生省なり国土交通省に言っちゃまずいものだから、結局、適正でない処理になりがちなものを補助行政自体が持っておるかなという感じはしました。

○井上委員 五ヶ瀬中等教育学校の事務長が、 米良委員から「ほかに欲しいものがあったんじゃないですか」みたいなお話をされたら、「本当は グラウンド整備が」云々とおっしゃったじゃないですか。1,500万近くあったわけですよ。全部はできなくても、少なからずそういうのが使えたら、どれほど五ヶ瀬中の皆さんもよかったと 思うし、本当に生きたお金の使い方になったと 思うんです。お話聞いていて、無理くり放送施 設買ったり、パネルをいっぱい買ったり、ビデ オカメラを買わんでも、そういう使い方ができ れば本当はそっちがいいわけです。西臼杵支庁 も、金を持っているだけじゃなくて、本当に必 要なところに必要な配分ができればそれが一番 いいわけですよね。長友委員が言われるように、 買わんでいいものを買ってきつかったと思いま すよ。

○太田主査 きのう確認ができなかったかなと 思ったのは、消耗品が何千万とかなっていたん でしたか、東臼杵の教育事務所所管の小学校、 中学校、高校──今、学校現場は予算が少ない と言われている。それと教育事務所内の消耗品 を集計するとそれぐらいの数字にはなるのかな と思ったり、その辺を確認できなかったと思っ て、気がつかなかったところがありました。

○宮原委員 小さな文具屋さんから話を聞いた ことがあったんですが、これについてというこ とではなくて。今、宮崎の大きなところが大量 に仕入れをするから、価格は下がるわけです。 だから、どうしてもかなわんというわけです。 振興局とか土木事務所にファイルがそれなりの ものが行く。地元業者に何が回ってくるかとい うと、3枚足りないから3枚ファイルを持って きてくれとかいうような注文しか来ないという んです。そうなると、自分たちも税金払って地 元で一生懸命やっているのに、何で地元からとっ てくれずに宮崎あたりなのかというクレームを もらったことがあったんです。ああ、なるほど と。そういったことを議会でもやってほしいと いうこともありましたが、消耗品も安いところ からとろうというのは県のほうにもあったんだ ろうと思うんです。でも、地元業者はその価格

じゃだめなんです。1者でしたから、そこは裏 金だから値段はどげんでもよかったんでしょう けど、地元業者の育成ということから考えると、 その辺のあり方も考えていかないと、安いとこ ろに行けだったら、多分、地方の文具屋さんは どこも残らなくなることも考えられます。

〇太田主査 ほかに要望はありませんか。

それで、主査会でということでありまして、 時間の流れで可能かどうかわかりませんが、西 臼杵支庁を再度呼んで全体の中での確認はした いということでありますね。

きょうの午後1時半とか3時に採決しているところが、今後また動くかもしれないんだけど、 実は日程として入っているわけです。その辺の 時間的なものが可能かどうか、流動的でわから ないところがあります。

○長友委員 こういう問題を含んで決算審査を しているんだから、分科会でどういうものが出 たということを一回主査会に持って帰って、そ れから採決をしないといかんのではないかとい う気もするんです。

○太田主査 ということであれば、12時までに 状況の報告はしないといけませんね。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午後1時32分再開

〇太田主査 分科会を再開いたします。

ただいまから採決を行う予定でありましたが、 他分科会との調整に時間を要することから、暫 時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後5時17分再開

〇太田主査 それでは、分科会を再開いたしま

す。

まず、本分科会に付託されました議案の採決 を行いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田主査 議案第7号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

○井上委員 まだ十分な審議を尽くされているというふうに理解できないんです。西臼杵支庁のお話も聞かないといけないし、残っていると思うんです。これを県議会がそのままでいいというふうにはとても思えないんです。公開をきちんとしなければ。じゃ何ですかと言われた場合、まだ審議を尽くしていないんだから、審議を尽くすべきだという発言をここでしないと、

「採決に入ります」と言われて、継続でと言っても、人数が多いからといってまけて、それでおしまいだと言われると非常に不愉快というか、 審議になっていないと思うんです。審議を尽くすのが私たち分科会の責務でもあると思うんです。

〇太田主査 審議を尽くすということは、継続 ということでしょうか。

○井上委員 それを、数で不認定だと、不認定 が最高なんだからということで抑え込むという ことには疑義があると言っているんです。今回 の場合、それは間違いだと思います。

○太田主査 間違いかもしれませんが、時間の 関係でですね。十分議論をしてきたわけだから。

〇井上委員 まだあと2日あるわけです。

○太田主査 主査会の中ではそれはもう無理というふうに言われました。

〇井上委員 主査会はおかしいと思うし、今回、 決算の特別委員会が時間的に延びた理由は何な のかということを考えたときに、もちろん現地 に行く。現地に行って問題点が出てきた。出て きたらそれを十分審議するということだと思う んです。だからこそ日程を延ばしたと思うんで す。そういう意味でなければ、今までの日程ど おりで、不認定なら不認定でそのままでよかっ たはずなんです。だけど、今回の場合違うんで す。不適正な事務処理というのがあったからで すね。

○米良委員 私がさっき皆さんに問うたのは、 継続審査はあり得ないというのを前置きしたんですけれども、不認定は不認定で一応終わって、 その後も文教の委員会は存在しておるわけですから、機会があれば、さっき言われたような西 臼杵の問題だって、我々は調査できんことはないと思うんです。そのときの状況はどうだったのかぐらいの委員会としての権能もあっていいと思うんです。こちらがチェック機関だから、 そこまでチェック機能を果たさなきやならんというのが使命だから、そこ辺は、決算の分科会とは別に文教警察企業常任委員会でできると思います。

○井上委員 分科会は分科会としての役割をしっかりと果たすということを考えたときに、西臼杵支庁だって、長年常態化してきて、それを引き受けてつないでやってきたわけですね。だから、金をよう使わんから、200万、西臼杵教育事務所に使ってくれんかと。西臼杵教育事務所もよう使わん。五ヶ瀬の中学校に100万使ってくれんかと言ってやっているわけです。そういうことが常態化していたということは、そのときの一担当者だけでできる話ではないと思うんです。それが全体の中でわからなかったと言われる、大きいところも含めて。だから、担当者レベルだけの処分で済んでいるけれども、それ

で本当にいいのか、そこがわからないんです。

○太田主査 時間の流れがあるから、現状としては採決を諮らなければならない状態になっておるということです。

○西村委員 文教の場でも、私は前々から現地 調査に早く行ってくれということは常々言って いました。それが延ばし延ばし、最後のチャン スで決算で行きますよということで、一遍にす べての分科会で行かれたことは非常にありがた いことで、行ってみたらたくさん出てきたわけ じゃないですか。主査会の中ではどうかわかり ませんけれども、私が聞いている範囲では、ど この分科会も大変なことになっているという話 です。それで、今回、不認定で終わるか終わら ないかは別として、もうちょっと尽くす必要は あるんじゃないですか。だって、今やっと出て きたところじゃないですか。

○太田主査 幹事長会議の中では、そこまでせんでいいんじゃないかという気持ちの人も実際おられたんです。そういう流れの中で後半にこういう形になったということで、それぞれの分科会が一つの結論を出しているという状況です。だから、状況としては採決を諮らなきゃならん時期になってきておるということです。一応意見は聞きますが、権限としては採決を諮っていきたいというふうに思っています。

○井上委員 今のままで行けば、調査委員会があったんだから、調査委員会が調査したものはそれでしようがなかったと、それを追随するということになりかねませんよ。そのままで行けば。それはちょっと問題ありで……。

〇太田主査 暫時休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時36分再開

〇太田主査 分科会を再開いたします。

再度、本分科会に付託されました議案の採決 を行いますが、よろしいでしょうか。

○井上委員 まだ審議が尽くされていないということで、継続ということを主張したいと思いますので、継続を諮ってください。

○太田主査 継続審査との意見がありましたが、 議案第7号について継続審査とすることに賛成 の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○太田主査 挙手少数。よって、議案第7号については、継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されましたので、ただいまからは、認定するかしないかのいずれかをお諮りすることになります。

それでは、議案第7号の賛否をお諮りいたし ます。

議案第7号について、認定すべきものとする ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

〇太田主査 挙手はありません。

それでは、念のため反対採決を行います。

議案第7号について、認定しないことに賛成 の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○太田主査 挙手全員。よって、議案第7号は 認定しないことに決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。 主査報告の内容に盛り込みたいことについて、 何かありませんでしょうか。

○福田委員 今、継続の希望もありましたとおり、我々が決算審査をする段階で、いろんな制約条項に阻まれまして考えたような決算の審査ができなかったということは、お互いがもやも

やした状態でおるわけですから、井上委員の発言になってあらわれました。その辺、次期決算審査に向かっての工夫が必要ですね。主査会等でその辺を打ち合わせをしてほしいです。大事なことだと思います。今から毎年決算をしていくわけですから。今まではこういうことは余りないことでした。お互いにほどほどだったんですが、分科会ごとの決算の審査でしたから、制約がありまして、資料等も要求どおり出てこなかったし、あるいは目隠しでの資料が多く出されました。そうしますと、これはわからないです。

○太田主査 会議規則等では、そういうのが想定されれば合同の分科会等もできるということもあったようですので、その辺を工夫しながら使うことは、想定されればできるんじゃないかと思います。

○長友委員 採決をする前に、現地調査をした 結果で、その他の分科会に係ることが調査でき ないという制約が出てくるわけですから、そう いうものについてもう一回全体で調査できる チャンスというのはつくってもらわなくちゃい けない、そういうあり方というのはやってもら わなくちゃいけない。その上で採決に入ればも うちょっときちっといくと思います。

○太田主査 私もやってみて、時間の流れがあると、その時間の流れでやっていかにゃいかんものですから、できたら2日前、3日前に想定しながらそういうのをぽっぽっと入れていく必要があったかなと。せっぱ詰まって言われたときに、全体の流れも見ておかないといかんものですから、皆さんの意向にこたえることができませんでしたが、早目早目に対応しておかないといけないと思いました。今回の教訓として、次回はその辺が可能ではないかと思いました。

○井上委員 やはり、決算の不認定の持つ意味、 その重みを執行部側にきちんと受けとめてほしいということは、主査報告の中に入れてほしいと思います。先ほどから、所管外のところは見れないとかいろいろな問題はあったので、そこは繰り返しませんが、そういうことも含めて……。それと、決算のあり方、単年度予算の組み方、予算の連動性、次期予算に関する考え方を含めて、不認定の持つ意味というのをしっかりと主査報告の中に入れてほしいと思います。

不認定だからといってだれも何も受けないん です。民間だったら役員の人が交代したりとい うことが起こるんですけど、一切起こらないん です。だれも処分されるわけでもないし何もな い。なぜ不認定にしたか、それこそが県議会の チェック機能なんです。それが生かされたとい うことがなかなか理解していただけない。「見て ない」などと言われている。そこが非常に残念 でならないわけです。不認定に至った経過とい うのは私たちも明らかにしないといけないし、 また、不認定になったということを執行部はき ちんと受けとめる。そのシステムができなけれ ば――ここまで言ってどうかと思いますが、議 員発議案の条例までつくるぐらいないと、今回 のことはおかしいと思うんです。ここまでしな いといかんとやないかと逆に思います。

○西村委員 分科会方式の限界の話はあわせてお願いしたいと思いますし、来年以降も、この方式は非常に問題がある方式ということがわかったから、置いておきますが……。

今回、不適正な事務処理という問題が非常に 尾を引いているわけですから、今回で本当に終 わったかわからないわけですから、経過監視を、 県議会もですけど、執行部がちゃんと責任を持っ てやってほしい。今回も結局は備品台帳が非常 にルーズだったからこそチェックができなかっ たということが出ましたので、ここも踏まえて いただきたい。

○井上委員 そこまで言及すれば、財務処理の 仕方については突っ込んだ意見を出しておかな いと、通り一遍の主査報告ではそこまでははっ きりならないと思うんです。主査報告の中に、 財務処理のあり方──やろうと思えばいつだっ てできるんです。どんな場合だって。もしこれ を個人でやろうとしたら可能性はあるというこ となんです。犯罪を起こす一つの温床にもなる ということなんです。だから、そこも含めて財 務処理のあり方はきちんと、もうちょっと当局 に考えさせる必要性はあるのではないでしょう か。再発防止の意味からもそこをきちんとやっ ていただきたいと思います。

○福田委員 私は、資金のコントロールは1カ 所だと思いました。だから、物すごい責任のあ る方がいらっしゃるんです。それをしっかり見 れる担当分科会があるんですから、それを見な かったことは残念だなと思うんです。私たちの ところは枝葉末節ですね。資金のコントロール はきのう聞いた限りでは1カ所だなと思ったん です。ここが大事ですね。

○太田主査 それでは、主査報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇太田主査 それでは、そのようにいたします。 そのほか何かありませんか。

何もないようですので、以上で分科会を終了 いたします。

午後5時47分閉会